

新支那讀本

殿田孝次著

高山書院刊



0005327000

0005327-000

312.22-To541s


新支那讀本

殿田孝次・著

高山書院

1940

ABC



殿田孝次著

新支那讀本

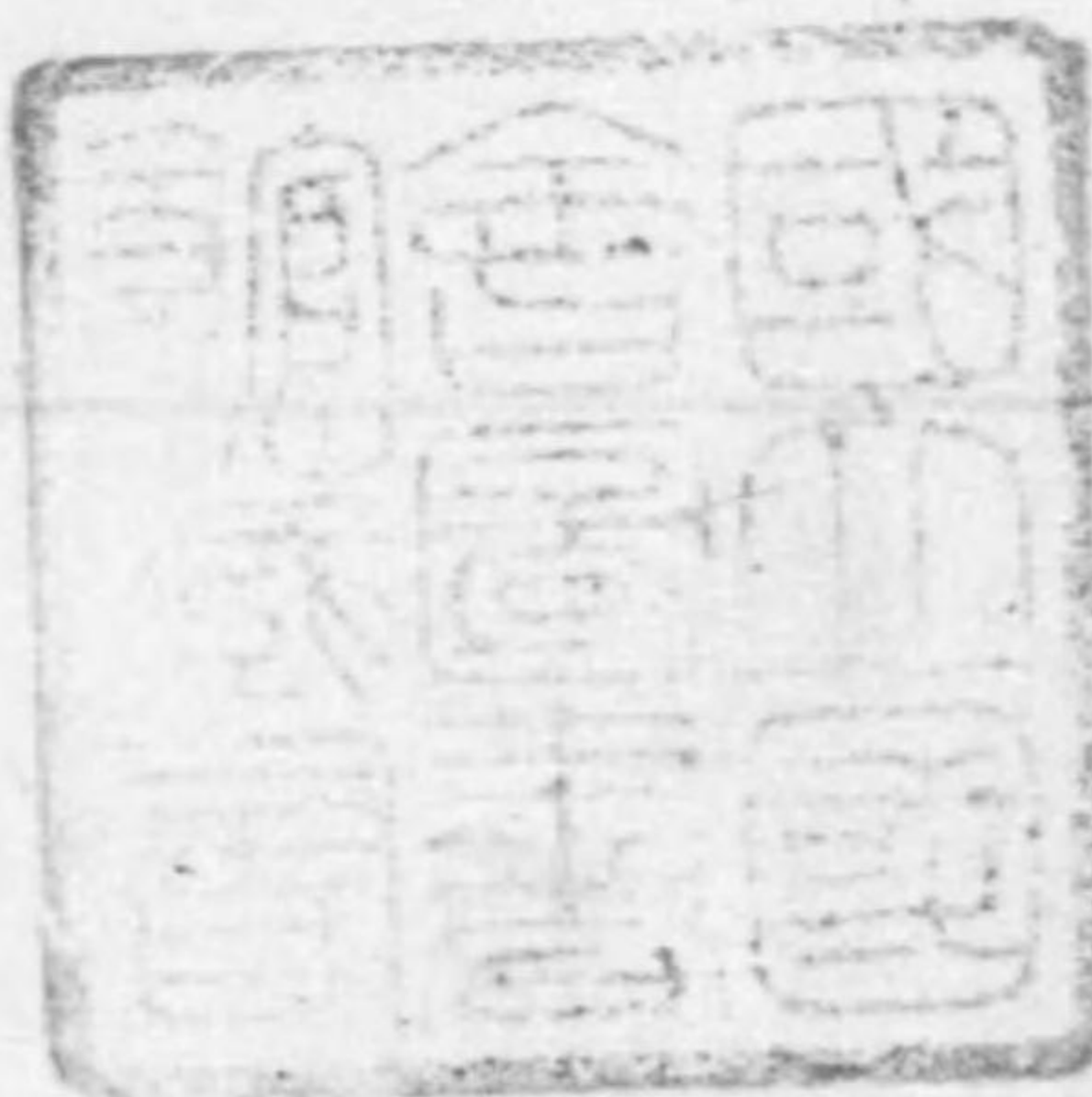
高山書院刊

共
共
榮
存

文
卷
印
印

字題爵公機文衛近

312.22
T0541e



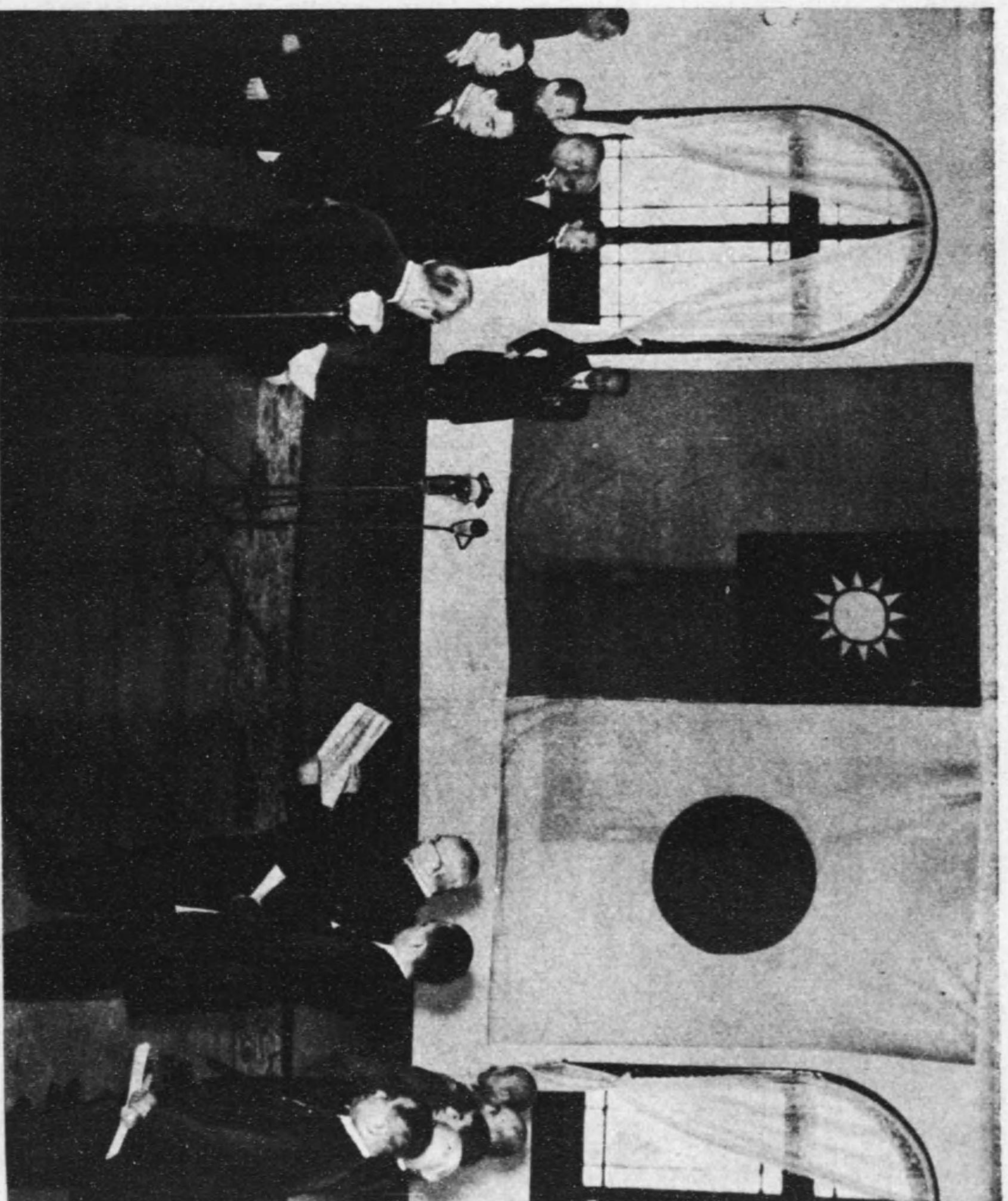
31042

為敬田君屬
平沼棋書

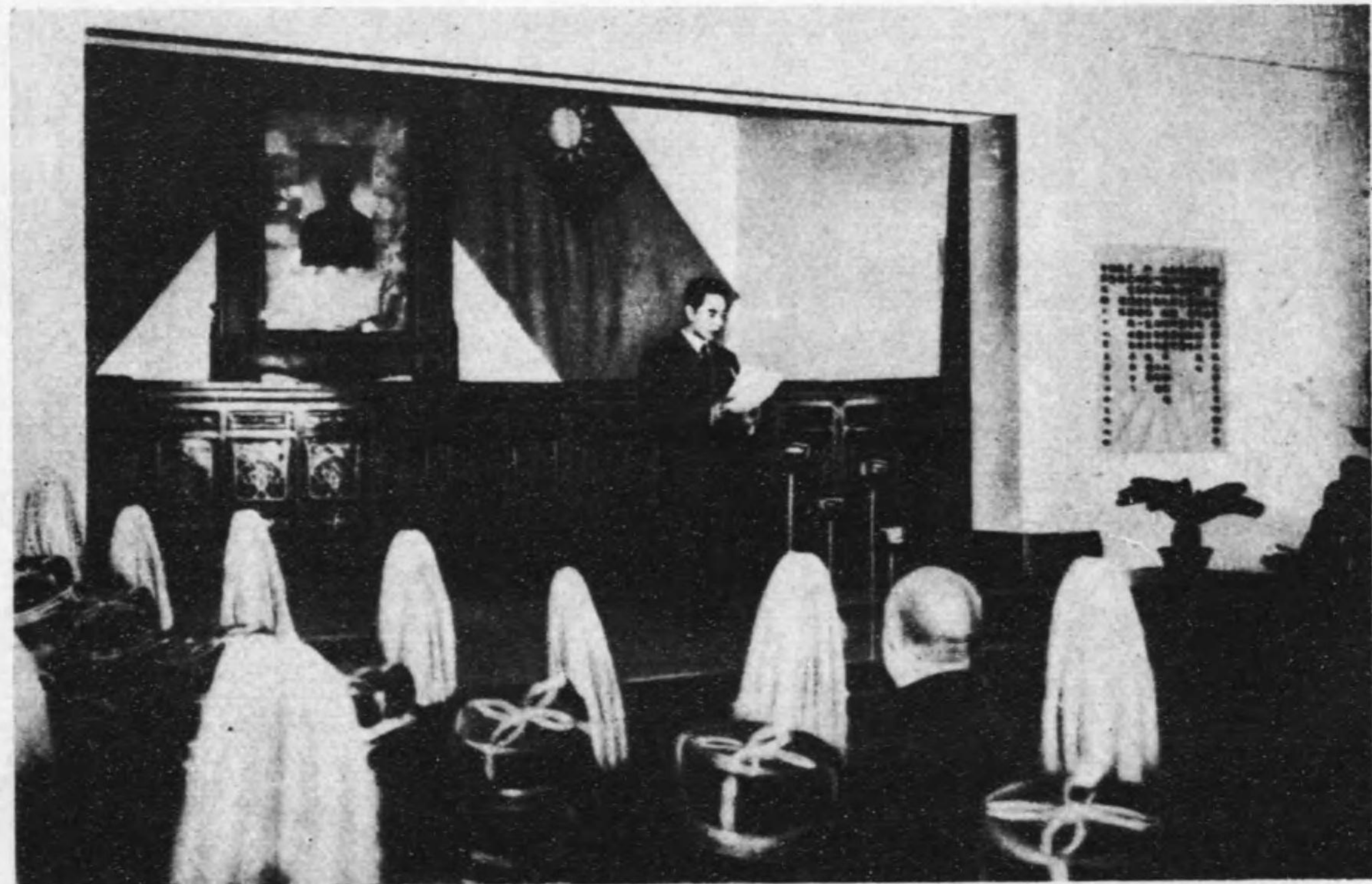
和中致

平沼棋書第一號

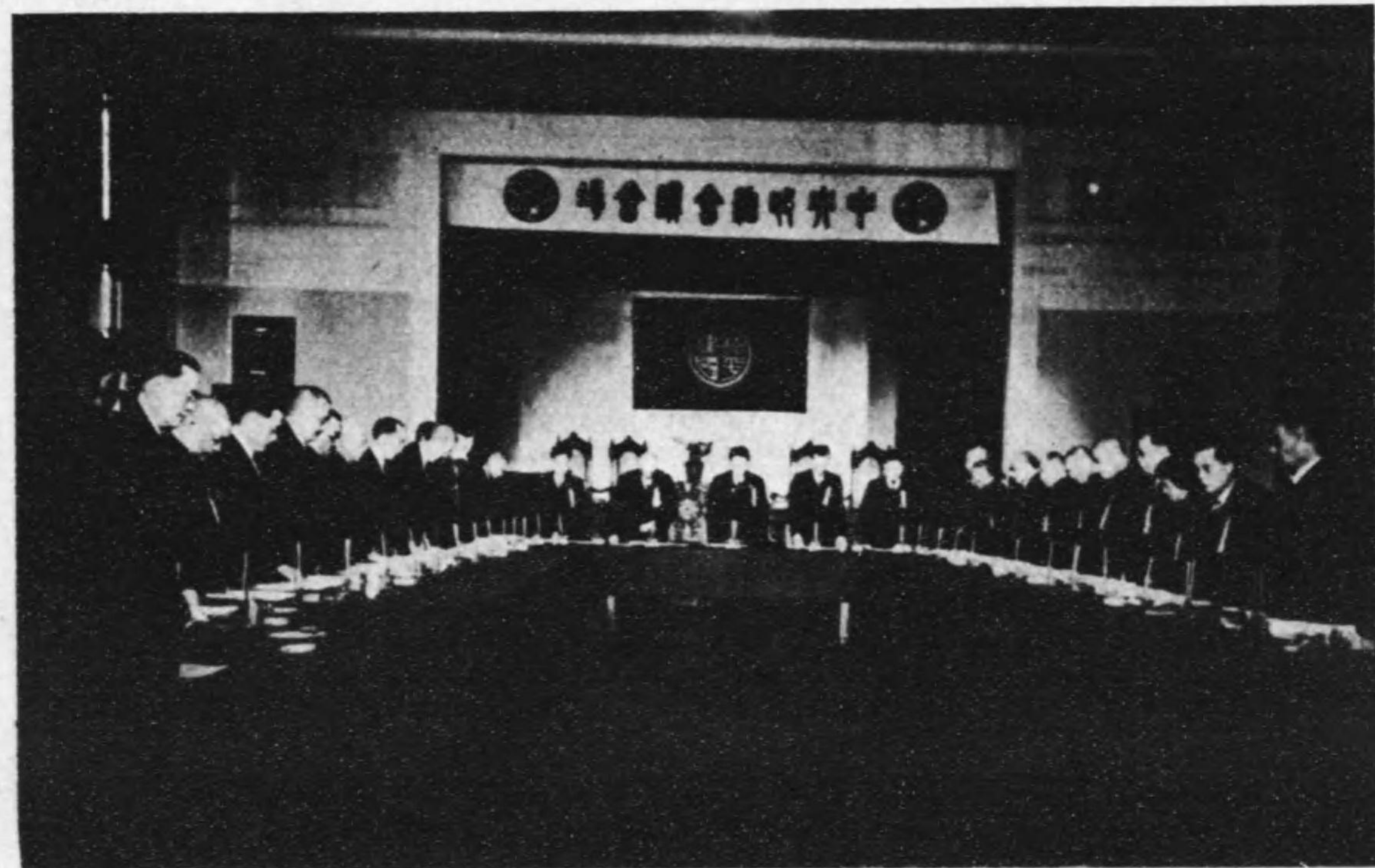
和中致



新嘉坡特派全權大使新政府南立憲國之說新進士



氏衛精汪の讀朗文宣宣



議會治政央中府政新



景光の式城入京南軍皇



部本隊駐別特軍海我るけおに海上

(二其) 人 要 府 政 民 國 那 支 新



氏 正 趙 長 部 育 教



氏 海 佛 周 長 部 政 警 兼 政 財



氏 郵 巖 丁 長 部 會 社



氏 松 巖 趙 長 部 總 總



氏 綱 張 長 院 院 法 高 最



氏 生 柏 林 長 部 傳 宣

(一其) 人 要 府 政 民 國 那 支 新



氏 志 鴻 梁 長 院 察 監



氏 唐 揖 王 長 院 試 考



氏 衛 精 汪 長 院 政 行 理 代 總 主

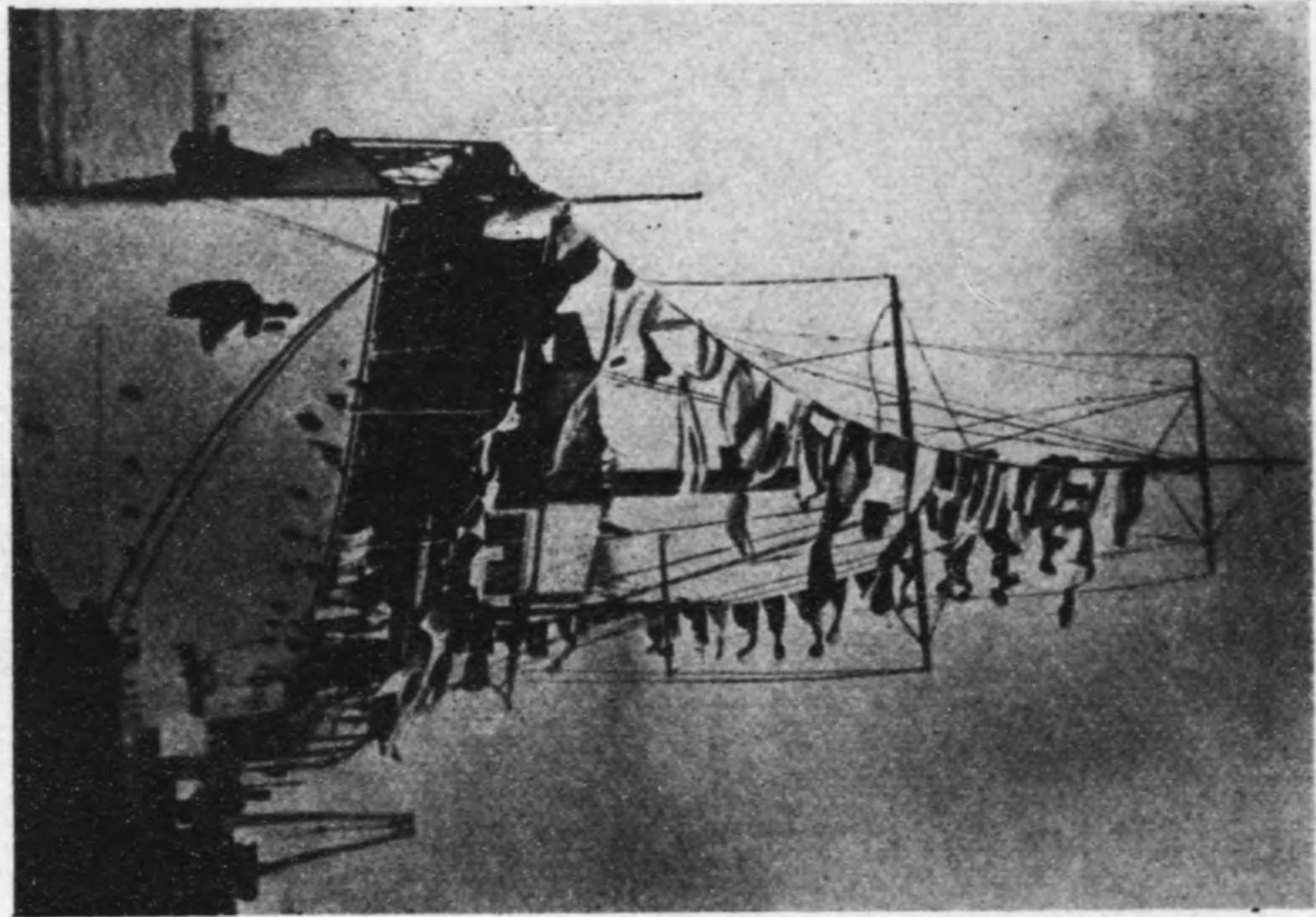


氏 群 陳 長 部 政 內

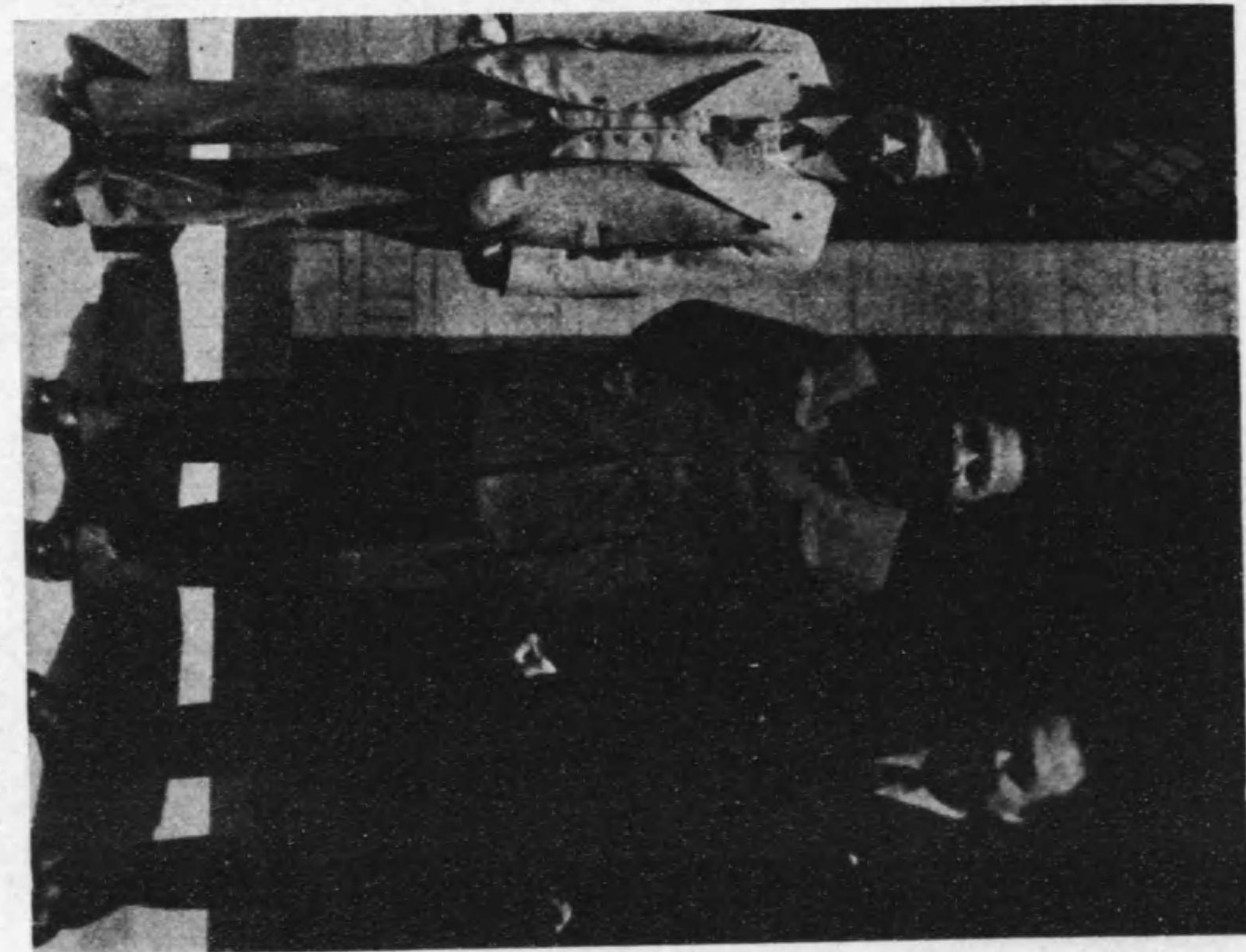


氏 謹 民 諸 長 部 安 外

新政府の上海に上る艦隊



中野實博士 新政府法務大臣 中野實博士



中央陸軍官訓練團開校式に参列する新政府要人



開校式に際しての訓練團の一画



熙祥孔 長部政財兼長院政行



文子宋 理經總行銀央中



石介蔣 裁總黨民國



堯宗溫 長院法司



來思周 員委行執央中黨產共



德朱 探指總軍團東八十第



黨澤毛 席主會員委治政央中

序

現在の日本が當面してゐる最も重大なる問題は『支那事變の處理』である。この問題については如何なる困難に遭遇するとも、國民全體が同心協力して飽くまでこれを克服し、その目的を貫徹しなければならぬ。しかも事變處理の要諦は、抗日容共の古き支那を打破して親日反共の新しき支那を建設し、近衛聲明を基調とする東亞新秩序を確保することではなくてはならぬ。

今や、近衛聲明に嚮應して立つた同憂具眼の士 汪精衛氏を中心とする新生國民政府の成立をみたので、事變處理の方向は一應軌道に乗つて來た。今後は近衛聲明を忠實に且つ勇敢に實行して新政府の健全なる發達を所期すればいゝのである。東亞

の安定を恒久化し世界の平和に貢献する途はこれ以外にあり得ない。

しかるに新政府の健全なる發達を期し、事變處理を完遂するためには政府當局のみならず國民全體の心からなる理解と協力を必要とするとは贅言を要しない。このとき、事變の發端から新政府成立に至るまでの経緯を説明すると共に、新政府を中心とする支那の現状を犀利な觀察眼をもつて解説し、新支那建設への方途を示した好著『新支那讀本』の上梓をみた。

著者殿田孝次君は讀賣新聞政治部記者としてながく國際外交方面を擔當せられた人、私とも久しい間の知友である。著者は劇務の間に歐米諸國を視察、また前後六回にわたつて支那各地をも巡遊された。その國際情勢に對する該博な知識は常に私の

傾聽するところであるが、殊に事變勃發以來內閣方面をも兼務されてよく中央政界の表裏に通じ、事變處理の胎動をも絶へず聽診してをられる。蓋しこの種の著作にとつてはまさにその人を得たといふべき著者である。

かゝる意味でこの書が國民各位の愛讀を得ることは私の最も期待するところ、廣く江湖に推獎する所以である。

昭和十五年七月

有田 八郎

讀賣新聞政治部記者 殿田孝次君は、私が嘗つてスポークスマンとして外務省にあつた頃からの舊友である。滿洲事變勃發後の國際難局に際しては、共々に手を携へてスチムソン・ドクトリンの反撃や、國際聯盟の脱退のために奮闘した古い仲間である。その殿田君が、今回「新支那讀本」を刊行することになつたので、これを廣く江湖に推薦する。

アジアの平和は、今次の支那事變を徹底的に解決することによつてのみ、始めてもたらされる。これによつて、眞に支那を建て直し、日支の關係を永久的な基礎の上に置くことは、わが日本の地位を安泰に導く、最も重要な條件でなければならぬ。

しかし支那事變の解決は、單に日本と支那との關係において解決し得るものではなく、それは飽くまで世界政策との關聯においてのみ解決し得るものである。東亞新秩序の建設といふも、それは結局東亞における白人種の不當なる勢力を驅逐し、その植民地的羈絆から開放することが前提とならねばならぬ。

然るにヨーロッパにおいては、獨伊の壓倒的勝利によつてヴェルサイユ體制が打破され、獨伊を中心とする新秩序が刻々と完成されつゝある。あらゆる英米的なもの、自由主義的な、現状維持的な要素は、現に歐洲の天地から一掃されつゝある。歴史は刻々作られつゝある。現在は瞬間にして過去に繰入られるのである。英米の世界制覇を動かすべからざる事實と思込んで、歴史の進行を忘れてゐた人達はこの現實を如何に觀るか。

この世界の重大なる變革期に直面し、日本は歐洲の新秩序建設に邁進する獨伊と提携し相共に世界新秩序の建設に邁進すべきであるといふことは、今や國民的常識となつた。支那事變の完全なる解決も、かくして始めて成就し得るのである。しかも歐洲における獨伊の制覇は、東亞における英國的勢力の全面的後退を餘儀なくして來た。その援蔣政策は全面的に崩壊しつつある。今こそ、あらゆる精力を集中して支那事變の徹底的解決に邁進しなければならぬ。

かゝる際に、新らしい支那事情を詳述する「新支那讀本」が世に出ることは極めて有意義なことである。

昭和十五年七月

白鳥敏夫

自序

私は滿洲事變直前から前後數回にわたつて支那各地を巡遊して歩いたが、その頃から日支兩國の關係は急坂を下るやうに悪くなる一方であつた。昭和八年の夏、北京の懷仁堂で、時の軍政部長何應欽氏と夜の更くるのも知らず會談したが其の時私は『いまにして日支關係の根本について徹底した調整を行はないならば、兩國關係に全面的な破局が必ず到達するであらう』と語つた。

其の後當時の行政院長汪精衛氏、華北政務整理委員長黃郛氏、外交部長張群氏、上海市長吳鐵城氏、大公報主筆張熾章氏、等ともこの問題について度々議論したことがあつた。その間大きな日支衝突事件だけでも滿洲事變、上海事變、第一次北支事件等があつた。しかし私が蘆溝橋事件勃發の直後、朝鮮から奉天、山海關を経て深更天津東站に到着し萬國橋の河畔に立つたとき『あゝ日支の全面的破局が遂に來た』と深く嗟嘆せざるを得なかつた。驛前のビルディングの爆撃の跡を見、萬國橋の上で我が將兵とフランス守備兵とが銃劍で對立してゐるのを見た時、實に暗澹た

る氣持になつた。

それから早くも三年餘を経て、いま特命全權大使阿部信行大將に同行して南京に來た。國民政府の還都慶祝式典に參列、破壊の後に訪れた東亞の黎明をのぞんでやうやく愁眉を開くことができた。けふも新政府の立法院長陳公博氏と語つた。『今次の事變は日支兩國に尊い教訓を與へた。日本には雨降つて地固るといふ諺がある、今後の日支兩國はその言葉を生かさねばならぬ』と。

新生國民政府の生誕を機會に『新支那讀本』を世に送る。日夜匆忙の身には十分の閑暇が與へられず、愈よ上梓してみると意に滿たぬ點も尠くないが、筆者自らの見聞し得たところを記し、事變處理の行手にいさゝかの道標ともならば幸である。

拙著に對し題字を寄せられた近衛公爵、平沼男爵並に序文を與へられた有田前外相白鳥前駐伊大使の諸氏に深く謝意を表するとともに、本書の發刊にあたり同僚愛川重義君が多大の援助を惜しまれなかつたことを記し併せて感謝する次第である。

昭和十五年五月

南京首都飯店にて

著

者

目次

題字	公 爵 近 衛 文 麿
題字	男 爵 平 沼 騏 一 郎
序文	前外務大臣 有 田 八 郎
序文	前駐伊大使 白 鳥 敏 夫
第一章 緒 論	三
一、支那事變の歴史的意義	三
二、興亞政策と列國の動向	六
第二章 事變處理と新政府の使命	二
一、東洋平和と新政府の使命	二
二、事變の原因	三
三、事變の勃發から事變處理方策の決定迄	一

1、局地解決不擴大方針	二七
2、暴支膺懲に決定	二二
3、トラウトマン大使による和平交渉と、國民政府を對手とせず	二四
4、新政權成立への期待	二七
四、新中央政權の胎動から新政府の成立迄	二九
A、東亞新秩序の聲明	三〇
B、汪精衛氏の重慶脱出	三三
C、「對支國交調整方針」の決定	三三
D、重慶側の反駁聲明	三七
E、汪精衛氏和平聲明	三九
F、重慶政府への反響	四〇
G、國民黨に對する和平勸告の公開狀	四〇
H、曾仲鳴氏犠牲となる	四四
I、汪精衛氏の渡日と運動方針の大轉換	四五
J、六全大會の開催	五九

K、國交調整の下交渉	六一
L、中央政治會議の開催と南京還都	六二
五、如何にして和平を達成するか	六九
A、新政府と日本	七〇
B、新政府と重慶政府	七一
C、日本と重慶政府	七三
第三章 新中央政府の全貌	七五
一、新政府の性格	七五
A、新政府と臨時、維新政府	七五
B、新政府と重慶政府の構遣	七六
二、新政府の機構	七七
A、中央政治委員會	七七
B、新國民政府の機構(行政院會議)	八四
C、新國民政府の人事	九〇

D、新政府の名稱と國旗	九三
三、新政府の政綱、政策	九七
A、十大政綱	九七
B、對外政策	一〇〇
イ、對日政策	一〇一
ロ、對重慶方策	一〇一
ハ、一般外交方針	一〇三
ニ、九ヶ國條約に對する見解	一〇三
C、對内政策	一一一
イ、三民主義に對する見解	一一一
ロ、憲政實施問題	一一七
ハ、財政經濟政策	一二〇
ニ、文化工業	一二六
D、軍事	一二七
E、華僑對策	一三〇
イ、華僑の淵源	一三〇

ロ、華僑の經濟力	一三〇
ハ、本國送金と支那經濟への貢獻	一三一
ニ、華僑の利用と重慶側の對策	一三三
ホ、新政府の對策	一三三
四、華北政務委員會	一三四
五、新政府要人列傳	一三九

第四章 既成政權の足跡

一、蒙古聯合自治政府	一四九
A、蒙疆地區の特殊使命	一四九
B、蒙古聯合自治政府	一五〇
C、治績の概要	一五五
イ、財政	一五五
ロ、金融	一五五
ハ、産業	一五五
ニ、教育文化工業	一五五
二、中華民國臨時政府	一六四
A、成立以來の經過概要	一六五

B、治績の概要……………	二七						
イ、中央行政機構の整備	ロ、地方制度の整備	ハ、農村救済と治水計畫	ニ、財政政策				
ホ、金融の整備	ヘ、通貨政策	ト、中國聯合準備銀行の創設	チ、聯銀の活動	ツ、爲替對策	テ、思想文化工作	ト、新教育方針の確立	ト、新民會の成立
三、中華民國維新政府……………	二五						
A、戦火の中に呱呱の聲……………	二五						
B、治安工作……………	二八						
C、思想文化工作……………	二九						
教育方針の改革—大民會の成立							
D、財政、經濟政策……………	二九						
イ、財政	ロ、通貨、金融						
E、交通、通信の再建……………	二九						

第五章 重慶政府の現状

一、概 説……………	一九
------------	----

二、軍事と政治……………	二〇
A、蔣獨裁の實體……………	二〇
B、支那軍の現状……………	二〇
三、外 交……………	二〇
A、對ソ關係……………	二〇
B、對英佛關係……………	二〇
C、對米關係……………	二〇
四、財 政……………	二二
A、概 要……………	二二
B、歳入の激減と補填策……………	二三
イ、増税	ロ、公債の濫發
C、金融統制……………	二六
D、法幣の下落……………	二七
五、經 濟(西南開發問題)……………	三三

A、工場の移轉及び新設……………二二二

B、農工礦業の振興、開發……………二二五

C、奥地移住問題……………二二六

D、交通開發計畫……………二二六

六、中央政權の成立が與へた影響……………二二八

A、中央政權成立に對する見解……………二二八

B、重慶側の對策……………二二九

イ、新政府不承認運動 ロ、新政府破壞工作と重慶の恐怖政策

第六章 中國共產黨

一、中國共產黨史……………二二三

A、瑞金政府の樹立まで……………二二三

B、蔣の討伐と瑞金の放棄……………二二五

C、共產軍の西方移動……………二二七

二、中國共產黨の現狀……………二二九

A、中國共產黨の現勢……………二二九

B、中國共產黨の指導方針……………二四一

C、コミンテルンとの關係……………二四八

三、中國共產軍……………二五〇

A、軍民一體の特異性……………二五〇

B、共產軍の政治部員……………二五一

C、共產軍の遊撃戰術……………二五二

D、新編第四軍……………二五三

四、共產政府の現況……………二五八

A、晋察冀邊區政府……………二五八

B、陝甘寧邊區政府……………二六〇

五、新中央政府に對する見解……………二六二

第七章 國 共 關 係……………二六五

一、中國革命と共產黨……………二六五

- A、第一次國共合作……………二六五
- B、國民革命軍と中共の決裂……………二六六
- C、蔣介石の共產軍討伐……………二六八
- 二、事變直前の國共關係……………二六九
- A、コミンテルンの決議と西安事變……………二六九
- B、第二次國共合作……………二七三
- 三、事變後の國共關係……………二七五
- A、第二次合作の成立……………二七五
- B、共產黨の勢力増強と政權割込み……………二七七
- C、國共合作の限界……………二七九
- D、國共相剋へ……………二八二
- E、遂に銃火に見ゆ……………二八五
- 四、最近の一般情勢と國共關係の本質……………二八七
- 第八章 在支列國權益……………二九一

- 一、列國進出の沿革……………二九一
- 二、條約上の諸權益……………二九四
- A、治外法權……………二九四
- B、租界(居留地)……………二九六
 - イ、租界の起原
 - ロ、租界の種類
 - ハ、租界に於ける外國行政權
 - ニ、租界に於ける外國人の土地權
 - ホ、租界の特異性と租界回收問題
 - ヘ、現存租界表
 - ト、準外國租界地域
- C、租借地……………三〇五
- D、沿岸貿易權と内水航行權……………三〇七
- E、軍事權益……………三一〇
 - イ、在支軍事權益の特殊性
 - ロ、北支に於ける列國の共同駐兵權
 - ハ、北支以外に於ける軍事權
- F、その他の諸權益……………三一五
- 三、列國の對支投資……………三一五
- A、英國……………三一五
- B、米國……………三七七

○、佛	三九
D、獨逸	三〇

第九章 支那の歴史

一、支那歴史の黎明	三二
二、周と春秋戰國	三三
三、秦、漢時代	三三
四、三國、晉、五胡、南北朝時代	三四
五、隋、唐時代	三五
六、五代、北宋、南宋、金の時代	三六
七、元、明、清時代	三七
八、列強の對支進出	三九
九、辛亥革命と清朝の滅亡	三九
十、中華民國時代	三二

第十章 支那の地理

一、人種	三五
二、地形	三六
三、氣候	三八
四、産業	三九
A、農業 B、林業 C、牧畜業 D、水産業 E、鑛業	
イ、石炭 ロ、石油 ハ、鐵 ニ、アンチモニー ホ、タングステン ヘ、その他の鑛物	
F、工業 G、貿易	
五、交通	四八
A、水運 B、陸運	
イ、道路 ロ、鐵道	
C、空運	

第十一章 最近の戦況

一、敵の配備	三五
二、昨春以降五月迄の戦況	三四
三、六月の戦況	三六

新支那讀本

一四

A、晋南作戰その後の戦果……………三二
B、良口墟(南支)の捕捉戦……………三三
C、漢水作戰……………三四
D、宜昌作戰……………三五
四、海軍の綜合戦果……………三六
五、海の荒鷲の活躍……………三九

附録一、新東亞建設日誌
二、支那新中央政府一覽
三、支那事變陸海軍主要作戰並ニ敵ノ現況要圖

目次(終)

第一章 緒論

一、支那事變の歴史的意義

歴史は常に戦争によつて新らしい段階に飛躍する。これは數千年に亘る世界の歴史が、現實に證明して餘りあるものである。日清戦争後の日本、日露戦争後の日本もさうであつた。第一次歐州大戦はその主役たりし英、米、佛諸國の世界的支配權を確立した。その強大な武力と資本力を背景として、世界の殆んど總てが陰に陽に彼等の支配力から免れることが出来なかつた。不幸にして日本もその一員であつた。ベルサイユ條約によつて、日本も多少の戰果を獲得したがしかし乍ら世界の寶庫、世界の市場として未開拓のまゝ残されてゐる尨大支那を眼前に控へてゐる丈に日本は獲得した戰果とは比較にならない壓迫、不利を徐々に且つ極めて巧妙な手段によつて、彼等から押しつけられて來た。これがベルサイユ條約以後、最近に到るまでの世界秩序の實體であつたのである。

此の如き舊秩序は當然に是正されねばならぬ。歴史の進化の必然的な結論としてある。今更

説くまでもないが、我々は日支事變を聖戰と呼び、その終局の目標を東亞新秩序の建設に置いてゐる。聖戰と誇稱する所以のものは、形式的には日支兩民族の戦闘に違ひないが、その實質は過去の戦争の如く、單純な切取り強盜ではなく、支那民族の救済、その自主性確立のため、英米の支配力より逸脱せしむるを目的とするが故である、東亞を構成する諸民族自體の協力により、東亞自體の利益のために東亞を治める體制を整へる、これが聖戰の目標である。

此の本目的は抗日蔣政權の衰弱、新しい汪政權の輝やかしい出發等の事實によつて、徐々ではあるが極めて確實な進展を示しつゝある。又これと時を同うして、歐洲に於いては、これまた新秩序建設を目標として、人類史上嘗つて見ない程の大規模な戦争が展開され、驚くべき速力を以つて、何人も豫想し得なかつた方向に展開しつゝある。我々は此の二つの事實、つまり聖戰の目的が漸次達成せられつゝあること、歐洲大戦があたかも日支事變を模倣するが如き貌に於いて後續して來たこと、我々は此の二つの事實の中に、日支事變の極めて重大なる世界史的意義と、その現實的な影響力を把握することが出来る。

歐洲大戦の原因、顛末を述べることは、本書の目的でないから省略するが、これが日支事變の後を追ひ、相似的な名分の下に行はれてゐる事實は、日支事變の目的とする新秩序の建設と云ふことが、單に東洋の問題であるのみならず、全世界共通の問題であり、更に換言すれば、來るべき

き次の時代の指導精神となるべきものであり、且つ充分に實現の可能性ある事を證明してゐるものである。しかして日本民族は、他の總ての民族に先んじて此の大理想を確立し、この大旗を掲げて、何人よりも先にその實現に乗り出したのである。何事に於いても、先驅者の勞苦は絶大である。況んや此の如く世紀の轉換を計る大事業の先驅者たるの地位を占むるものは、實に容易ならぬ困難を覺悟しなければならぬ。これを敢へてなすには、偉大なる精神力と、燃えるが如き情熱と、絶大なる物質力を兼ね備へて居なければならぬ。若し日支事變がなかつたなれば、英、米、佛の力の實體は依然として從來のまゝに認識せられ、依然として從來のまゝの支配力を持続し得たであらう。以上に於いて明かな如く、次代を創造すべき大理想を確立したこと、これが實現の端緒を切り開いたこと、此處に日支事變の重要な歴史的意義を發見することが出来る。

日本はいま、歐洲大戦不介入の原則の下に、事變處理達成に一意専念してゐる。しかしながら前述の如く、日支事變は世界史的意義に於いて把握するべきものであり、又現實的に觀ても、蘭印問題の歸趨、英、米、佛との間に殘されてゐる諸懸案の處理、その他總ての問題を通じて、事變處理は歐洲大戦の推移と不可分の關係に於いて觀察され、實行されねばならぬ事は明瞭である。東亞の新秩序を世界新秩序の強力なる一環たらしめてこそ、はじめてその大目的を達し得るものである。しかもその歐洲大戦は今や極めて重大なる轉機にあり、これが日本に及ぼす影響も、複

雜を極めてゐる。

此の時に當り、我々は改めて事變の経過を回顧し、その向ふべき途に就いての認識を新たにすることは、極めて重要であると信ずるのである。

二、興亞政策と列國の動向

支那事變を契機として漸次開明された日本の對支政策は、「東亞の新秩序建設」であり、「歐米資本の搾取對象としての支那の解放」であり、又「亞細亞のための亞細亞」の言葉で代表される興亞政策である。ところが此の興亞政策は、必然的に支那を廻る列國の帝國主義的對支政策と鋭く對立せざるを得なかつた。老大なる支那の國土と、四億に達する民衆の消費力は、歐米その他の資本主義的先進國にとつて殘されたる最大の、しかして最良の市場であつたのである。一九二七—二八年にかけての恐慌後、列國は恐慌切抜策の最も効果的な對策を支那に求め、英、米、佛何れも支那に對する帝國主義的な經濟侵略を愈々露骨に、尖銳的に遂行して來たのである。

此の如き對支政策を把持する列國の側から見れば、日本の興亞政策なるものは、彼等にとつては、支那市場の門戸閉鎖、機會均等の破棄を意味すると云ふのである。そして列國は、北支に於ける聯銀の新通貨爲替政策、貿易統制、或は揚子江、珠江の航行禁止、北支開發、中支振興の二

大國策會社の設立等の事業を以つて、日本の支那に於ける經濟的獨占の企圖を證明するに足るものとしてゐるのである。

戰爭が闘はれる限り、たとへ戰爭に無關係である第三國の權益とは云へ、或る程度これが毀損され、或はその利用價值が永久的に滅殺されるのは致し方のない事である。戰爭遂行の絶對的必需に生ずる限り、これは過去幾度かの戰爭に於いても認められて來た事實である。日本政府はその聲明に於いて「支那に於ける第三國の正當なる既存權益は充分にこれを尊重する」旨を繰り返へし明かにした。聲明を發する毎に、此の點に觸れない事がない位の繰返へし／＼て明かにしてゐる。しかし乍ら列國は我國の此の原則的聲明のみを以つて決して満足しなかつた。満足しなかつたと云ふよりは、寧ろ彼等は、支那事變そのものを否定せんとした。彼等は日本を世界秩序の攪亂者と呼んだ。その所以は、彼等は支那に於ける既得の權益のみを以つて、満足するものではなく、舊秩序を維持することによつて、より多くの權益を支那に期待してゐたのである。彼等の企圖が支那の經濟的分割にあつたことは幾多の事實から推して極めて明瞭である。日本の興亞政策は、彼等の此の企圖を挫折せしめ、遂行不能に陥らしめたのである。第三國の正當なる既存權益を尊重する我方の態度に慊たらず、事變そのものを否定し去らんとする彼等の本心は、此處に存するのである。事變が廣東、武漢三鎮の陥落を機として第四期戰の段階に入り、軍事的闘争から

政事的鬭争の時期に入るや、列國は共同歩調をとつて、對日申入れによる日本牽制手段に出て來た。そしてその申入れは明瞭に東亞新秩序を前提とするものに非ずして、舊秩序の觀念に基くものであつたのである。そして彼等の日本を妨害する具體的手段としては、新政權に對する不承認、蔣政權に對する援助を益々露骨化することであつた。日本の對支政策が長期建設計畫を本格化する段階に於いて英米佛は資金及び具體的武器並びに開發資材供與を積極化することによつて蔣政權を援助し、又法幣安定資金制度を創設することによつて、新政權の通貨政策に對抗して來たのである。

しかし乍ら現在の段階に於いては、支那を中心とする列國の對日共同攻勢は、非常に異つた局面に逢着して居るのである。その一は歐洲大戰の發展による英佛勢力の後退、その二は蘭印問題の發生である。

歐洲大戰の發展は、現在のところ獨逸側の壓倒的勝利に終始し、英佛は何れもその本土の防衛にさへも力足らず、支那に於ける日本牽制など當分の間思ひも寄らない事態となつた。そこで兩國とも日本の感情を緩和する事によつて支那に於ける自國の既存權益を擁護すると共に、日本が親獨的陣營に入ることと極力防止する方向に轉換しつゝある。そして此の轉換は、米國の反日的牽制のために、表面的には急速に現れないが、支那に於ける具體問題の解決に當つて、極めて徐

徐にはあるが、その方向を示しつゝあるのである。かうした傾向が蔣政權を如何なる方向に追ひやるかは云はずして明かであらう。

第二の蘭印問題も歐洲大戰に於ける獨逸の進攻に伴つて生起した問題である。蘭領印度はその豊富なる資源を提供することによつて、日本と極めて重大なる關係があるのみならず、他の列國も等しく非常な關心を示してゐる所である。元來支那事變が南方に發展し、香港の孤立化、海南島の占領にまで進んだとき、列國は單に支那問題のみならず、太平洋問題一般と結びつけて、そこに新なる別個の問題の焦點を發見したのであるが、此の事は蘭印問題が具體的に發生するに及んで非常な意味を持つて來てゐるのである。

我々は歐洲大戰並に蘭印問題に對し、未だ終局的な、決定的な豫斷を下すことが出來ない。従つてこれと支那事變との關聯に就いても、これ以上の筆を進めることを遠慮し度い。たゞ斯の如き列國動向の變化は、今後の事變處理遂行の上に、極めて大きな示唆を與へるものであることを忘れてはならない。

第二章 事變處理と新政府の使命

一、東洋平和と新政府の使命

人類社會から戰爭といふものが無くなつて、各國がその豫算に軍事費といふものを計上しないで済むやうな時代が果して何日になつたら來るかどうかは判らない。古來幾多の戰爭はこの地上から戰爭を無くし永遠の平和を招來せんために戰はれたのであるが、戰爭は一向に無くならぬのみか、益々その規模と惨虐の度を擴大しつゝあるやうである。

それがため世上往々にして永遠の平和などといふことはこの地上では望み得ぬことであり、かかる夢幻的平和論に惑はさるゝことなく、強食弱肉の現實に目覺めなければならぬ。支那事變もかゝる觀點から處理すべし。と説く。しかし著者は、かゝる理想を忘れた低俗な現實論を排斥する。人類が平和を愛好する限り何時の日にか「戰爭なき社會」が招來され得るものと信じて疑はぬものである。特に我が大日本帝國はかゝる事態を招來すべく積極的に行動せねばならぬ大使命を擔つてゐるのである。

世界に永遠の平和を齎すためにはその前に先づ東亞の天地に平和を齎らさねばならない。東亞に平和を齎すためには、先づ東亞の二大國、日本と支那との間に永遠の平和が招來されることが必要である。

如何にして日支兩國間に永遠の平和關係を築くか？ これ即ち今回成立を見た汪精衛氏を首班とする新中央政府の唯一、最大の使命である。然らば如何なる方法によつて日支間の完全和平を達成し、東洋平和、延いては世界平和のための途を拓かんとするのか？ それを理解するには先づ日支が何故戦はねばならなかつたかといふ原因に廻り、日本の事變處理方策の決定等に觸れねばならないので以下順を追ふて詳述することにする。

一、事變の原因

事變の原因について大小、遠近一々書立てる紙數もないが、日支間に永遠の平和を招來するためには、從來これが障碍となつてゐたものを除去しなければならぬので、それが爲には一應事變の原因を理解する必要があるから、以下最も大きな原因と見られるもの三、四項を擧げて簡単な説明を加へることにする。

1、支那に於ける民族意識の擡頭

蒋介石が革命達成のため、これを利用して以夷制夷の方策を採り、抗日意識を煽つたこと。

清朝末期、二百餘年に亘つた滿人の統治から脱せんとする漢人の民族意識は、反滿革命思想となり、清朝の失政特に對外戦争（代表的なものは日清戦争、阿片戦争等）の結果殖える一方の不平等條約に對する不満によつて激化され各地に革命秘密結社の結成を見るに至つた。

これ等の反滿革命運動を指導して孫文は一九一二年の辛亥革命によつて一應清朝打倒の目的は達したのであるが、その成果はまる／＼袁世凱に攫はれて、彼の三民主義による革命の目的は達せられなかつた。

爾來十年、幾度か北方軍閥の掃蕩を志しては、その都度失敗を繰返した孫文は一九二二年に至り、驟然目覺むるところあり、從來の軍閥利用の運動方針を一擲し、全民衆的な組織による國民革命運動に新らたなる第一歩を踏出すことゝなつた。彼が採用したのはソヴェート・ロシアの革命方法であり、帝國主義打倒のスローガンであつた。

孫文の遺志を繼いで蒋介石はこの國民革命運動を成功させ、國內統一の目的を達するための民心收攬策として盛んに國權恢復、不平等條約の撤廢を煽つた。その結果は自國の實力を忘れた盲目的對外硬となり、種々な國際的摩擦を起したが、特に日本に對しては遠交近攻の趣旨に依り、執拗な排日政策を採り、歐米の勢力と結託して日本を壓迫し、全支那民衆の間に、根深い反日感

情を植え付けた事は、今更指摘するまでもない。

地理的にも、文化的にも、宿命的血縁につながれてゐる日支兩國の間が、此の政策によつて離間される以上、そこに何等か大きな衝突が起るのは當然である。その第一回が滿洲事變である。

滿洲事變直後の日支關係は行政院長兼外交部長汪精衛氏の所謂一面交渉、一面抵抗方針により一時緩和されたのであつたが、一九三五年末の六中全會開會式當日のテロで汪氏が傷き、桂冠して、蒋介石の行政院長、張群の外交部長就任となつてその外交方針も再び「安内攘外」へと修正され、翌三六年我方では所謂廣田三原則に基く日支國交調整に努めたのであるが成功せず、一方支那の侮日感情は日を追ふて激化し、遂に抗日運動は成都事件、萱生事件、北海事件、上海日本水兵射殺事件等のテロ事件に發展し、完全に悪化し、同年末の西安事變を経て翌年夏の蘆溝橋事件となつたのである。

2、國民黨のソ聯容共政策

そも／＼國民政府とソ聯との關係は前にも觸れたやうに所謂孫文の革命方針轉換の時にソ聯の革命方法を採用した時に始まるが、これが最も明確に排日運動の上に現はれて來たのは一九三五年七月八月のコミンテルン第七回大會が人民戦線方策の採用を決定し、支那に於ける國共合作と抗日人民戦線の結成を指令した時以來である。

これは一九三五年八月一日附中國共產黨中央執行委員會の名を以て發せられた「爲抗日救國告全國同胞書」となり、全國に異常な反響を呼んで翌年の三六年には、

中國共產黨、中國ソヴェート、中國共產軍、中華民族革命同盟、中華民族解放行動委員會、九路軍、廣西軍、全國學生救國聯合會、著作人協會、文藝家協會、二十九軍、東北軍、反滿抗日合同軍、民族解放先鋒隊

等を含む抗日人民戦線の結成を見るに至り物凄い活躍を開始した。即ち前述の萱生鑛作暗殺事件（一九三六・七・一〇）、紅帮が西南派の使曠によつて行つたもの（成都事件（同年八・二四）、全國學生聯合會系）北海事件（同九・三、十九路軍）上海海寧路水兵暗殺事件（同一一・一一）高瀬安次郎暗殺事件（同一一・二三）邦人紡績罷業煽動、西安事件（一二・一二）等々の諸事件は悉くこれ等一派の手によつて行はれた事件であるが、その中特に重視せねばならないのは、西安事件である。この事件を契機として蒋介石が抗日人民戦線への参加を決意したのであつて、假令張學良の抗日が東北を逐はれた日本への恨みに發端するものとしても、これを機會に蔣が抗日開戦のやむなき大勢を悟つたことは事實である。

3、九國條約による英米の日本牽制

次は支那の抗日運動と英米との關係である。米國は植民地としての支那市場を確保するため支

那の歡心を買ひ、日本の進出を抑壓する目的を以て華府會議を主宰し、九ヶ國條約によつて一應その目的を達したのであるが、更に自國商品の販路擴張のため支那の排日貨運動に對しては暗黙の支持を與へたと見らるゝ節がある。英國は初期のボーコット運動には日本と共に被害者の立場にあり、又英國自身孫文の革命運動に對しては打倒英帝國主義のスローガンを憎んで極力これを妨害したこともあつたが、國民革命軍の北伐完成後は一轉して、専ら國民政府との國交調整に努め、排英の鋒先を排日に轉せしめるためには非常な苦心を拂ひ、特にリース・ロスの幣制改革參與による幣制統一以來、貨幣を仲介とする英國と蔣政府との經濟的結びつきは非常に緊密化された。

4、日本國力への過小評價

支那が當時の日本の國內情勢（五・一五、二・二六の兩事件となつて現はれた革新勢力と現状維持勢力との對立激化）を誤診し、日本は對支戰に對しても到底舉國一致の態度は執り得ないと考へ、又日本の經濟力の評價を誤り、逆に自國の兵力經濟力を過信し、一方英米やソ聯の援助を恃んで假令開戦後の初期に敗れることがあつても長期戦に於ては、十分日本を屈服せしむることが出來ると信じたことが事變の直接の動機となつたことは見逃せぬ。

三、事變勃發から事變處理方策の決定迄

1、局地解決、不擴大方針

昭和十二年七月七日夜、我が支那駐屯軍所屬豊台駐屯部隊が北平西南約三里の蘆溝橋の北方で夜間演習中、午後十一時四十分頃蘆溝橋附近の支那兵（第二十九軍の一部）から突如數十發の射撃を受けた。我軍は直ちに演習を中止し、部隊を集結して、事件を豊台部隊長に報告した。

豊台部隊長は直ちに現地に急行、蘆溝橋の支那部隊に對し不法射撃に關し交渉中、今度は蘆溝橋北方約千米の龍王廟附近の支那兵から更に迫撃砲及び小銃の射撃を受けたので我軍も已むなくこれに應戦、龍王廟を占據した。

爾後我軍は支那軍を監視しつゝ、その不法行爲に關し嚴重抗議した結果、九日午前二時に至り支那側は遂に我が要求を容れ、午前五時を期して蘆溝橋にある部隊を全部永定河右岸地區に撤退することを誓約した。

然るに同時刻に至るも撤退の模様なきばかりか却つて兵力を増加し、且つ監視中の我軍に射撃を加へる等の暴舉に出たが、我方の嚴重な督促により、午後零時十分頃濫々撤退を完了した。

事變勃發當時の状況は大體右の如くである。同事件に對する處理方針を決定するため近衛内閣は七月九日臨時閣議を開いて協議の結果、事件の不擴大と局地解決の二方針を決定した。

然るに南京政府は、表面事件の和平解決を希望するが如く宣傳し乍ら、事實はこれに反し、現

地協定の成立を阻止し、中央各軍に動員令を下し、全支空軍に北上を命じ、各軍の戦時編成を決定した。

南京政府の態度が以上の如く、又北支に於ける支那側の背信行爲が頻々として繰返へされるので、我方は坐視するに忍びず、七月十一日の緊急閣議の結果、遂に北支派兵を決定し、近衛首相は直ちに葉山御用邸に伺候して上奏御裁可を仰ぎ、十一日午後六時半を期し左の如き聲明を行つた。

相踵く支那側の毎日行爲に對し支那駐屯軍は隱忍靜觀中のところ、從來我と提携して北支の治安に任じありし第二十九軍の、七月七日夜半蘆溝橋附近に於ける不法射撃に端を發し該軍と衝突の已むなきに至れり。爲に平津方面の情勢逼迫し、我在留民は正に危殆に瀕するに至りしも、我方は和平解決の望みを棄てず、事件不擴大の方針に基き局地的解決に努力し、一旦第二十九軍側に於て和平的解決を承諾したるに不拘、突如七月十日夜に至り、彼は不法にも更に我を攻撃し、再び我軍に相當の死傷を生ずるに至らしめ、而も頻りに第一線の兵力を増加し更に西宛の部隊を南進せしめ、中央軍に出動を命ずる等武力的準備を進むると共に平和的交渉に應ずるの誠意なく、遂に北平に於ける交渉を全面的に拒否するに至れり、以上の事實に鑑み今次事件は全く支那側の計畫的武力抗日なること最早疑ひの餘地なし。思ふに北支治安の維持が帝國及び滿洲國にとり緊急のことたるは茲に贅言を要せざる處にして、支那側が不法行爲は勿論排日毎日行爲に對する謝罪をなし、今後かゝる行爲なからしむるための適當なる保障等を

なすことは東亞の平和維持上極めて緊要なり。

仍て政府は本日の閣議に於て重大決意をなし、北支派兵に關し政府として執るべき所要の措置をなす事に決せり。

然れども東亞平和の維持は帝國の常に顧念する所なるを以て、政府は今後共局面不擴大のため平和的折衝の望みを捨てず、支那側の速かなる反省によりて事態の圓滿なる解決を希望す。又列國權益の保全に就ては固より十分之を考慮せんとするものなり。

我が政府は右聲明後もなほ暫く事態の推移を見守つてゐたが、七月十五日に至り一部部隊を内地より北支に派遣することとなり同日午後八時十分陸軍省は「北支の現勢に鑑み本十五日内地より一部の部隊を派遣することに決せらる」と發表した。

右の如き中央の事件不擴大、現地解決方針に従ひその後現地に於ては極力事件解決への努力がつけられたのであるが、二十五日に至り郎坊事件の發生を見、更に翌二十六日に廣安門事件の發生を見るに至つて、事件は逆に擴大への一途を辿つた。即ち右兩事件によつて支那側の反省が絶対に期待し得ぬことが明かとなつたので政府は七月二十七日午前緊急閣議を開き協議の結果、平津交通線の確保及び居留民保護の爲め、自衛行動をとるの止むなきに至れる旨左の如き聲明を行つた。しかし同聲明にも見られる如く、我方では當時なほ局地解決方針を變更せず、事態の速かなる解決を希望してゐたのである。

(自衛行動聲明) 北支の安寧は帝國の常に至大の關心を有する所なり、然るに支那側の徹底せる排日抗日政策は屢々北支の平和を脅威し遂に蘆溝橋事件の勃發を見るに至れり。爾來帝國は東亞平和の爲事件不擴大、現地解決を方針として平和的處理に努め、冀察側に對し支那軍の蘆溝橋附近永定河左岸駐屯停止。將來に關する所要の保障。直接責任者の處罰及び謝罪の極めて寛大且局地的なる條件を要求したるに過ぎず。冀察側は七月十一日夜右條件を承認したるも之が實行に誠意を示さずして今日に及べり。一方帝國政府は七月十七日南京政府に對しあらゆる挑戰的言動を即時停止し、且現地解決を妨害せざる様注意を喚起したるも南京政府は現實の事態を無視し、帝國政府の主張を容れず却つて益々戰備を整へ愈々不安を増大せしむるに至れり。然れども帝國は尙隱忍平和的解決に努力中支那側は七月二十六日、郎坊に於て電線修理に任ずる我部隊に不法射撃を加へ更に同日夜居留民保護の爲冀察側の諒解を得て北平城内に入城途中の我部隊に對し突如城門を閉鎖し不意に急射するの暴舉に出でたり。右兩事件たるや我駐屯軍本然の任務たる北平天津間の交通線の確保及び居留民の保護に對する支那軍の武力妨害にして今や我軍はこの任務遂行並に協定事項の履行確保に必要な自衛行動を採るの已むなきに至れり。因より帝國の期する所は今次事件の如き不祥事發生の根因を芟除するに在りて、善良なる民衆を敵視するにあらず。又帝國は何等領土的企圖を有せず且列國の權益保護には最善の努力を惜しまざること勿論なり。東亞

の平和確保を使命とする帝國は事茲に至るも今なほ支那側の反省により局面を最小の範圍に限定し速かに圓滿なる解決を見んことを切望するものなり。

なほ香月司令官は翌二十八日午前零時、平津地方の支那軍を脅懲するため、所要の部署を定むると共に、我方は平和の方策盡きて、膺懲の師を進むる外なきに至れるも決して民衆を敵視するものに非ざる旨の聲明を發し、茲に平津地方掃蕩戰の幕は切つて落された。

2、暴支膺懲に決定

事變は翌月に入つて上海に飛火した。即ち八月九日、大山中尉射撃事件につゞき十三日には我が上海陸戰隊に對する支那兵の挑戰となり、十四日、支那機が我が陸戰隊本部及總領事館を爆撃、十五日我が海の荒鷲の歴史的渡洋爆撃となつて事變は完全に中支に擴大することとなり、帝國政府は十四日、上海への派兵を決定すると共に十五日、南京政府斷乎膺懲の重大聲明を發表、茲に事變は完全に日支兩國の全面的衝突となつた。

帝國政府聲明

帝國夙に東亞永遠の平和を冀念し、日支兩國の親善提携に力を效せること久しきに及べり、然るに南京政府は排日抗日を以て國論昂揚と政權強化の具に供し、自國國力の過信と帝國の實力輕視の風潮と相俟ち、更に赤化勢力と苟合して反日侮日愈々甚だしく以て帝國に敵對せんとするの氣運を醸成せり、近年幾度か惹起せる不祥事件何れも之に因由せざるなし、今次事變の發端も亦此の如き氣勢が其の爆發點

を偶々永定河畔に選びたるに過ぎず、通州に於ける神人共に許さざる殘虐事件の因由亦茲に發す、更に中南支に於ては支那側の挑戰的行動に起因し帝國臣民の生命財産既に危殆に瀕し我居留民は多年營々として建設せる安住の地を涙を呑んで遂に一時撤退するの已むなきに至れり。

顧みれば事變發生以來屢々聲明したる如く、帝國は隱忍に隱忍を重ね事件の不擴大を方針とし、努めて平和的且局地的に處理せんことを企圖し、平津地方に於ける支那軍屢次の挑戰及不法行爲に對しても、我が支那駐屯軍は交通線の確保及我が居留民保護の爲め眞に已むを得ざる自衛行動に出でたるに過ぎず、而も帝國政府は夙に南京政府に對して挑戰的言動の即時停止と現地解決を妨害せざる様注意を喚起したるにも拘らず南京政府は我が勸告を聴かざるのみならず却て益々我方に對し戰備を整へ、嚴存の軍事協定を破りて顧みることなく、軍を北上せしめて我が駐屯軍を脅威し、又漢口上海その他においては兵を集めて愈よ挑戰的態度を露骨にし、上海に於ては遂に我に向つて砲火を開き帝國軍艦に對して爆撃を加ふるに至れり此の如く支那側が帝國を輕侮し不法暴虐至らざるなく全支に互る我が居留民の生命財産危殆に陥るに及んでは、帝國としては最早隱忍その限度に達し、支那軍の暴戾を膺懲し以て南京政府の反省を促す爲今や斷乎たる措置をとるの已むなきに至れり

此の如きは東洋平和を念願し日支の共存共榮を翹望する帝國として衷心より遺憾とする所なり、然れども帝國の庶幾する所は日支の提携に在り、これがため支那における排外抗日運動を根絶し今次事變の如き不祥事發生の根因を芟除すると共に日滿支三國間の融和提携の實を擧げんとするの外他意なく、固より毫末も領土的意圖を有するものにあらず、又支那國民をして抗日に踊らしめつつある南京政府及國民黨の覺醒を促さんとするも、無辜の一般大衆に對しては何等敵意を有するものにあらず且列國權益の尊重には最善

の努力を惜まざるべきは言を俟たざる所なり

日支全面戰開始以來の戰局を辿つてみると、

- 八月二十三日 陸軍、羅店鎮、吳淞鎮に敵前上陸。
- 同 二十五日 八達嶺、張家口占領、第三艦隊司令長官揚子江より汕頭に至る支那沿岸封鎖宣言。
- 同 三十一日 吳淞鎮占領。
- 九月四日 察南自治政府樹立。
- 同 五日 帝國海軍支那船の全支航行遮斷を宣言。
- 同 十五日 寺内大將を北支方面陸軍最高指揮官に松井大將を上海方面最高指揮官に補せられたる旨發表
- 同 二十四日 保定入城。
- 十月十日 石家莊陥落。
- 同 十五日 晋北自治政府大同に成立。
- 同 二十六日 大場鎮陥落。
- 同 二十七日 蒙古聯盟自治政權樹立。
- 十一月五日 陸軍部隊杭州灣に奇襲、敵前上陸に成功。
- 同 九日 南京包圍陣完全に成る。
- 同 二十日 國民政府重慶遷都を公表。
- 同 二十二日 張家口に蒙疆聯合委員會成立す。

十二月十三日 南京陥落。

同 十四日 中華民國臨時政府成立。

同 二十七日 濟南城入城。

3、トラウトマン大使による和平交渉と「國民政府を對手とせず」

南京の陥落が近附いた頃、「如何な蔣介石も南京を失つたら頭を下げざるを得まい」といふ事が一部で期待されてゐた。

十一月中旬、ドイツ政府は駐支大使トラウトマン博士を通じて日支和平に關する直接交渉の橋渡しをしたい旨を申出たので、政府は日本の絶對必要とする最小限度の要求として、

- 一、支那は容共抗日政策を拋棄し、日滿兩國の防共政策に協力すること
 - 二、所要地域に非武装地帯を設け、且該地方に特殊の機構を設置すること
 - 三、日滿支三國間に密接なる經濟協定を締結すること
 - 四、支那は帝國に對し所要の賠償をなすこと
- の四項目を擧げて、ドイツ政府の好意に答へた。然るに當時の國民政府は日本の寛容とドイツの好意を無視して、虚心坦懐に和を乞ふ態度に出でず、遷延を事としたため終に效を奏しなかつた。

後になつて新政府の國際宣傳局長湯良禮氏が昭和十五年四月四日付中華日報紙上に「一九三七年の和平交渉失敗秘話」と題して發表したところによると、

トラウトマン博士は右日本側の要求を基礎とした和平試案を持つて十一月二十八日行政院長孔祥熙を訪問、更に翌二十九日、外交部長王寵惠を訪問してこれを提示し、外交部次長徐謨はこれを蔣介石に傳達した。

蔣介石は直ちに在南京各將領と協議を行つたところ、各將領一致して、この和平條件に賛意を表した。よつて蔣介石は十二月二日トラウトマン博士と會見、その和平試案を和平交渉の基礎として承認する旨を述べたが、同時に秘かにスターリンの意見を求めたところ、

「提案の條件には反對しないが、日本軍の即時撤退と事變前の原狀回復を支那側の條件として要求せよ」

といふ意味の回答を寄越したといふ事である。それが爲かどうか知らぬが、その後の蔣の態度は専ら責任を孔祥熙と張群に負はせて、自らはこれを回避し、一月十四日、トラウトマン大使が日本側に傳達すべき確實な回答を督促したの對し、汪精衛、孔祥熙、王寵惠、徐謨等が協議の結果

一、日本の提案は不明確且つ茫漠としての確なる討論を行ふ能はず

二、然し日本の提案を和平交渉の基礎とすることは承認する
三、故に討論に供し得るに足る具體的條件の再提示を要求す
といふ三項を決定、蔣の意見を求めたところ蔣は軍務局長錢大鈞を通じて、右のうち第二、第三の兩項は削除し、第一項のみを回答せよ、と命令した。かくて和平交渉は支那側の殆ど全部が内心これを希望してゐるに拘らず遂に暗礁に乗上げてしまつた。

支那側が和平に應じないといふ事が大體明瞭になつたので、近衛内閣は長期應戦の態度を決定すべく大本營との連絡會議、四相會議、參議會、臨時閣議と矢繼早に會議を開いて政府の最高方針を決定、更に一月十一日宮中に開かれた御前會議によつて、帝國の對支根本方策は全く決定を見たので、次いで聲明案文に關し所要な手續を経たのち一月十六日、例の「爾後國民政府を對手とせず」との歴史的聲明を發表した。

帝國政府聲明 帝國政府は南京攻略後尙支那國民政府の反省に最後の機會を與ふるため今日に及べり。然るに國民政府は帝國の眞意を解せず漫りに抗戦を策し、内民心塗炭の苦しみを察せず、外東亞全局の和平を顧みる所なし。仍て帝國政府は爾後國民政府を對手とせず、帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し、是と兩國國交を調整して更生新支那の建設に協力せんとす。之より帝國が支那の領土及び主權並びに在支列國の權益を尊重するの方針には毫もかはる所なし。今や東亞和平に對する帝國の責任愈々重し、政府は國民が此の重大なる任務遂行のため一層の發奮を冀望して止まず。

4、新政權成立への期待

この聲明は字數にして僅々二百數十字の極めて簡單なものであるが、その内容に至つては帝國の事變處理方策が質的に根本的轉換を遂げた事を意味するもので、後の東亞新秩序聲明の基礎をなす重大聲明である。即ちそれ迄は蔣介石を首班とする國民政府に反省の望みを囑し、これを對手に事變を處理する方針を採つてゐたのであるが、この時を境として「今後は國民政府を交渉の對手とせず」帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し、これと兩國國交を調整して、更生新支那の建設に協力するといふ方針に變更されたものである。重ねていへば、事變處理一言葉をかへれば日支和平の方法に關し、戰爭の對手とは和平を談せず、和平の對手としては新らたなる政權の成立を待つて、これを對手に和平交渉をやらうといふ譯である。

この時既に汪精衛氏の和平運動が豫想されてゐた譯ではないが、さういふものが現はれやすいやうな空氣を醸成するには大いに役立つたといへやう。

當時政權として如何なるものが豫想されてゐたか？ 又これと如何なる形式で和平交渉を行ひ事變を處理せんとしてゐたか？ は聲明發表の翌々日近衛首相が内閣記者團との會見に於て述べてゐるところによつて大體想像され、極めて興味深いから左に掲げる。

近衛首相談

十六日の聲明によつて我が對支方針は愈々新段階に入つた。蔣介石の國民政府を對手としない

ことになつたのだ。此の對手としないといふのは、國交調整の交渉をなすべき對手にせずとの意味であつて、今後一切戦争の對手にしないといふのではない。國民政府を壊滅に導くためには必ずしも軍事行動に限らず凡ゆる工作を進めねばならぬ。(中略) 然らば國民政府が完全に屈服して来た場合どうするかといふと、國民政府が今迄の看板を塗り變へ今迄の政策を棄て、新興政權の新民主主義の政策綱領を承認し、その傘下に入るとの形式をとる場合があり得る。之は新興政權と蔣政權との關係であつて日本は飽くまでも蔣政權壊滅を計るのだから、日本との間に今後和協の話の起りやうは無い。たゞ新興政權との間に話が出来て、親日政策の下に合流するといふことならこちらの關知したことはない。壊滅のため如何なる軍事行動を起すかは政府の關知したことでなく、専ら作戰部の仕事だ。

新興政權成立の過程は滿洲國の場合と同じやうになるかもしれぬがこれを指導協力する點では違つて來るのではないかと思ふ。新興政權に期待するところは從來の國民政權の如き抗日容共の考へ方を棄て、眞に提携、東洋平和の確立、東洋文化の發揚に向つて協力する點にある。だからその點では滿洲も同じといへば同じだ。然しその協力の仕方は滿洲とは異つてくる。滿洲國に求める國防的意味は支那の新興政權には全然ないといつてよい。

新しい中央政權であるが、今日では北支政權を必ずしもそのまま中央政權にしなければならぬといふ考へ方ではない。一番先きに出来上つたものだから、それが中心となり中南支に出来る政權を合流するか吸収されることにならう。(中略) 現在我政府が研究したことは國民政府を對手としての和協の場合に就いてであつて、國府の反省した場合の我が對策に就いては詳しく研究したがそれが結局駄目になつた。今後は新興政權との國交調整があるのみだが、その場合にはどういふ條件でやるかは何も極つてゐない。眞に

提携するに足る政權ならば、我々が國民政府に要求したよりも偉大な條件で交渉に入ることが出来るだらう。(中略) 本年上半期中に新中央政府が正式に出来るかどうかはつきりした見透しはない。出来るだけ促進せねばならぬと思ふ……。

四、新中央政權の胎動から新政府の成立まで

一月十六日の劃期的聲明によつて、爾後國民政府を對手とせず、帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待するることになつて、如何なる新興支那政權が生まれるかといふ事が帝國の事變處理の極めて重要な問題となつて來た。

丁度十一ヶ月後の十二月十八日、汪精衛氏が近衛聲明に呼應して重慶を脱出、新政權運動に乗出すまでの間、一時最も有力視せられたのが唐紹儀説【註一】と吳佩孚説であつた。

唐紹儀氏が重慶側のテロに斃れた原因も茲にあつたやうだが、汪氏の脱出によつて、一切は決定された譯である。

【註一】前清時代の高官でありながら、國民政府から重ぜられ、一九二二年民國成立後第一次内閣の總理となり、一九一七年には段祺瑞に反對して孫文と共に廣東政府を組織し、その財政部長となる。昭和十三年九月三十日フランス租界の居宅で暗殺さる。

この間に於ける戦局の主たる動きを見るに――

二月二十三日 畑俊六大將、上海方面最高指揮官に補せられる

三月二十八日 中華民國維新政府南京に成立、梁鴻志氏行政院長となる

五月十九日 徐州完全攻略

同 二十五日 南北最高指揮官會見

六月十一日 支那軍黃河堤防破壊

九月二十二日 中華民國政府聯合委員會創立式典

十月十二日 バイアス灣敵前上陸

同 二十一日 廣東入城

同 二十七日 武漢三鎮完全占領

A、東亞新秩序の聲明

廣東、武漢の陥落により事變は新段階に入り、所謂長期建設の巨歩をすすむべき時期となつた。よつて政府はこの新事態に對處すべき方針につき議を練つた結果、十一月三日、明治節の佳節をトして「東亞の新秩序建設」に關する重大聲明を發表、帝國不動の方針を明かにした。

帝國の所期する「東亞の新秩序」とは要するに日滿支三國間に政治的、經濟的、文化的プロツ

クを建設することであるが、プロツクといふ言葉は非常に排他的な誤解を生ずる惧れもあるので、「新秩序―ニュー・オーダー」といふ用語を用ひたのである。なほこの日、滿、支三國間の關係は互助連環の關係と説明されてゐる。

帝國政府聲明

今や 陛下の御稜威に依り帝國陸海軍は、克く廣東、武漢三鎮を攻略して、支那の要域を截定したり。國民政府は既に地方の一政權に過ぎず。然れども、尙ほ同政府にして抗日容共政策を固執する限りこれが潰滅を見るまで、帝國は斷じて矛を戦むることなし。

帝國の冀求するところは、東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設に在り。今次征戰究極の目的亦此に存す。

この新秩序の建設は日滿支三國相携へ、政治、經濟、文化等各般に互り互助連環の關係を樹立するを以て根幹とし、東亞に於ける國際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するにあり。是れ實に東亞を安定し、世界の進運に寄與する所以なり。

帝國が支那に望む所は、この東亞新秩序建設の任務を分擔せんことに在り。帝國は支那國民が能く我が眞意を理解し、以て帝國の協力に應へむことを期待す。固より國民政府と雖も從來の指導政策を一擲し、その人的構成を改替して更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り參するに於ては敢て之を拒否するものにあらず。

帝國は列國も亦帝國の意圖を正確に認識し、東亞の新情勢に適應すべきを信じて疑はず。就中、盟邦諸國從來の厚誼に對しては深くこれを多とするものなり。

惟ふに東亞に於ける新秩序の建設は、我が肇國の精神に淵源し、これを完成するは、現代日本國民に課せられたる光榮ある責務なり。

帝國は必要なる國內諸般の改新を斷行して、愈々國家總力の擴充を圖り、萬難を排して斯業の達成に邁進せざるべからず。

茲に政府は帝國不動の方針と決定とを聲明す。

なほ近衛首相は、同日A Kのマイクを通じて政府聲明の内容を敷衍説明し、東亞新秩序に關する國民の理解を要望した。

B、汪精衛氏の重慶脱出

事變勃發の當時から汪精衛氏の意見は、蔣介石の徹底抗戰論に對比して相當懷疑的、悲觀的であつた。後に汪氏自身が表明したところによれば、南京陥落の直後、トラウトマン駐支獨逸大使が漢口を訪問したのを機會に、汪氏のリードによつて、蔣政權の最高方針が和平に決したことがあつたといふが、この頃から汪氏は既に明かに和平論者として行動してゐたのである。

殊に武漢陥落後重慶に移つて以來、今後抗戰をつゞけても到底蔣介石の呼號する最後の勝利は難しいばかりでなく、益々人民を塗炭の苦しみ陥れるものであることを痛感、長沙に於ける共產黨の焦土戰術を目の邊り見て益々和平への信念を深め、蔣介石に對し再三和平の建言を行ふと共に、

に、長沙事件に關しては新聞紙上にはつきりとその不滿を表明したこともあつた。

かくの如く汪氏は重慶部内に於て、只管和平の努力をつゞけて來たのであるが、部内の情勢から見て到底自己の所見が容れられず、和平の目的を達することが不可能なりと悟つたので遂に十二月十八日、同志曾仲鳴等と共に飛行機に搭乗、雲南省昆明の講演會に出掛けると稱して重慶を脱出した。

汪氏の重慶脱出は同氏の腹心たる蔣政府交通部次長彭學沛の斡旋により、用意された飛行機によつたものであるが、途中昆明に立寄り雲南省主席龍雲と重要會見を遂げ、更に佛領印度支那の河内に飛んだ。

彼と行を共にしたのは、秘書、曾仲鳴、舊國民黨中央執行委員、陳公博、中央宣傳部長、周佛海の諸氏で、汪氏夫人陳璧君と子息はさきに香港に在つたが河内に行つて汪氏を迎へた。

C、「對支國交調整方針」の決定

政府は前記十一月三日の重大聲明に於て東亞に於ける新秩序の建設を謳つたが、その具體的内容は未だ決定を見るに至つてゐなかつたので、その後五相會議に於て、如何にして新秩序を建設し日支兩國の國交調整をなすかの具體方策に關し、銳意検討を續けた結果、十二月二十五日の五相會議に於て漸く最後の結論を得たので、政府は同二十八日の閣議に諮つた上、茲に東亞新秩序建

設に關し、日支關係調整の具體的方策を決定するに至つた。よつて同月三十日午前十時半、宮中に於て 天皇陛下親臨の下に御前會議を開會せられ 閑院參謀總長宮殿下、伏見軍令部總長宮殿下（代理古賀軍令部次長）近衛首相、板垣陸相、米内海相、有田外相、池田藏相、末次内相、平沼樞府議長、多田參謀次長 出席、更生新支那との國交調整方針に關し慎重審議の結果、原案を可決せられた。さきに南京陥落の際、蔣政權に反省期待し得ずとし、昭和十三年一月十二日御前會議に次いで二度目の歴史的御前會議である。

かくて日支國交調整に關する帝國不動の方策が見たので、近衛首相はこれが發表の方法に關し、偶々大阪市の招待により十二月十一日、同市中の島公會堂に開かれることになつてゐた演說會を利用してこれを發表する豫定であつたが、その前日に至り突如これを取りやめ對支國交調整に關する政府の方針發表は一時延期された。

爾來政府は汪精衛氏の重慶脱出その他諸般の情勢を考慮に加へて、その發表の時期、方法等につき研究を遂げてゐたが、同月二十二日に至り近衛首相談の形式を以てこれを發表した。

この首相談は所謂「東亞新秩序」の内容を説明すると同時に、日支和平に關する日本側の具體的條件を世界に發表したといふ意味に於て、實に事變勃發以來劃期的な重要性を有するものである。

る。

この發表によつて、日本が支那に求むるところが

一、支那と滿洲國との國交回復

二、日支防共協定の締結

イ、同協定繼續中、特定地點に於ける帝國軍隊の駐屯（防共駐兵）

ロ、内蒙地方を特殊防共地域とすべきこと

三、日支平等の原則に立つ日支經濟提携の實現

イ、帝國臣民の支那内地に於ける居住、營業の自由

ロ、北支及び内蒙地域の特殊性を認むること

の三原則にあるものであつて、帝國としては、支那に對して領土の割讓を要求するものに非ず、又戦費の賠償を要求するものでもなく、支那の主權を尊重するはもとより、支那の獨立完成のため必要とする治外法權の撤廢、租界の返還に關しても、積極的考慮を拂ふものであることを明かにしてゐる。

聲明全文 政府は本年再度の聲明に於て明かにしたる如く、終始一貫、抗日國民政府の徹底的武力掃蕩を期すると共に、支那に於ける同憂具眼の士と相携へて、東亞新秩序の建設に向つて邁進せんとするものである。今や支那各地においては更生の勢澎湃として起り、建設の氣運愈々高まれるを感得せしむるものがある。是において政府は、更生新支那との關係を調整すべき根本方針を中外に闡明し、以て帝國の眞意徹底

を期するものである。

日滿支三國は東亞新秩序の建設を共同の目的として結合し、相互に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものである。之がためには、支那は先づ何よりも舊來の偏頗なる觀念を清算して、抗日の愚と滿洲國に對する拘泥の情とを一擲することが必要である。即ち日本は支那が進んで滿洲國と完全なる國交を修めんことを率直に要望するものである。

次に東亞の天地にはコミンテルン勢力の存在を許すべからざるが故に、日本は日獨伊防共協定の精神に則り、日支防共協定の締結を以て、日支國交調整上喫緊の要件とするものである。而して支那に現在する實情に鑑み、この防共の目的に對する十分なる保障を擧ぐる爲には、同協定繼續期間中、特定地點に日本軍の防共駐屯を認むること及び内蒙地方を特殊防共地域とすべきことを要求するものである。

日支經濟關係については、日本は何等支那に於て經濟的獨占を行はんとするものに非ず、又新らしき東亞を理解しこれに即應して行動せんとする善意の第三國の利益を制限するが如きことを支那に求むるものにも非ず、唯飽く迄日支の提携と合作とをして實效あらしめんことを期するものである。即ち日支平等の原則に立つて、支那は帝國臣民に支那内地に於ける居住營業の自由を容認して日支兩國國民の經濟的利益を促進し、且つ日支間の歴史的經濟的關係に鑑み、特に北支及び内蒙地域に於てはその資源の開発利用上日本に對し積極的に便宜を與ふることを要求するものである。

日本の支那に求むるもの、大綱は以上の如きものである。日本が敢て大軍を動かせる眞意に徹するならば、日本の支那に求むるものが區々たる領土に非ず、又戰費の賠償に非ることは自ら明かである。日本は實に支那が新秩序建設の分擔者としての職能を實行するに必要な最小限度の保障を要求せんとするもの

である。日本は支那の主權を尊重するは固より、進んで支那の獨立完成の爲に必要とする治外法權を撤廢し且つ租界の返還に對して積極的な考慮を拂ふに吝ならざるものである。

D、重慶側の反駁聲明

日支國交調整方針に關する近衛聲明は重慶政府部内に強い反響を與へ、殊にその寛大なる和平條件は和平派を刺戟したため、蔣介石はこの動搖を防止するため、十二月二十六日の總理記念週に際し、反駁聲明を行ひ、又陳誠も十二月二十八日重慶よりラヂオ放送を行ひ、徹底的抗戰を力説した。その要旨次のやうなものである。

蔣介石の反駁聲明 同志諸君、我等の抗戰は新段階に到達した。(中略)此間近衛首相は談話を發表、更生中國との國交調整を行ふべき旨を聲明したが、その内容は陳腐濫套であつて我國家我民族を滅亡せんとする計畫陰謀を暴露せるものに過ぎず、便宜上左の四點に分つて見れば過般の事情は自ら明白とならう。

一、東亞新秩序の建設は東亞新秩序なる言葉は屢々用ひられてゐるが、所謂新生中國なるものは要するに獨立の中國を消滅せしめ、奴隸の中國を生産せんとするものに外ならない。赤化防止に名を藉りて中國の軍隊を抑へ、東洋文明擁護に名を藉りて中國の民族文化を亡し、經濟的防壁の撤廢に名を藉りて歐米の勢力を排斥し、獨り太平洋に覇を唱へんとするものに外ならない。

二、東亞協同體の理論—東亞協同體といふも、或ひは日滿支不可分といふも、或ひは日滿支互助關係といふも、政治經濟文化の各部門に亘り、日本が治者となり、滿支を被治者となさんとするものに外ならない。

三、經濟單元の強化—經濟單元或ひは經濟集團の強化は、事實上經濟的併合の手段に過ぎず、北支開發、中支振興兩會社の創立、日滿支經濟懇談會の開催の如き、着々それが實踐に移されつつあるが、これは要するに中國の關稅金融を操縦し、中國の生産と貿易を壟斷するものに過ぎず、我等民族の生存を消滅せしめんとするものである。

四、興亞院の成立—この間にあつて興亞院が設立せられたが、これ中國を滅亡せしめんとする計畫を擔當する綜合機關であり、日支事變の最後目的を達成せんがため、中國の滅亡を長期に亘つて執行せんとするものに外ならない。更に近衛首相の談話の裏を考へれば、表面の字句は霧散し、共同防共といふも目的は本來防共非ず、防ソに非ず、實はこれに名を藉りて中國を亡さんとするものである。中國が若し東亞新秩序と日滿支共同關係を承認すれば、中國の領土全部は日本の所有する一大租界と化し、實際上には日本と合併される事となるだらう。

陳誠の放送—近衛首相の談話は唯單に九ヶ國條約を繞る歐米各國の臺所を見んとするに他ならず日本の目的は東洋に覇權を獲得することであり、國民政府の抗戰能力を減退せしめるために、内

訶の種子を蒔かんとするものに他ならぬ。蘆溝橋事件勃發の當初、蔣介石は支那は弱國であるが一度日支間に戰が勃發せば最後までこれに抗しなければならぬと述べた。それ故現在の段階においては、問題は戰爭か平和かにあるのではなくして、正に勝利か敗北かにあるのである。世界を欺かんとする近衛首相の談話は要するに支那民族に對する侮辱であり、何人と雖もこれに欺かれるものはないであらう。

E、汪精衛氏和平聲明

十二月十八日重慶を脱出、爾來佛領印度支那の河内にあつた汪氏は近衛首相の日支國交調整方針を闡明した二十二日の重大聲明に呼應し、十二月二十九日附を以て、左の如き和平聲明を發表、蔣介石並びに國民黨中央政治會議、中央執行委員會、中央監察委員會に對し、速かに對日抗戰を中止すべしと呼掛けた。この聲明は三十日の香港新聞に掲載され内外に一大センセーションを捲起した。

聲明全文—一九三八年四月開催された臨時全國代表大會において發せられた中國現在の抗戰理由に關する部分に次の如き一節があつた。

一九三四年塘沽停戰協定締結の後、凡ゆる屈辱を忍んで日本との交渉に應じて來たのは一に軍事行動を避け、次の二事業を平和的方法によつて遂行せんと願つたからに外ならぬ。即ちこの二事業とは第一は北

支那省の安全を保障し、第二に東北四省の懸案の合理的な解決を實現せんとしたのである。即ち政治的に我々の要求する最小限の條件は、我國に於ける外國權益の不侵略、獨立の保障、領土の安全にあり、他方經濟的には我々の指導方針は互惠主義と平等にあつた。然るに一九三七年七月、蘆溝橋事件の勃發により支那は上記の如き平和解決への希望の到底實現し得ざるを知ると同時に、武器を執つて抵抗せざるを得ざるに至つた。然るに日本政府は去る十二月二十二日の聲明において、日支國交再調整に關する日本政府の根本方針を闡明した。右方針に於て強調された第一の點は善隣並びに友好の主義である。即ち右聲明は日本は支那に對し領土をも賠償をも要求するものにあらず、日本は支那の主權を尊重するも、しかし支那の完全なる獨立を確保するためには、日本は日本が明治時代に於て實行せる政策の例に倣ひ、日本人が支那に於て自由に生活し、且つ商業を営み得る代償として、日本は支那に對して租界を返還し、且つ支那に於ける治外法權の撤廢に同意せんとする。日本政府がかゝる宣言を嚴かに發表せる以上、平和的手段によつて北支各省の安全を保障し得るのみならず、又今次事變の過程に於て失はれたる領土をも回復し得る。斯て支那の領土主權行政的獨立並びに領土保全をなし得るであらう。されば我々は大會の宣言に従ひ、北支四省問題の合理的解決を得るために、我々の態度を決定し、何等かの措置に出ずべきである。第一の點は防共提携である。この問題は過去數ヶ年に互り、日本政府によつて極めて屢々提起され來つた。併し我々は日本との斯る防共提携は、支那の軍事的並びに政治的問題の干渉にまで導く可能性ありとして之に對し疑惑の念を抱いて來たが、日本が、日支防共協定は現存する日獨伊三國防共協定成文と同様な精神において締結さるべき旨の、極めて卒直なる言明をなした以上、かゝる疑惑は今や撤回されても可なりである。防共協定の目的が共產黨の國際陰謀を顛覆せんとするものである以上この理由に基き、同協定は

支那のソ聯との關係に及ぼさしむべきでない。加之中國共產黨は三民主義に従ふべきを誓約し且その黨組織並びに宣傳工作を止め、その邊疆政府を廢止すると共に又その特別軍事組織を廢止し、且中華民國政府の法律制度に絶對的に服従すべきことを誓約した。三民主義なるものは支那國民の根本主義であり、從つて祖國を防衛する我々の義務を遂行するためには、我々は自動的に且積極的に、右の主義と背馳する凡ゆる組織とか宣傳とかを彈壓しなければならぬ。

第三の點は經濟提携である。此問題も亦同様、過去數ヶ年に互り、日本政府から屢々申入れがあつた。而して現在まで我々は、政治的混亂が未解決の儘残されてある限り、經濟提携の如きは全く問題にならぬとの見解を持して來た。然し日本政府は、今や嚴肅に、日本政府は支那の主權、政治的獨立、及び領土を尊重すると言明し、且經濟的に日本は支那に對する獨占的支配を目的とするものでなく又支那に對して第三國權益の制限を要求するものでもない。否日支兩國間の經濟的協力の爲、平等主義に立つべき事を豫約してゐる。事態が斯くの如くであるならば、我々は原則として之に同意し、其基礎の上に、各種の具體的提案を提出せねばならない。

從つて若し國民政府が、上記三點を平和討議の基礎とするならば、商議への途は開かれるのである。支那の武力抵抗の目的はその國家的存在と獨立とを確保するためである。既に一年以上に及ぶ現在の戦ひの過程に於て、我國は甚大なる打撃を蒙つた。もし我々が正義に則つて平和を再建し得るならば、國家の存續と獨立とは維持され、こゝに武力抵抗の目的は達成されるのである。而して以上の三點は平和の精神と一致するものである。

更に和平の條件については、我々はその條件の妥當性を確實ならしむるために、これに慎重な考慮を加へ

なければならぬ。就中特別重要な點は、日本軍の支那からの撤兵はその全部が急速且凡ゆる方面において一齊に行はれなければならぬことである。更に提案された日支防共協定の存續期間中日本軍の駐屯すべき所謂特定地區は、たゞ内蒙の附近にのみ制限されなければならぬ。この駐兵は正に支那の主權並に政治的獨立及び領土權に影響を及ぼすものであるが、支那は以上の制限が行はれることによつて、初めて戦後の復興と再建事業とを遂行し得るのである。

日支兩國の近隣關係に鑑み、中國並びに日本の善隣と友好關係とは極めて自然なことであり、且必要なことである。正當な状態から逸脱してゐる現状は決定的に再檢討を加へる必要があり、日支兩國双方共に右に對する相互の責任を糺明すべきである。日支兩國間の恒久的平和の礎石を築くためには、支那はその教育政策を善隣主義と相矛盾せしめざるのみならず、他日日本側においても亦、支那に對する傳統的蔑視の態度並びに征服思想を抛棄し、その代りに親支的教育政策を樹立すべきである。これこそ東亞の福祉のために我等が努むべき所である。同時に太平洋においてのみならず、廣く全世界における平和と安定とを確保するために、我々は國際親善並びに相互の利益増進の共通的大義のために、凡ゆる關係各國とも協力すべきである。余はこの機會を利用して以上述べ來つた提案をなし、且これ等の提案を容れられんことを衷心希望するものである。

F、重慶政府への影響

汪精衛氏が重慶を脱出した當時は、蔣介石も「汪の行動が極めて眞摯なものであることは周知の事實で、茲數年來彼が黨國抗戰のため粉骨碎身、身をもつて國事に處して來たことは中央同人

の深く認めるところであり、自分も深くこれを感じてゐる」(國民黨記念週席上に於ける演説)と汪氏の立場への理解を示してゐたのであるが、俄然汪氏が日支和平の重大聲明を發表、重慶部門に呼びかけ、同部内に一大衝動を與ふるに至つたので、國民黨中央黨部は一九三九年一月一日蔣主宰の下に中央執監臨時聯席會議を招集し、「汪兆銘に關する黨國危害案」を付議「黨議に違反し、敵に通じて和を乞ひ、黨國に危害を加へたるもの」として、汪氏は一切の手權を褫奪し且つ國民黨より永久除名を決定すると共に即日之に關する對外聲明及び各級黨部に對する指示を發表した。

一寸興味の深いものであるから、その除名決議文といふものゝ一部と對外聲明、對各級黨部指示なるものを次に掲げる。

汪兆銘決議文、汪は抗戰緊急の際、濫りに職を離れて異國に隠れ國策に違反せる主張をなしたり。二十九日の來電によれば彼は遂に敵國首相近衛の我國を滅亡せんとする暴戾なる聲明を信じ敵に向つて和を求め一方、これを新聞に掲載せしめ中央に對する權利に藉口し人心を動搖せしめたり。その電文の内容は敵人の要求に對し是非を顛倒せるのみならず敵のための利を圖り更に敵の欺瞞を助長せしめたり。彼の行爲は敵に通じ和を求めんとするものにして、その影響するところ國本を動かさんとす。我國が百餘萬の將兵、數百萬の同胞を犠牲にし抗戰する所以のものは、

敵人侵略の毒針を消滅し以て我が國家民族の生命を永しへに保たんとするに在り（下略）

對外聲明

一、汪兆銘今回の出國は全く個人的行動であり、黨、政、軍各方面とも全く無關係にして、汪兆銘の在外行動は一切如何なる方面をも代表するものに非ず、最近汪が香港にて新聞に發表せる聲明も中央は未だ何等正式に接してゐない。

二、汪の該聲明は全く個人的意見であり、同時に意志薄弱にして日本側に利用された者の怯懦なる心理を物語るものに過ぎず、抗戦の前途には何等の影響なし。

三、汪は過去の經歷に於ても去就常ならず、目前の抗戦が困難に直面するや、一時の動搖を生じ革命の戦列より離脱したもので、抗戦の前途には何等の影響なきも、敬愛する汪のために今回の行動は痛惜に堪へず。然しこれは個人の行動であり、革命陣營の分裂を意味するものでなく實際の革命力量は之により却つて團結強固とならう。

對各級黨部への指示

一、抗戦の國策は一、二の同志の異議により變更さるべきものに非ず。

二、孫總理は國民革命の完成を遺囑してゐる。抗戦するに非ざれば民族の自由平等獨立は求むべきに非ず。

三、汪の聲明内容は明かに日本帝國主義に對する屈服を表示するものにして中國滅亡の條件を承認せるものである。主觀的には汪は日本に媚漢奸に伍したるものに非ずと雖も客觀的には明白に敵人に降服し祖國を賣りたるものなり。吾人は汪が幡然悔悟し戦列に還らんことを望むものである。然らざれば汪個人の政治的生命も完全に斷絶せん。

政治的生命も完全に斷絶せん。

四、汪の戦列よりの離脱は却つて吾人の團結を強化せるのみにて何等の影響も與へず。唯汪個人の損失を意味し彼の革命の歴史を自ら破棄せるものにして、全國民と全黨同志に背反せることは、痛惜措かざる所なり。吾人は更に團結を強固にし第二期抗戦のため漢奸を肅清し、最後の勝利に向つて邁進するのみ。

國民黨が右の如く汪氏の除名を決議したのは對日強硬派と聯ソ派の脅迫によつたものであらうが、汪氏に對する處分の問題は除名を以て一段落とし、汪氏の脱走を斡旋したことにより免職されることになつてゐた交通部次長彭學沛はその爲中央常務會議の決定を経て釋放され、現職に留ることを許され、又汪氏と行動を共にした、陳公博、顧孟餘、褚民誼、周佛海の諸氏に對してもこの際何等追及しないことになつた。かくの如く中央が汪派要人に對し寛大な處置に出たのは汪氏の和平主張が蔣政府部内の穩健派によつて強く支持されたためと解すべきであらう。

G、國民黨に對する和平勸告の公開狀

汪氏の前記和平聲明に對し、重慶側では前項に記した如く、中央と何等の意見交換を行はずしてかゝる和平通電を發したのは怪しからぬといふ非難があつたのに鑑み、汪氏は一九三九年一月八日、蔣介石及び中央常務委員會並びに國防最高會議に宛て、蔣が一旦承認した日本との和議を一年後の今日になつて異議を挿んでゐる矛盾を指摘して左の如き公開狀を發表した。

公開狀 一九三八年十二月九日(重慶脱出の九日前)余は蒋介石に對し、目下支那の當面してゐる困難は如何にして戦争を持続するかの問題であり、日本の當面してゐる困難は如何にして戦争を終結せしめるかにある。兩國共に自己の困難を知ると共に相手方の困難を知悉してゐる。従つて和平は決して望みなきに非ず。更に和平問題を對外關係について見るに、我々は英米佛各國の援助とソ聯の黙諾、獨伊兩國の不干渉、特に日本の覺醒を期待し得るであらうと述べた。而して若し日本が武力を以てしては支那を征服し得ず、且つ東亞に於て絶對的覇權を確立し得ずとの事實を認識したならば、和平は遂に招來し得るであらうと述べた。余のこの見解は同日列席せる同志諸君が何れも共に聞いてゐる筈である。

十二月二十二日、日本政府より發せられた聲明を見るに日本は支那に關する從來の態度につき反省する所がなかつたと言ひ難い。

想起するに昨年(一九三七年)十二月初め南京陥落に先立つて、獨逸大使が蒋介石に提示した日本側の和平條件は、今次近衛聲明の如く明確でなかつたのみならず、且つこれに比し遙かに苛酷であつた。にも拘らず蒋介石は大局を考慮して、此の條件を以て和平の基礎として處理するには何等躊躇しなかつたのである。その後日本側は時日を遷延し南京陥落後初めて條件を提出したが、その條件の範圍廣漠にして、爲に問題は停頓するに至つた。

然るに今日日本は既に今次の近衛聲明を發した。仍つて我國に於ても宜しく應ふるに聲明を以てし、之を以て和平交渉の基礎として折衝に努力し、斯くして具體案については相當の解決に到達せしむることを得れば即ち戦局を終結せしめ、以て東亞安定の局面を確立すべきである。此の機會は實に二度と失ふべからざる機會である。

英米佛からの援助は次第に具體化しつつあるが、かゝる援助は我々をして和平を講ずる上に有利なる地位に置き得るだけであつて、決して戦争の結果に影響を及ぼし、軍事方面に於て我々に決定的な勝利を確保せしむるに充分なものではないのである。此のことは何人も知悉する所であり、これ以上の説明を要しないものである。國際情勢に關聯して言へば英、米、佛の協力を得ずしてはソ聯も亦何等支那を援けるため獨自の行動を執り得ぬことは明かであり、一方獨逸及び伊太利は我方が和平の確立に乗出せば必ずや我方と協力するであらう。國內に於ては共產黨及び、支那の滅亡と國民政府の倒潰、國民黨の崩壊を希求する少數の者を除き、和平解決に同情せざるものはあるまい。仍つて余はこの點を沈思熟考した後、初めて中央に向つて和平解決を提議せるもので、別書を以て蔣總裁に意見を陳述せる外謹んで卑見を披瀝し伏して諸同志がその見識に鑑み枉げて賛同を賜はらんことを祈る。

この公開狀は重慶政府部内の機密事項を暴露したので蔣政權でも大いに狼狽し、一月九日夜、次の如くこれを反駁した當局談を發表した。

重慶政府當局談

- 一、南京陥落前獨逸大使によつて齎らされた日本側の要求を蒋介石が交渉の基礎として受理したといふ事實は無根である。その際提起された日本側の條件といふものは極めて不定、漠然たるもので、かゝるものを交渉の基礎とするなどといふことは有り得ぬ。
- 二、英、米、佛、ソの援助を以て中國の勝利による戦争の結末をつけ得ぬとなすのは開戦以來の汪の執り來つた悲觀論で、汪は抗戦の前途に希望を見出し得ない悲觀論者である。

三、然しながら支那側は現在も汪が自己の非を悟り、再び歸ることを考慮してゐる。今後と雖も汪自ら日本側と直接和平交渉に乗出したり、或ひは新政權に参加する如きことは全く豫想されぬ。

四、曾仲鳴氏犠牲となる

汪精衛氏の和平運動が重慶政府部内の和平派を刺戟しその影響が輕視出來ぬことを知つた部内の抗戰派は遂に汪氏を沈黙せしむるために藍衣社系の刺客を送つた。三月二十一日の拂曉、河内にあつた汪氏の隠れ家に四人の怪漢が闖入し、偶々同所にあつた曾仲鳴夫妻等五名を襲撃、曾仲鳴氏は遂にその兇弾に斃れ、國を思ふ和平運動の尊い犠牲者となつた。

しかしこの事件は汪氏の決意をにぶらすどころか、却つて同氏の決意を強固にさせるばかりとなり、同氏は三月三十一日夜、（余はこの文章を発表した後何時如何なる時に曾仲鳴氏に續いて兇手に斃れるやもしれぬが、それは余の望むところである、余の死後國民諸君はよくこれ等余の残した文字を熟讀翫味して余の主張を明確に會得して貰ひ度い。之が中國の生存と獨立に不可欠の途であると同時に、之が世界並に東亞永遠の平和を得るに不可欠の途でもある：なる悲痛な追悼文を發表、同時に、トラウトマン獨大使を仲介とした日支和平交渉の経緯に關し一九三七年十二月六日、漢口の中央銀行で開催した國防最高會議第五十四次常務委員會に於て、當時の

外交部次長徐謨が右に關して行つた報告を詳細に發表、重ねて、重慶に和平を勸告、

…人或ひは「既に主戦の方針を持してゐる以上和平論には應じないのだ。」といふかも知れぬが、これは通らない。國家の目的は生存獨立にあり、和戦はその目的を達するための手段に過ぎない。戦はざるを得ざるに至つて戦ひ、和すべきに至つて和する。和平の可否はその條件によつて決せられ、その條件にして國家の生存獨立を妨げるならば和すべからず。然らざれば和すべきである。國家の生存獨立のために抗戦するならば別であるが、對内統一の手段として抗戦するのであれば自分は絶対に反對である。

と、切々、和平こそ國を救ふ所以であると説いた。次いで四月五日付大公報（重慶政府機關紙）が汪氏が我が平沼首相との間に和平並びに時局收拾に關する密約を締結したと報道、汪氏を誹謗したのに對し、四月八日付南華日報紙上に「國人に告ぐ」と題する反駁聲明を發表、

…たゞ和平の條件は亡國的でないことを必要とするが、若しそれが中國をして更生せしめ復興せしめるものであれば、即ち余は飽くまで余の主張を堅持徹底せしめることに於て生命を犠牲とするも敢て惜しむ所ではない。故に今後も絶対に余は人に害を加へられることによつて余の主張を放棄せず、又謠言中傷によつてその見解を動搖せしめることはない。…元來日本側の戰略では支那は戦はずして屈することが出來ると考へ、甚だしきは一戦にして支那を滅すことが出來るとしてゐた。又支那側の計略では日本の經濟はすぐにも崩壊し、甚だしきに至つては戦争に次いで革命が起るであらうとさへしてゐた。今や戦争は既に二年を経たが双方とも支那の最後の勝利

は期すべからず、又日本もその併呑の目的は達すべからざることを知るに至つた。之は無智でなければ人道に悖るものである。斯くの如き状態を長く続けるに於ては東亞の文明は全く滅亡して日支兩國人は必らず枕を並べて共に滅亡して了ふであらう。余は兩國が戦へば共に傷き、和すれば即ち共に存することを確信するものである。……

と三度、和平運動の理論的根拠を説明した。

なほ重慶脱出以來汪氏一派の運動は専らその機關紙「南華日報」を利用しての和平理論の展開にあつたが、前記曾仲鳴氏の暗殺事件を契機として漸次その方向を轉換、從來は蔣介石と日本政府との間に立つて和平斡旋の勞をとるといふ行き方であつたのが、この時を境に蔣との關係を絶ち、積極的に反共反戰運動に乗出した。その具體的方法として先づ重慶部内の同志に對し積極的に呼掛ける一方、その腹心を各地に派し、華僑間の同志獲得に努める等の實行運動に乗出したのである。

一方蔣介石は從來汪氏の重慶復歸を希望するため、汪氏の和平運動に對しても、理論的にこれを反駁する程度であつたが、汪氏の運動が實際運動となつてその影響が漸次深刻となつて來たので、部内統制の必要上蔣介石は六月八日國防最高委員會の議決を経て國民政府命令による汪兆銘逮捕令を發し、續いて周佛海氏に對しても同様命令を發した。

しかし右逮捕令の決定に至るまでの経緯に於ても、共產黨及び抗戰派が強硬に汪氏の斷罪を極力主張したのに對し、汪氏の和平論に理解を持つてゐる國民黨の元老、穩健派は最後まで汪氏と重慶との關係を切斷することに反對し、汪氏の引留を希望したといはれ、王寵惠、孔祥熙等は交々汪氏に書翰を送り和平運動の一時停止、日本側との接觸を控へること等を忠告し、一方蔣介石にも今暫く靜觀することを奨めたのであるが遂に強硬派の主張が通り、逮捕令の發令となつたものである。

I、汪精衛氏の渡日と運動方針の大轉換

日本政府と重慶政府との間に立つて日支和平を斡旋する——といふ運動方針を採つてゐたのであるが、如何に言葉を盡して説いても到底従前の方法を以てしては重慶の覺醒を促すことは困難であると悟つたので茲に運動方針の一大轉換を行ひ、近衛聲明の指示するところに従ひ、新たに中央政府を樹立して、日本との間に國交調整を遂げ、その上で再び重慶に臨んでその反省を促す外なしと決意し、運動の根據地を上海に移した上、日本政府の眞の意向を確めるため六月三日、周佛海氏を伴つて私に東京を訪問、當時の平沼首相、板垣陸相、米内海相、有田外相、石渡藏相と首相官邸の日本間で會見、更に近衛聲明の主である近衛樞府議長とは目白の別邸で會見、胸襟を開いて意見の交換を遂げた結果、同氏の所謂「和平建國」の決意を固むるに至つた。

よつて歸途北京に立寄り王克敏氏等臨時政府首腦者と會見、又上海歸來後梁鴻志氏等維新政府要人とも意見を交換した結果、それ／＼新中央政府樹立に對し協力する旨の言明を得るに至つたので愈々その實踐工作に着手した。

即ち先づ第一聲として、七月十日二十ヶ月振りで復刊第一號を出した上海の「中華日報」紙上に「余の中日關係に對する根本觀念と余の前進目標」と題する長文の論文を發表「今や蔣に従へば共產黨の犠牲となり祖國を滅亡に陥れるのみである。余は同志を團結し全國各黨各派無黨無派の憂國の士と中國復興、東亞復興の大道を歩まん」と絶叫、從來の和平運動の一大方向轉換を闡明し、更に「今日我等の前途には二途あり、蔣に従つて抗戰を繼續以て國を亡し民を滅するの途を採るか、或ひは蔣と斷絶し敵を轉じて友となさんことに努力し以て中日の和平を回復し中國復興、東亞の和平を確立するの途をとるかにある」と蔣介石政權との立場の相異を明かにし、蔣に絶縁狀を叩きつけて、友邦日本と協力して新時代を建設すべく新らたなる活動に入る旨を明かにした。次に同氏聲明の要旨を掲げる。

抗日は敗亡の途

總理孫先生は「中國革命の成功は日本の諒解を待つにあり」と我等に説いてゐる。この一句の意義は重大である。日本は東亞の強國であり經濟、軍事、文化の各般にわたつて着々先進し最近數十年間の實情は

日本なくして東亞なしといひ得る。今やまさに強盛ならんとはかる中國が、すでに強盛國と成り終へたる日本を敵となすはまことに卵をもつて石を撃つゝの類であつて、敗亡は疑ひなきところである。ゆゑに中國革命に成功を欲せば、日本をして中國革命の成功が日本に有利なるを知らしめねばならぬ。これは權謀策略に非ずして誠意である。如何にせば日本に有利たり得るか、中日兩國の外交方針と軍事方針を一致せしめ、更に進んでは平等互惠の原則に依據し以て經濟合作を計るにある。これは中國の主權を損ふものに非ずや、絶對にしからず何となれば一個の國家對一個の國家の問題であり、しかも利害相同じく相結合するもので、絶對に國家主權を損ふものではないのである。またこれは第三國の正當なる權益を損ふものにも非ずや、絶對にしからず。何となれば中日の結合は共に生存し、共に發達せんがためのものであり毫も第三國の正當なる權益を排斥する意味を持たぬからである。

日支關係の惡化

民國十三年、孫先生は廣東に在つて自ら國民政府の建國大綱を定められた。その時中日關係に對しては明かに前述の方針によつてなされてゐる、民國十四年に孫先生逝去され、余はその遺志を繼ぎ國民政府を主持し前述の方針を競々として守り毫も變らなかつた。しかるに民國十七年に至り情勢は一變した。即ち濟南事變は中日關係惡化の端緒となつた、これは正に冤仇宜しく解くべく結ぶべきではない。民國二十一年一月二十八日に至り、余は南京にかへり行政院長を擔任し、後また外交部長を兼任した。當時余は「一面抵抗一面交渉」を提唱し、當時の「直接交渉反對」の論調を是正し、親しく滬滬停戰協定、塘沽停戰協定を締結した。余の當時に於ける意圖は依然冤仇解くべく結ぶべからずといふ觀念に本つき、しかもこれにより局部的暫定的安定よりさらに進んで全國永久の和平を願ふにほかならなかつた。しかし余は明かに

或る種の論調に反対した、或る種の論調とは當時における所謂「主戦派」の論議である。余は當初蔣介石先生を余と同心者なりと考へてゐた、民國二十年十二月蔣が國民政府主席を辭職後「國人に告ぐる」といふ一篇の文字を見て、蔣また我と同心なるを認めた。よつて誠心誠意蔣と合作を計つた、しかるに四年の間余は漸次自ら誤れることを自覺した。民國二十四年十一月一日余は大病後の身に更に三傷を受け、健康任に堪へざるに至つた。民國廿五年余たまたま外遊せる時西安事變發生するや、余取るものも取りあへず急遽歸國した。即ち情勢は全く一大異變を呈してをり、余は當時「剿共」の絶對に中止すべからざるを確信した。蘆溝橋事變發生以來中日の戦争に對しては、余ももともとこれを阻止するに由なかりしといへども、一刻たりとも共產黨の陰謀轉換を想はざることをなく、またこれが抵制をなしこれを撃破せんことを思はざるときなく、遂に十二月十八日に至り重慶を去つて二十九日和平建議を發表するにいたつたのである。

日本の提議に聽け

余の和平建議たるや近衛聲明に賛同せるものである。なにがゆゑに余はこれに賛同したか、余は依然從來一貫せる對日冤仇解くべく結ぶべからずとの觀念を貫かんがためであつた。一年半の戦ひは日本の國力、中國の民族意識を十分に表現し得た、しかも日本は遂に聲明せるごとく中國に對しては侵略の野心なく、かつ手を差伸べて中日共同目的のために親密合作を要求し來つたのである。中國は何がゆゑに同様に手を差伸べて、あたかも兄弟が相争つた後互に相抱いて、ともに泣き再び相愛するといふ、悲痛にしてしかもこのうへなき歡喜を味ははうとはしないのであらうか。もし蔣がこのときすでに中日關係が一新時機に到達せることを認識し、決然この聲明の趣旨に對し賛同せば、すなはち中日和平の途は開かれ、さらに進んではいはゆる三原則に依據して各種の具體條件を定め、彼我その益をともに受け東亞永久和平の

基礎は確定し、今後の共同生存と共同發達は期して待つに難からざりしものを、不幸にして蔣はこの舉に出ずかへつて頑迷固陋の態度に出て、日本の提議に對しては更に極端に壓迫排撃の手段に出て、一方國內および黨内に對しては、一切の和平建議に耳を藉さずこのため齟齬半年、大局はいよいよ日を逐うて敗壞し收拾すべからざるに至つたのである、まことに痛惜の極みではないか。

東亞百年の大計

善隣友好、共同防共、經濟提携の三原則は、もとより近衛聲明中にわづかに輪廓を明示するに過ぎずといへども、數年前の日本には既にこの提議あり、即ち二十四年十一月二十日有吉大使は蔣と會見し三原則を提示し、もつて中日關係の基礎を改善せんことをはかつた。蔣はこれに對して賛意を表したが併せて具體策なきを表示し、その後に至り態度を俄然豹變した。二十六年十二月および二十七年一月における、ドイツ大使トラウトマンの戦事の調停に述べたるころの日本政府の和平條件も、また三原則に過ぎぬものであることは余の「一個の例を擧ぐ」の文中に掲げたるものであつて、再述を要せぬところである。近衛聲明に至りてはその從來の一貫せる主張に本づいて系統的にこれを述べ、かつ我が國の顧慮すべき點もすべて解釋して餘さざるものである。例へば共同防共に關しては、該協定が我國の軍事内政にまで干渉するに非ずやと誤解されんことを慮れ、特に日獨伊防共協定の精神をもつて中日防共協定を締結せんことを聲明し、經濟提携に關してはわが國政治の紛糾がなほ解決せざらんことを顧慮するを慮れ、特に中國の主權および獨立完整の尊重を聲明し、合せて中國において經濟上の獨占の實行を欲するものに非ず、また中國が第三國の利益を制限せんことを要求せんと欲するものに非ざることを聲明した。かゝる鄭重かつ明白なる聲明ある事は三原則の實行が中國の自由と獨立を害するものに非ざることが領ける。こればかりではな

くいはゆる共同防共および經濟提携の主要目的は共產攪亂、經濟侵略といふ二大毒を東洋より根絶せしむるにあるのであつて、これらの責任は頗る重大である。日本がかくの如く中國に對して、これらの責任を分擔せんことを望む以上は、中國はまづ十分に自由と獨立が存して、初めてこの重大責任を分擔する能力を有し得るといふことは言を俟たざるところである。しかして我等がこの聲明に賛同するゆゑんは、一日の安逸を求むるがために非ずして、東亞百年の大計を求めんがためである。しかもわれらは何がゆゑにこの聲明に對し頑迷固陋の態度をとるを得ようぞ。

蔣「三原則」を誣ふ

蔣統制下における宣傳はすべて日本は正に全力を擧げて中國を滅亡せしめんとし、三原則は一種の託言であるとしあるも、此宣傳は實際は全然誤つてゐる。何となれば第一日本がもし中國を滅亡せしめんと欲せば、全力をもつて作戰を繼續しかる託言を必要としない。第二に三原則の出現はすでに數年を経てゐるものであつて、上述の如く近衛聲明以來さらに明かに國策となりたるものにして、日本全國の輿論が一致したるものといふべく、これを託言と見ることはできない。第三に中日兩國が共同努力の目標なしとするならば、利害衝突の故をもつて勢ひ必ず水火相容れざるに至るであらう。これに反し一つの共同努力の目標ありとせば、利害は一致し衝突發生の理由はないであらう。かくの如く其關係は重大にしてこれを託言とは全くいひ得ないであらう。第四に數年來中日關係は改善する能はず、日に／＼惡化の勢ひにあるといふことは、一種の循環論に捉はれ誤れるものであらう。例へば日本側のいふところは中國の排日が九・一八事件の原因であると、中國側は日本の侵略こそ排日の根源であるといふ、また日本のいふには中國が以夷制夷政策を拋棄すれば中日關係は好轉するを得んと、中國側はいはく、日本が中國に對する野心を拋棄す

るならば中日關係は好轉せんと、かくの如くすべて相互にその責を負はせ、もつてますます惡化の一途をたどるものである。今もし一個の共同努力の目標ありて同時に力をつくしまづ自己を期待し、しかるのちに期待し、さらに己れの責を問ひたるのち、他の責を咎むれば進歩は必ずや速かに、成功は必ずや容易であらう。かくせば中日の過去の紛糾は解消し現在の戰禍も終結し、またその損失も補填されるのみならず將來における共同生存、共同發達の大道またこれより一步を踏み出すを得るであらう。

共產黨、國を誤る

しかるに何故に和議を拒絶し抗戰繼續を高調するのであるか、彼等は抗戰以來軍隊および人民はすべて十分民族意識を表示し、しかもこれは覆ふべからざるものであることを知るべきである。と同時に我等はまた是等の民族意識は現在において、共產黨に完全に利用せられてたゞ第三インターの命を接受し、中國を犠牲となし犠牲とすべき地いよ／＼廣きを喜び、犠牲となるべき人數のいよ／＼多きを喜び、犠牲となるべき時間のいよ／＼永きを喜ぶことを知るのみである。中國はもとより全面的に犠牲となるもやむを得ずとしても、日本もまた多少の傷痍を蒙るを免れ得ないであらう。これこそ第三インターより見ればまことに一舉兩得といひ得るであらう。しかも何ぞ天は人言に従はんやである。蔣を陷穽に陥れ民國六年以來の剿共の仇恨を思ひのまゝ晴らさんことをはかり、事成りたる後は共產黨は即刻第三インターといふ古巢にかへり、一片の未練さへも見せぬであらう。かくの如き次第により幾度か和平回復の機會に遭遇しながら、徹底抗戰を固執してゐるのはまことに中國は永遠に平和を得ずして、第三インターの犠牲となつてしまふゆゑんである。

中國復興に邁進

余思ふに今日我らの面前には二途が開けてゐる、一途は蔣の高調する抗戦繼續である。蔣の現有兵力は日本に抵抗するに足らざるのみならず、共産黨を牽制するに足らない。蔣の現在の心境は、共産黨に従はざるを念じつゝも従はざるを得ず。かくのごとくわが國家と民族のすべてを擧げて蔣に従ひ、共産黨の犠牲となるのみである。別の一途は蔣との關係を斷絶し、孫總理の遺志を更に新たに闡明し、重ねて新たに實行し日本に對する「冤仇解くべく結ぶべからず」の根本意義に本づき、敵を轉じて友となさんことに努力するにあり、第一步が中日の和平を回復し、第二步において東亞の和平を確立するものである。この二條の途の前者は亡國滅民の途であり、後者は中國を復興し東亞を復興する途である。余は中國を復興し東亞を復興するところの道を歩まんことを決意せり、余は同志を糾合し、また全國各黨各派および無黨無派の有志の士を團結し、共に俱にこの一條の道を歩みつゞけんことを決意したものである。

ジ、六全大會の開催

前項の如く汪氏の和平運動が新中央政府樹立といふ新たなる方向に向つてスタートを切り、同時に前記の蔣との絶縁聲明を契機として蔣獨裁の重慶國民黨を否認し孫文以來の大亞細亞主義に基く國民黨本來の精神に立返るべきである、といふ純正國民黨運動は急速に發展し、各地の國民黨が續々これに響應して全國より來集したこれ等の同志の熱意は、純正國民黨による和平完成のため國民黨全國代表大會の招集を要望するに至り、又中南支に於て千餘名の會員を有する和平運動促成會は八月二十六日全國代表大會の即時招集を要望した。

茲に於て汪氏も遂に六全大會の招集を決意し、同大會は八月二十八日より三日間に亘り、重慶側のテロを防ぐため上海某所で極秘裡に開催された。合法的手續きを終つて各省市黨部並に華僑團體より派遣された代表二百四十餘名の参加を見、遠く海外華僑より選出された代表だけでも二十名に及んだ。

元來、中國國民黨の總章によれば、黨の全國代表大會は、二年に一回開催されることになつてをり、第一回の大會は一九二四年（大正十三年）に開かれたのであるから、爾來十六年後の今日に至るまでに八回開かれてゐるべき筈であるが、内亂の頻發等のため實際は五回（外に臨時大會一回）しか開かれてゐない。その六回目の大會が汪氏によつて招集された譯である。

この六全大會で黨の綱領が修正され、總裁制に代つて中央執行委員會主席制が設けられ、汪精衛氏はその主席に推されて總理と略同様の強大な権限が與へられたので、將來中央政府の再建工作に自由に腕が揮へることになつた。

又同大會で日支和平、反共の外一黨專制を廢して各黨各派と協力する旨を闡明し、三民主義に關しても新たな解釋が加へられ、一方重慶國民黨の中央黨部の解散を決議して、茲に國民黨は全く更生するに至つた。

よつて汪氏は九月一日、新國民黨執行委員會主席就任の第一聲として「海內外同志に告ぐ」と

通電を發し、次いで九月五日、黨則による第一次中央執監會議を上海に開催、汪氏司會の下に各種黨工作の推進及び機構整備を審議し、更に周佛海氏以下九名を中央執行委員會常務委員に選出、これで内部の陣容も整ひ、各派と協力して中央政府を樹立すべき「中央政治會議」に對する國民黨側の準備は一切完了した。

そこで汪氏は日本との間に具體的な交渉を開始するに先立ち、先づ既成政權たる臨時、維新兩政府の協力を求むべく、南京に於て開催された兩政府の聯合委員會を機會に、九月十八日南京に赴き翌十九二十の兩日に互り王克敏、梁鴻志の兩氏と會見、時局收拾に關し意見の交換を遂げた。

この會見で汪氏は和平救國の信念に基き、新中央政府樹立の方針を決定した旨を述べて、兩氏の協力を要望し、更に新政府樹立の前提をなす中央政治會議の開催に關する具體的事項に關し種種打合せを遂げた。

右の結果、臨時政府は九月二十三日南京から歸還した王克敏氏一行を迎へ、同日外交大樓に議政委員會を招集、九月二十一日發表された汪氏の聲明に對する臨時政府としての態度を決定し、政府委員連名を以て聲明を發表、……凡そ國民たるもの何ぞ敢て黨別を云々せんや。若し重ねて和平を見るを得ば願望既に足れり。決して疑義なし、茲に腹心を陳ぶ」と汪氏支持の態度を明かにし、又維新政府でも同月二十二日、梁行政院長以下の連名で同様の態度を表明、同時に大民會

彭廣東委員長も相前後して同様趣旨の聲明を發表協力を誓つた。

K、國交調整の下交渉

かくて新政府樹立に關する準備工作はその基礎工作を完了したので愈々日本側との下交渉を開始することとなり、この交渉は十一月初旬から上海に於て我が出先機關との間に非公式に開始された。我方の原案は十一月四日の興亞院會議及び閣議を経て決定されたもので、大綱は昭和十三年十一月三十日の御前會議に於て決定された日支調整に關する基本要綱に基いて作成されたものである。

支那側では周佛海氏が主としてその折衝に當り、約二ヶ月に互り交渉を續けた結果、漸く十二月三十日に至つて圓滿妥結を見た。

この交渉の経緯、内容を詳細に記すことは許されないが、この交渉こそ事實上の日支媾和談判とも稱すべきもので、交渉に二ヶ月を要したのは、將來の重慶への工作を考慮した汪精衛、周佛海の兩氏等が重慶部内にある同志の心境をも忖度して、細かな所にまで氣を配つたためである。

右、双方の意見一致を見た國交調整方針は本年一月八日の臨時閣議に附議の承認を得たので、帝國政府は同日閣議終了後内閣書記官長談の形式を以て左の如く發表した。

内閣書記官長談、事變處理に關する帝國の方途に就いては累次中外に聲明せられたる所にして、

特に昭和十三年十一月三日の政府の聲明、次いで同年十二月二十二日近衛元總理大臣の談話に於いては征戰究極の目的を明かにせられ、爾來政戰兩略一貫して此の目的の追求に努力し來りし次第なるが、此の間支那に於ける同憂具眼の士にして帝國の意圖に響應するもの。逐次増加し來り、遂に昨年春季に入り國民黨の指導的地位にある汪精衛氏及びその同志は公然反共、親日、和平救國を主張し帝國との協力的活動を開始し、爾來日々其の勢力を加へ最近に至り新たなる中央政府を樹立するの氣運となれり。而してその志すところを詳案するに時局收拾の方向概ね帝國の企圖するところに合致するものあるにより、帝國としては今後凡ゆる努力を傾注して之が成立發展を支援することゝなしたり。

なほ阿部首相は翌九日宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ、右の次第を委曲奏上、阿部内閣はこれを置土産に一月十四日總辭職を行ひ、米内内閣が成立した。

Ⅰ、中央政治會議の開催と南京還都

我方との打合せを終つた汪氏等は著々として新政府樹立に關する所要の工作を進め、一月二十三日青島會談を開いた。

汪氏は同會談の開催に先立つて一月十六日、蔣介石に宛て、日本と停戰媾和すべきことを卒直に勸告した電報を發したが、依然として所期の効果は得られなかつた。

青島會談に於ては、日本との間に諒解を遂げた國交調整に關する基本要綱を中心に、王克敏、梁鴻志兩氏の諒解を求め、更に蒙古聯合自治政府の地位に關し、その代表李守信氏と周佛海氏との間に諒解が成立、同自治政府の特殊地位が認められると共に新中央政府の傘下に入つて協力することが決定された。又北支については汪氏と王克敏氏との間に新政府成立と共に解消する臨時政府に代つて華北政務委員會が組織されること、その地域等に關する諒解が成立、又維新政府は新政府の中に吸収され、發展的解消を遂げることに決定した。次いで汪氏は上海に歸來後、二月十二日各黨各派の領袖、無黨無派の代表を招請して、青島會談で承認を得た新政府樹立大綱を諮り同じく賛同を得たので茲に新中央政府樹立に關する諸準備は全く完了した。

かくて待望の歴史的中央政治會議は三月二十日午前十時を期して南京中山北路の會場國際聯歡社に於て開會、勞頭主席汪精衛氏起つて

中央政治會議は和平建國の目的に基き本日より會議を開始し、この會議中に於て和平の實現、憲政の實施を二大方針とし、種々討論並びに決議をなし、以て完全に會議の目的を貫徹せんことを期す次第である。蓋し日支關係を調整し東亞の安寧と秩序を確保するものはこれに懸つてゐるのであつて、中華民國の建設を完成し世界に於ける自由平等の地位を獲得する所以のものも、亦これに懸つてゐるのである。こゝに集まられた人は、或ひは中國國民黨の同志で嘗つて國民政府に服務し深く時局收拾の重大責任を感じてをられる方であり、或ひは事變以來國脈民命の維持に盡瘁せられ政權を成立された當局であり、或ひは國內に

永き歴史を持ち國民参政會に参加せられた諸政黨の方であり、又或ひは海内賢達にして同憂具眼の士である。茲に一堂に會せられたことは一に共同の理想、共同の抱負を以て相共にこの和平建國の歴史的使命を擔はんことを期してゐるのである。この會議中、必ずやよくその豊富なる學識と經驗とによつて綿密の討論と慎重なる決議をなし、全國同胞の切望せる普遍的和平を迅速に實現せしめ、又多年懸案のまゝ未解決である憲政問題を確定し迅速に國民をして塗炭の苦しみより救ひ、國本を鞏固ならしめ得ることを深く信ずる次第である。これ本會議同人の深く努力する所であると共に、以て國民を慰めんことを期する所以である。

と挨拶を述べ、議事に入り

- 一、日支新關係調整方針を如何に決定すべきかの案
 - 二、中央政府樹立大綱案
 - 三、中央政府の名稱及び國旗案
 - 四、中央政府成立の時期案
- をそれ／＼附議決定し、更に第二日は
- 一、國民政府政綱案
 - 二、中央政治委員會組織條例案
 - 三、中華民國國民政府組織法第十五條を修正するの案

四、國民政府組織系統表案

五、臨時政府及び維新政府の名稱廢止及びその善後法案

第三日は

- 一、對重慶政權方策及びその善後問題
- 二、國民大會招集及び憲政の實施に關する件
- 三、華北政務委員會組織條例

をいづれも討論の上可決し又は必要な決議を行ひ、最後に國民政府の人的構成たる五院々長、行政院十四部長の人事を決定かくて世界の視聽を集めた中央政治會議は多大の効果を收めて無事その任務を終了した。

なほ新國民政府の最高政治機關たる中央政治委員會委員の人名も二十四日夜發表された。

かくて中華民國國民政府の改組還都並びに府、院、部、會各長官就任典禮は愈々三十日午前九時より春和む南京城内國民政府大禮堂において莊嚴且つ嚴肅に執行され、南京陥落以來滿二年三ヶ月餘、金陵の古都は再び國民政府の首都として甦ることとなつた。

同日の式典に於て汪氏は左の如き還都宣言を發表し、純正三民主義に立脚し、我が近衛聲明に呼應して新東亞の建設を分擔せんとする國民政府の改組還都は茲に實現し、新中央政府たる國民

政府は宣言の内容をそのまま和平の實現、憲政の實施に邁進すべく、新政府により否認された重慶政府は名實共に一地方政權に顛落し中央政府としての一切の職權行使の權能を失つた譯で、還都宣言の内外への影響は頗る重大である。

還都宣言

國民政府は、中央政治會議の決議により南京に還都せるをもつて、こゝに謹みて誠意を披瀝し明かに全國同胞に告ぐ。和平の實現と憲政の實施との二大方針は中央政治會議において鄭重に決議されたところにして、國民政府は新方針を堅持し誓つてこれが實行を期せんとす。いはゆる和平の實現とは日本と協力し善隣友好、共同防共及び經濟提携の原則に基づき過去の紛糾を一掃し、將來の親善關係を確立し、過去において採れる政策及び法令にして右方針に反するものあらば必ずそれらを廢止しまたは修正し、努めて主權の獨立自由と行政の完整とを保全し、且つ經濟上に互惠平等の合作を實現しもつて共存共榮の基礎を樹立せんとするにあり。中日兩國はもと義兄弟に同じ、一旦不幸にして干戈を動かすに至れるが、今次國交の調整を経たる後は長く平和を維持し、共に東亞を安定せしめ同時に一切の友邦に對してもまたこの和平外交の方針に基づき、信義を重じ陸誼を收めもつてその友好關係を増進すべきなり。いはゆる憲政の實施については、中國國民黨第五次及び第六次全國代表大會の宣言中に既に明確に規定せられ、全國賢能の士も亦つと一致賛同するところなり、今や戦後各般の施設悉く廢絶しこれが復興を俟つ秋、偏へに舉國同胞物心兩面の力を集中し、勇往邁進しもつて現代國家の建設を完成するに頼らざるべからず。過去における個人の獨裁制は、全國人民精誠團結の障礙なりしをもつて必ずこれを革正除去すべし。また共產

黨は階級闘争を挑發し、特に國家民族の大敵なるをもつて必ずこれを根絶邪正し、その餘毒を殘さざらしむるを要す。各級民意機關の設置、地方自治の實施及び國民大會の招集、憲法の制定發布等に至りては何れも日を期してこれを實行に現し、もつて全國人民の要望に副ふべし。以上和平の實現と憲政の實施とは國民政府の遵奉すべき最大の方針なるとともに、また國民政府の負擔すべき最大の任務なり。こゝにまづ國民政府の還都に際し、わが陣歿せる將士、殉難せる人民及び和平運動のために犠牲となれる諸先烈に對し謹んで無限の哀悼と敬禮とを捧げ、國民政府が第一に己れの責任として自覺するところは、實に戦後の人民を撫恤しその生命、財産の自由をしてよく國家法律の保障を受けしめ、各その業に安んじもつて經濟産業の復興と文化の發展に従事せしむるにあり。國民政府は謹んでその僚屬を率ゐ、廉潔勇敢勇をいとはず怨みを受けるもなほ辭せざる精神をもつて、わが無辜の人民と苦樂を同じくし生死を共にし、もつて國家民族の復興を企圖すべく、現在重慶及び各地に服務中の公務人員と一般將士とに對し敬意をもつて布告す。右届出ありたる人員に對してはその確實なる表明ありたる後、すべて原級原給をもつてこれを任用すべく、およそ公務人員たるものこの布告ありたるのち必ず速かに南京に歸還して届出をなすべし。その忠誠の念を抱きその地位に應じて斡旋運動に苦心し、貢獻するところありたるものは特に優待してこれを任用すべし。また一般將士はこの布告ありたる後必ずや命を遵守し、即時停戦しもつてのち命を待つべし。その正規の軍隊に非ずして各地に散在し、遊撃を擔當するものもまた必ず命に従ひ活動を停止し、靜かに點檢を受け收容編成せらるゝを待つべし。これ和平建國の基礎にして、共に努めざるべからざるところなり。國民政府今次の還都は全國を統一し、和平の實現と憲政の實施との大道に向つて勇往邁進せんとするものにして、全國のうちこれをもつて唯一の合法的中央政府となす。従つて重慶側においてもし全國内に

對して法令を發布し、外國に對して條約を締結するも何れもみなその無効なること當然なり、望むらくは重慶側も從來の行掛りを一擲し速かに局面の收拾をはかり、ともに艱難を救げんことを。事變以來臨時、維新兩政府等の政權前後成立せるが何れも國脈を保全し、民命を維持するため全身全力を擧げ鞠躬盡瘁し具さに勞苦を嘗む、今すてに一致して國民政府に統一することに同意す、よつてその辯じたる事項に對してはしばらくその現状を維持し、並に大勢の方針に基づきて速かにこれが調整をなすべし。これより後全國は統一的指導の下に同心同徳戦後の創を癒やし、將來の發展を圖るに至らん、これ實に國家民族の復興と東亞の和平とのかゝるところ深く囑望してやまざる所以なり。

これに呼應し、帝國政府でも三十日午後四時半、次の如き政府聲明を發し、新政府と相提携して東亞新秩序の建設に邁進せんとする帝國の決意を闡明、列國が速かにこの東亞の新事態を承認すべきことを要望した。

帝國政府聲明

夫れ生命は不斷に發展し、事象は時時に變化す、國際の秩序亦これに遵ふ。帝國は常にこの裡に在りて國際正義の昂揚と人類平和の確立とに力を致すものなり、今や支那新中央政府樹立せられ、更生支那の建設その緒に就く、帝國政府はその成立を慶賀すると共に、其發展に對しては屢次の聲明に基き全幅の協力と支援とを與へんとす。帝國は列國が又克く此の嚴然たる事實を承認し、速かに東亞の平和建設に寄與せん事を期待す。帝國が支那に冀求する所は、支那

が克く道義に立脚して眞の獨立と自由とを完成し、帝國と互に相携へて東亞新秩序の建設に邁進し、其の興隆を共にせんことに存す。帝國が東亞諸邦と共に其の生存を確保せんが爲、特に支那資源の開發利用に關聯し、特殊の關心と要求とを有するは固より其の所たり。然れども、帝國は東亞の新事態に即する第三國の平和的經濟活動に對しては、敢て之を排除せざるのみならず、進んで是等諸邦と協力し、俱に國際修交の福利を享受せんとするものにして、帝國がその作戰繼續中の異常事態にも拘らず、多大の不便を忍び、列國の在支權益の擁護に努力し來れるの眞意實にここに存す。更生新支那亦その方途を一にすべきは帝國政府の確信する所なり。茲に更生新支那の發足を見、東亞の情勢將に一轉機を劃せんとす、帝國は殘存容共抗日勢力にして迷夢猶醒めざる限り、これに對し斷じて矛を戟むることなきは勿論、今後生ずることあるべきは一切の障礙に對し、確固たる決意と不斷の用意とを以て、之を克服突破し依て以て聖戰目的の完遂を期するものなり。

五、如何にして和平を達成するか

三月三十日、國民政府南京遷都といふ形式で成立を告げた新政府の使命が、日支間に和平を齎らし、以て東亞永遠の平和への途を拓かんとするにあることは本章の冒頭に述べた通りである。

然らば新政府は果して如何なる方法によつて、日支間の和平を達成せんとするのか？

日支間に眞の平和が齎らされるためには——日本側からいへば、事變が完全に處理されるためには、——今なほ重慶を中心とする奥地に殘存するといへば五百万と稱せられる兵力を擁して抗戰救國を呼號する蔣政權及び邊疆に蠢動する共產軍を何とか始末しなければならぬ。従つて今後の日支和平問題は、この重慶政府と新政府と日本といふ三者間の問題であるといふ事を常に念頭に置かなければならない。

A、新政府と日本

新政府と日本との關係は、前述の新政府成立までの経緯によつて明かな如く、日本は新政府の獨立と自由とを尊重し、極力その健全なる發展を支援することになつてをり、兩政府間の關係を律すべき、基本條約に關しては近衛聲明の線に副つた原案について既に兩國政府間に下打合せを了してゐるので、日本政府代表たる中華民國派遣特命全權大使たる阿部信行大將と汪精衛氏との間に調印を了した上、正式の國交關係が開始されることになつてゐる。

日本の新政府承認は、この基本條約の締結自體が當然承認の効果を有するので、特にその他の手続きはとられない。

B、新政府と重慶政府

新政府と重慶との關係は日支間に和平を齎す上に於て今後の最重要問題である。

日本と新政府との間にいくら立派な媾和條約が締結されても、一方に五百万の兵力を持つて抗戰を呼號してゐる重慶政府が、そのまゝに存在してゐては、和平は單なる形式上の氣休めに過ぎず、支那事變そのものの實質には何の變化もない譯である。もと／＼重慶政府と新政府との相違は容共と防共、獨裁と民主等の相異點もあるが根本的な相異點は抗日か親日かの一點といふも過言ではない。

蔣も汪もかつては共に孫文の兄弟弟子であり、支那の全國統一運動に身命を賭し合つた間柄である。支那事變が起つた後、この使命を忘れてゐる譯ではなく、共に支那の獨立と自由を終局の目的としながら、偶々中途でその方法論に關して意見を異にしたに過ぎない。即ち、蔣介石が中國を救ふ途は日本との徹底抗戰以外になしといふに反し、汪精衛氏はその重慶脱出前からの主張にも現はれてゐるやうに日支提携しつつ中國の國家的完成は期待し得る、徹底抗戰こそ中國をして元も子も無くしてしまふものである、といふ和平理論の根據に立つてゐるのである。

汪氏が重慶を脱出して、遂に今日新政府を樹立するに至つたのも、重慶に留つてゐてはみすみ

す中國の滅亡を見送らざるを得ないから單身難に赴いて、國を救はうといふこの救國の情熱以外の何物でもない。

この點は日本の占領地區内の臨時行政機關であつた臨時、維新の兩政權が本質的に重慶政府とそのイデオロギーを異にし、全く反對的立場にあつたのと大いに異なる點である。

従つて新政府と重慶政府との關係は假令一時的には對立の状態を呈しても、本質的には寧ろ日本と重慶政府との間に立つて、和平を斡旋する一種の觸媒的な役割を果さんとするものである。

これは新政府が日支和平達成上今後なさんとする最も重要な役割である。

これはいづれ後述の新政府の構成の際に詳しく觸れるが、新政府が何故に國民政府の南京還都といふ形式を採り、敢て皇軍の討伐目標となつた青天白日滿地紅旗を採用したかの一事を以ても推知し得る事柄である。

よつて新政府としては先づ日本との間に汪氏の所謂亡國的ならざる條件の下に和平關係を樹立し、自己の勢力範圍内の民衆に善政を施して、自己の抱懐する和平救國理論が如何に正しいかを事實を以て證明すると共に、一方重慶政府部内の和平派に呼び掛け

一、和平派が個々に新政府に來り投ずる

一、部内の和平派が勢力を占め、共產黨及び聯ソ容共分子と袂を別つて重慶政府そのものが新政

府と合作する

といふ事態が一日も早く招來されるやう、凡ゆる努力を傾注することゝならう。

この時こそ始めて日支間に眞の和平が齎らされるのである。

C、日本と重慶政府

日本と重慶政府との關係は、近衛首相が昭和十三年一月、爾後國民政府を對手とせずとの聲明を行つてから、先づ重慶政府が

一、蔣介石の下野

一、抗日容共政策の拋棄

の二條件を實行した上、和を求め來らざる限り、これに應じないといふ建前になつてをり、一方重慶側では、依然抗日以外に救國の途なしの方針を堅持して和平交渉に入る前提として日本の撤兵を要求してゐるので、今後日本と重慶政府間に直接、和平交渉が開始されるといふ事態は容易に豫想されない。

日本と重慶政府とが直接に和平交渉に入る上に於ての根本的障壁は、將來の日支提携問題である。

日支間に軍事行動が終熄するといふことは直ちに東亞新秩序の建設を意味するものではない。アルサス、ローレンを争つて戦つたドイツとフランスとの間に媾和談判が成立したのは西洋流にいへば「平和来る」といふのかもしれないが、戦に敗れた方が心中ひそかに將來の復讐を誓ひつゝ一時戦争状態の中止に應じたので、決して眞の平和ではない。支那に戦つた多くの同胞は決して一時的な領土擴張や賠償金獲得のために尊い血を流したのではない。日支永遠の平和、つまり東亞新秩序建設の礎石たらんとしてこそ喜んで死んで行つたのである。

重慶政府が東洋平和のため眞に日本と提携の必要を悟り、進んで東亞新秩序建設の任務を分擔せんとするの態度に出でぬ限り、假令重慶政府との直接交渉により一時、日支間に軍事行動の終熄を見、表面的平和状態を呈することがあつてもそれは斷じて永遠の平和を意味するものではなく、寧ろ將來のより大いなる悲劇の原因を作るものに外ならない。

然るに重慶政府の指導者中には今のところ、一時的停戦は考へても永く日本と提携して東洋平和に協力しようといふ考へは殆ど見當らぬ。日本と重慶との直接和平の困難はこの點にある。

従つて日本と重慶政府との間に依然從來の宣戰の布告なき戦争状態が續き、日本はこれを反省せしむるまでは何年でも軍事行動を繼續して行くことになつてゐる。茲に國民が長期戰の何たるかを自覺せねばならぬ最も重大なポイントがある。

第三章 新中央政府の全貌

一、新政府の性格

新政府の特殊、複雑な性格については、前章第五節の「如何にして和平を達成するか」の項でも觸れたところであるが、本章では新政府の機構全般を述べる前に、今一應その特殊な性格を十分理解しておく必要があるので、以下重ねてこの點に觸れておく。

A、新政府と臨時、維新政府

新政府は臨時、維新兩政府と同様日本軍の占領地域内に設立されたもので、反共、親日を根本政策とする點等によく似てゐる。殊に新政府がその成立に當つて右の兩政府を吸収してゐる（臨時政府の方は新たに華北政務委員會といふ形式で残つたが、それは新政府と對立する別個のものとしてではなく飽くまでその一部として、一定の行政權を委任されてゐるに過ぎない）ので新政府は全く臨時、維新兩政府が合體成長したやうな感じを受けるが、その根本的な性格は或る意

味に於て全然別個なもので、本質的には重慶政府との間により多くの共通點を持つてゐるのである。臨時、維新兩政府は占領地域内の秩序維持のためといふ地方的任務を持つて生まれたものであるが、新政府は始めから抗日重慶政權に代つて支那全土を統治すべき使命を持つて生まれたのであり、且つ臨時、維新兩政府の組成分子が本質的に重慶とそのイデオロギイを異にするのに反し、新政府の組成分子は本質的には重慶と同じ政治的信條を有し、同じ政治的訓練の下に成長して來た國民黨の同志であり、それが偶々對日政策に關する意見を異にして袂を別つたに過ぎないのである。

B、新政府と重慶政府の相違

前項に述べたやうに新政府と重慶政府とは同じ國民黨員を主たる構成分子とし、何れも支那の統一と自主獨立とを政治的信念としてゐる兄弟分がたま／＼對日政策に關する意見を異にし、重慶政府が「徹底抗日こそ支那を救ふ唯一の途である」とするに反し、新政府は「日本の要求するところが亡國的條件にあらざる限り、日支和平こそ祖國支那を滅亡から救ふものである」との主張の下に、重慶から分裂し、重慶國民政府は共產黨と軍事獨裁者の壓迫によつて途を踏み違へたものなりとして、これを否認し、更生國民政府が南京へ還都したといふ形式をとつたのである。

従つて重慶側が前記の如き對日政策を改め、容共政策を放棄するならば、何時でも新政府と合作し得るもので、新政府はさうなることを希望し又積極的にさうなるやうに重慶側に働きかけることも有り得るので、將來の合併を豫想して設立された一種の假政府的な性格を持つてゐるのである。

新政府が蔣の重慶政府と同じ、中華民國國民政府と名乗り、敢て皇軍の攻撃目標であつた青天白日滿地紅旗を國旗と採用した（臨時、維新兩政府は五色旗を使用）のもすべて以上のやうな特殊な性格に基くものである。

現に汪精衛氏は新政府の成立を前にした三月二十二日の國內放送に於て「重慶にして反省するならば進んでこれと協力し、全面和平が達成されるならば自己の成敗利鈍を意に介せず」と語り又周佛海氏もかつて新聞記者との會見に於て「新政府の成立は和平實現への手段であつて政府獨立が目的でない。目的は一にも和平、二にも和平、三にも和平である」と言明してゐる位である。

二、新政府の機構

A、中央政治委員會

三月二十一日の中央政治會議第二日目に決定された中央政治委員會組織條例の第一條には、中央政治委員會は全國政治の最高指導機關とす」と明記し重要事項を列記しその決議を経ることを要する旨を規定してゐるが、中央政治委員會は新政府の最高機關である。

重慶にある舊國民政府の組織法第十五條によると、

「憲法未だ公布せられざる以前に於ては行政、立法、司法、監察、考試各院は各自中華民國國民黨中央執行委員會に對し責任を負ふ」

と規定されてゐたのであるが、前記中央政治會議でこれは「各院は各中央政治委員會に對し責任を負ふ」と修正されたのである。

新舊機構の相異を知るためには一應従來の國民政府の機構を知つてゐなければならぬので次に簡単に説明する。

従來の支那は「黨治國」である。中國國民黨といふ、國民革命を最終の目的とする結社が黨の獨裁を以て國務に當つたので、これを「以黨治國」とか「一黨專制」とかいふ。

國民黨の獨裁は一九二四年四月發表の建國大綱にその根據を置いてゐる。建國大綱に國家建設の順序といふのが規定され、一、軍政時期 一、訓政時期 一、憲政時期 と三つに分けられ、軍政時期は軍を以て國を治め、政府は武力を以て國內の障害を除去する。訓政時期になると政府

は訓練を受け試験に及第した人物を各縣に派し、人民と協力して自治の準備に當らせ、完全な自治縣を形成させる。この時期を経過して、自治縣の完成が終れば愈々憲政時期に入り、國民代表會は省長を選挙し、中央では立憲憲法による國權行使の機關である立法、司法、行政、考試、監察の五院を設立する。全國過半数の省が憲政期に入れば國民大會を開いて憲法を制定し、憲法發布後は統治權は國民大會に歸屬する。次いで總選挙を行つて、國民政府に政權を引継ぎ、これによつて建國の事業が完成するといふことになつてゐる。

しかし従來の國民政府の實情は必ずしもこの建國大綱の規定通りには行はれず、憲政時期に設立されることになつてゐる五院制度は既に實施されてゐるが、國民黨の獨裁はその儘である。即ち民國十八年（昭和四年）をもつて開始された訓政時期に入るや「訓政時期約法」なるものを發布し、中國國民黨の最高機關を全國代表大會（新聞等で五全大會、六全大會等と略稱されてゐるもの）とし、これは二年に一回開かれることになつてゐる。

その開會中は、中央執行委員會が最高機關で、その全體會議が半年に一回位開かれる。この全體會議の開會中は中央執行委員互選の常務委員會が中央執行委員會の職權を代行する。従つて結局平時はこの常務委員會が黨の最高幹部となる譯である。

黨と國民政府との關係は、國民政府組織法に從ひ中央執行委員會の下に中央政治委員會といふ

のがあつて、國民政府はその下に立つことになつてゐる。従つて國民政府は中央政治委員會を通じて國民黨中央執行委員會に對し責を負ひ（同組織法第十五條）國民政府の上層機關としては國民黨機關たる中央政治委員會と更にその上に中央執行委員會とが存在してゐたのである。

以上のやうな政治組織によつて、國民黨は國民に代つて主權を行使し一黨專制を行つて來たのである。

然るに新政府は訓政時期から憲政時期に入る過渡時代としての組織構成によつたので、政權が黨から全國民に移り、國民大會を最高機關とする憲政時に移行する前提として、國民政府は各黨各派、無黨無派を含むつまり半ば全民的な性格を持つた中央政治委員會に對してのみ責任を負ふといふ一種の過渡的組織を採用したのである。即ち從來の中央政治委員會といふのは、純粹に國民黨の機關であつたが昭和十四年の六全大會の決議並びに今回の中央政治會議で新たに次の如き組織條例を決定し、國民黨一黨の專制から國民黨を中心とする他の各黨各派及び社會的な聲望ある人士を参加せしめ、全民的性質を加味した機關となつたので、新政府の機構が憲政期への準備態勢を示したものととして注目すべき新機構である。

【中央政治委員會組織條例】

第一條 中央政治委員會は全國政治の最高指導機關とす。左記事項は中央政治委員會の決議を経べきものとす。

- 一、立法原則
 - 二、施政方針
 - 三、軍事及び外交大計
 - 四、財政及び經濟計畫
 - 五、國民政府主席及び委員、各院院長、副院長の決定
 - 六、中央政治委員會主席に於て會議に提出すべきものと認めたる事項
- 第二條 中央政治委員會に主席一名を設く、主席は憲政準備期間中にありては中國國民黨中央執行委員會主席を以て之に當つ

第三條 中央政治委員會に委員二十四名乃至三十名を設け主席より左記人員に就きそれ〴〵之を指定し又は招聘す

- 一、中國國民黨中央執行委員及び中央監察委員
- 二、其の合法的政黨幹部人員
- 三、社會上重望ある人士

中央政治委員會委員の任期は一年とす

第四條 中央政治委員會に常務委員六名乃至八名を設け主席に於て委員中よりこれを指定す

第五條 中央政治委員會開會の時委員は代表を以て出席を代らしむることを得ず、中央政治委員會開會の時

第三章 新中央政府の全貌

主席は政務人員の請求により隨時其の列席報告を許可することを得

第六條 中央政治委員會は直接命令を發し又は政務を處理せず、その決議は國民政府に交付して之を執行せしむるものとす、中央政治委員會の決議を國民政府及び各院又は軍事最高機關に交付し、討論又は執行せしむる場合には、當該各長官之が處理の責に任ずるものとす

第七條 本條令第一條に掲げたる各項にして時期緊急のため會議に提出決定するの遲なきものに關しては、中央政治委員會主席は便宜の處置として、國民政府に交付し執行せしむる事を得、但し最近の會議に提出し之が追認を受くるを要す

第八條 中央政治委員會に法制、内政、外交、軍事、財政、經濟、教育及びその他の専門委員會を設け、各主任委員、副主任委員各一名、委員九名乃至十三名を置き、それら審査及び設計事務を擔任せしむ。その人選は主席より之を指定す。委員會組織規定は別に之を定む

第九條 中央政治委員會に秘書廳を置き、秘書長一名、副秘書長一名又は二名、秘書及び辦事員若干を設け主席に於て之を任命し且つ指揮す
秘書廳組織規定は別に之を定む

第十條 中央政治委員會議事規則及辦事細則は別に之を定む
第十一條 本條例は決議の日より之を施行す

中央政治委員會委員の關聯

主席 汪精衛

當然委員 (五院院長及華北政務委員會委員長)

汪精衛 陳公博 溫宗堯 梁鴻志 王揖唐 王克敏

列席委員 (五院副院長、發言權のみを持つが表決權を持たない)

褚民誼 朱履齋 顧忠琛 江亢虎

指定委員

周佛海 褚民誼 陳璧君 梅思平 陳群 林柏生 劉郁芬 任援道 焦瑩

陳君慧 陳耀祖 李聖王 葉蓬 丁默邨 傅式說 楊揆一 鮑文樾 肅叔葢

李士郡

延聘委員 (各黨各派代表及び地方重望の士)

齊燮元 朱深 卓特巴札布 殷同 高冠吾 趙正平 繆斌 趙毓松 諸青來

趙叔雍 岑德廣

法制專門委員會 主任 梅思平 副主任 金雄白

內政專門委員會 主任 陳群 副主任 劉雲

外交專門委員會 主任 徐良 副主任 張顯之

軍事專門委員會 主任 鮑文樾 副主任 凌霄

財政專門委員會 主任 陳之碩 副主任 梅哲之

經濟專門委員會 主任 陳君慧 副主任 何炳賢

交通專門委員會 主任 李祖虞 副主任 陳伯藩

とし七部制に縮小した。これに對し新政府は交通、鐵道を再び分離し、海軍部を復活した。奥地に逃避した重慶政權と異り、全國的統一政權としては當然の機構である。次に實業部はこれを礦商、農工の兩部に分離し、日支經濟合作を中心に複雑多面的な經濟建設の要求に應ぜしめることとした。

◇…行政院の三部新設 社會部、宣傳部、警務部の新設は今回の行政院機構改革の新機軸といふべきもので、従來國民黨部に屬してゐたこれ等の機構を政府の機構に移管したことに新らたなる意義が見出される。即ち従來の國民黨中央黨部の社會部、宣傳部は政府の機關ではないのに拘らず、事實上、國民黨專制の威力によつて政府機關同様の權限機能を有し、社會部は社會政策の廣汎なる部面に對し、又宣傳部は宣傳機關に對し自由に命令を發し、政治的統制を行つてゐたものである。

かくの如き制度が國民黨專制の廢止と共に改めらるべきは當然である。又警務部についても汪精衛氏は獨得の抱負を持つてゐる、即ち中國近代の政治に於て警察が個人の支配に委ねられて來たことはその大なる缺陷の一であつた。蒋介石はCC團、藍衣社の如きテロ團的警察的機構を操つて政治を毒し、自己の獨裁強化に役立てて來たのである。従つてかくの如き獨裁政治を革めるには中央政府が警察を公開し、その權威を高めねばならぬ…新設の警務部はかゝる大

抱負の下に設置されたのである。

◇…軍事機構の改組 汪氏が軍事委員會を改組したのは従來の軍事委員會が蒋介石の獨裁機密室化して政府以上の權力を持してゐた弊害を除去するためで、これを五院と同列に置き中國軍隊の國軍化を達成せんとしたのである。

蒋介石の軍事委員會の下にある參謀本部、軍事參議院が殆ど名のみの存在であるのに對し、新軍事委員會は文字通り委員會の體制をとり、實際の命令はその下にある參謀本部、軍事訓練部、軍事參議院を通じてなされることになつてゐる。

◇…なほ行政院に直屬する「振務委員會」は難民救済を、「邊疆委員會」は新疆省その他邊疆の行政を、「僑務委員會」は海外華僑に關する行政事務を、「水利委員會」は古來支那統治に最も重要性を持つて來た治水、水道行政をそれらに辦理することになつてゐる。

◇…立法院は法制の立案、制定を行ふもので、實際上國民黨獨裁下の國府では立憲國家の議會の如き役割をなすものではないので、新政府の立法院も従來のものと同様である。

同法院は大體我國の司法省に當るが、行政院から獨立して對等の地位にある點が異つてゐる。◇…考試、監察の兩院は孫文以來支那が獨得の政府機關として誇るもので、考試院は支那歷朝が最も重きを置いてゐた官吏登用の銓衡機關であり、その下に銓叙部、考選委員會がある。

監察院は名の如く諸施政の監察機關で、その管下の審計部は我國の會計検査院に相當する。

◇—行政院會議—◇

行政院會議は、いはゞ我國の閣議に相當するものである。新國民政府は四月一日最初の行政院會議を開き、行政院會議規則草案を可決し、毎週火曜日に定例行政院會議を開くことに決定した。

行政院會議規則

第一章 總則

第一條 略

第二條 本院會議は本院々長、副院長、各部々長、各委員會委員長により之を組織し、院長を以て主席となし、院長事故により出席不能の時は副院長を以て主席を代理せしめ、副院長亦事故により出席不能の時は出席者よりその中の二人を主席代理に推薦す。本院會議は須く院長、副院長、部長、委員長の過半数の出席あつてはじめて會議し得、會議中事故のため退席する場合は主席の許可を受くべし。

第三、四、五條 略

第六條 本院會議が行ふべき議決事項左の如し

- (一) 立法院に提出する法律案
- (二) 立法院に提出する豫算案
- (三) 立法院に提出する大赦案

(四) 立法院に提出する宣戰講和案、條約案及び其他の主要國際事項

(五) 薦任以上の行政官吏の任免及び陸海空軍の少尉以上の任官免官、少佐以上の任職免職事項

(六) 行政院各部會間の解決不能の事項

(七) その他法律或ひは行政院長が行政院會議の議決に付すべきを認めたる事項

第二章 會議期日

第七、八、九條 略

第三章 議事日程 略

第四章 提案 略

第五章 討論修正及び表決

第十五條 討論事件は出席者過半数の同意を以てこれを決定す

第十六、十七、十八、十九條 略

第二十條 可否同数の時は主席これを採決す

第六章 覆議

第二十一條 討論の請求は書面を以てなすべし、且つ出席者三分の一以上の付議あるを要する覆議は一回を以て限りとす

第七章 議事記録 略

第八章 付則

第二十四條 略

第三章 新中央政府の全貌

監察院は名の如く諸施政の監察機關で、その管下の審計部は我國の會計検査院に相當する。

◇—行政院會議—◇

行政院會議は、いはゞ我國の閣議に相當するものである。新國民政府は四月一日最初の行政院會議を開き、行政院會議規則草案を可決し、毎週火曜日に定例行政院會議を開くことに決定した。

行政院會議規則

第一章 總則

第一條 略

第二條 本院會議は本院々長、副院長、各部々長、各委員會委員長により之を組織し、院長を以て主席となし、院長事故により出席不能の時は副院長を以て主席を代理せしめ、副院長亦事故により出席不能の時は出席者よりその中の二人を主席代理に推薦す。本院會議は須く院長、副院長、部長、委員長の過半数の出席あつてはじめて會議し得、會議中事故のため退席する場合は主席の許可を受くべし。

第三、四、五條 略

第六條 本院會議が行ふべき議決事項左の如し

- (一) 立法院に提出する法律案
- (二) 立法院に提出する豫算案
- (三) 立法院に提出する大赦案

(四) 立法院に提出する宣戰講和案、條約案及び其他の主要國際事項

(五) 薦任以上の行政官吏の任免及び陸海空軍の少尉以上の任官免官、少佐以上の任職免職事項

(六) 行政院各部會間の解決不能の事項

(七) その他法律或ひは行政院長が行政院會議の議決に付すべきを認めたる事項

第二章 會議期日

第七、八、九條 略

第三章 議事日程 略

第四章 提案 略

第五章 討論修正及び表決

第十五條 討論事件は出席者過半数の同意を以てこれを決定す

第十六、十七、十八、十九條 略

第二十條 可否同数の時は主席これを採決す

第六章 覆議

第二十一條 討論の請求は書面を以てなすべし、且つ出席者三分の一以上の付議あるを要する覆議は一回を以て限りとす

第七章 議事記録 略

第八章 付則

第二十四條 略

第三章 新中央政府の全貌

第廿五條 本規則は公布の日よりこれを施行す

C、新國民政府の人事

國民政府主席代理、汪精衛

(汪氏が主席とならず、現在重慶にある主席林森が歸るまで汪氏がこれを代行するといふ形式が採られたのは、新政府が新政府にして新政府に非ざる所以、換言すれば改組された國民政府であるが、國民政府なることに變りのないことを示すもので、將來林森を主席とし重慶側と合作なる日を豫定しての心構へが見られる)

◇行政院◇

【院長】	汪精衛	(副院長)	褚民誼	(秘書長)	陳春圃
【內政部】	部長 陳群	【政務次長】	江久履	【政務次長】	陳維遠
【外交部】	部長(兼任) 褚民誼	【政務次長】	江久履	【政務次長】	陳維遠
【財政部】	部長 周佛海	【政務次長】	嚴家熾	【政務次長】	陳維遠
【軍政部】	部長代理兼政務次長 鮑文樾	【政務次長】	陳維遠	【政務次長】	陳維遠
【海軍部】	部長(兼任) 汪精衛	【政務次長】	許凌繼	【政務次長】	承霄

【教育部】	部長 趙正平	【政務次長】	樊英仲
【司法行政部】	部長 李聖五	【政務次長】	汪瀚章
【工商部】	部長 梅思平	【政務次長】	蔡培波
【農礦部】	部長 趙毓松	【政務次長】	汪澄波
【鐵道部】	部長 傅式說	【政務次長】	何庭流
【交通部】	部長 諸青來	【政務次長】	周化人
【社會部】	部長 丁默邨	【政務次長】	李祖虞
【宣傳部】	部長 林柏生	【政務次長】	彭繼武
【警政部】	部長(兼任) 周佛海	【政務次長】	胡蘭成
【振務委員會】	委員長 岑德廣	【政務次長】	孔憲成
【邊疆委員會】	委員長 羅君強	【政務次長】	李祖虞
【僑務委員會】	委員長 陳濟成	【政務次長】	鄧祖禹
【水利委員會】	委員長 楊壽桐	【政務次長】	鄧祖禹

◇立法院◇

(院長) 陳公博 (副院長) (未定)

第三章 新中央政府の全貌

◇司法院◇

(院長) 溫宗堯 (副院長) 朱履齋

【最高法院】 院長 張 韜

【行政法院】 院長 林 彪

◇考試院◇

(院長) 王揖唐 (副院長) 江亢虎

【銓敘部】 部長(兼任) 江亢虎 政務次長 黃香谷

【考選委員會】 委員長 (未定)

◇監察院◇

(院長) 梁鴻志 (副院長) 顧忠琛

【審計部】 部長 夏奇峯 常務次長 王沈爾 修喬

◇軍事委員會◇

【參謀本部】 部長(代理) 楊揆一 政務部長 劉培緒

蘇浙皖三省綏靖軍總司令 任 授 道

【軍事參議院】 院長(代理) 任 授 道 副院長 同

【軍事訓練部】 部長(代理) 肅 叔 堂 常務次長 鄭肅 大 章 堂

【政治訓練部】 部長(兼任) 陳 公 博 常務次長 富李 雙 英

(開封綏靖主任) 劉 郁 芬 (武漢綏靖主任) 葉 蓬

(華北綏靖軍總司令) 齊 燮 元

D、新政府の名稱と國旗

三月二十日、中央政治會議第一日に於て新政府の名稱は「中華民國國民政府」と決定、國旗は青天白日滿地紅旗を採用することゝなつた。

新政府の名稱を國民政府と決定したのは全然新たな政府を作つたのではなく従來からある國民政府を改組して、それが元の首都南京に還都したといふ建前である以上當然なことで、この點は前にも色々な機會に述べて來たので再び繰り返さぬ。三月三十日の新政府成立式典を新政府の成立式といはずして、「中華民國國民政府還都並びに府院部會長官、就職典禮」といつたのも同じ理由であり、又新政府が皇軍將兵にとつて仇敵のシムボルともいふべき青天白日滿地紅旗を使用することになつた譯も前に屢述した通りである。この國旗問題は汪氏が新政府樹立を決意した時から日本側との打合せ、既成政權との青島會談等で相當問題となり、既成政權中には五色旗の採用を希望した向もあつたやうだが、元々全く新たな政府を作るのではなく、従來から存する國民政府を改組するのだ、といふ見解をとつてゐる汪氏としては飽くまでこれを主張し通した

もので、汪氏がこれを頑強に固執した理由は

一、青天白日旗の抛棄は支那軍民一般から、支那の日本に對する降服の標識と見做されるので、この國旗の繼承なくしては如何に國民政府の法統を繼承せんとしても國民は新政府に非常な疑惑を持ち、民心を把握することが出来ない。

二、現在蔣介石の下において、抗戰を強要されつゝある多數の軍隊内に和平を冀求する聲が昂りつゝあるが、これ等の軍隊を新政府が吸収、包容せんとしても若し彼等に現在の國旗を抛棄して降服を強ふるが如き態度を以て臨むならば到底和平勢力の擴大は不可能である。

三、戰爭の後に來る和平の締結はどの例を見ても易轍を結果しない。殊に日本が近衛聲明をもつて支那の主權の尊重を言明してゐる以上國旗改變の理由がない。

といふのである。然し一方、日本側としては、殊に現地にあつて今なほ青天白日旗を目標に軍事行動に従事してゐる皇軍將兵にとつては、まことに堪えられぬことなので、事變中は國旗の上部に「反共和平」の三角旗を附けることになつたのである。

この點に關し、我が支那派遣軍總司令部では三月二十九日次の如く報道部長談を發表、現地軍の見解を明かにした。

【報道部長談】 支那新中央政府は中央政治會議の決定に基きその國旗として青天白日滿地紅旗を採用するこ

ととなり、事變中は重慶側との區別を明瞭にするため、和平反共建國の六文字中四文字乃至六文字を適宜標記せる黄色三角布を付して標識を明かにすることとなつた。

抑々今次事變勃發以來皇軍は青天白日旗を掲げた反抗勢力と戦ひ來つたものであつて、我が占據地區内に於て今迄敵性の標識と看做し或ひは我國に對する反抗意思の表示として、斷乎これを取締り來つたものである。しかも現在なほ戰闘は繼續中である。この關係よりすれば目下の時期において新中央政府の國旗として青天白日滿地紅旗をその儘揚げられることは前線將兵においては勿論、國民としても忍び難い感情があり、又治安取締りの方面よりいふも多大の不便と困難とが伴ふものである。

然し乍ら一方汪精衛氏を中心とする支那各方面有識の士相圖り孫文の遺囑を奉じ國民政府の法統を繼承し四億國民の全民的基礎の上に今回新中央政府を樹立したる次第であつて、この新中央政府が革命によらず法統を繼ぐといふことを根本の方針として中華民國を更生せしむる上においては元來中華民國の國旗として使用してつた青天白日滿地紅旗をその國旗として存續繼業し以てその立場を明かにし、民心を維持すべきはこれ亦理の當然とするところである。又今次聖戰の目的は東洋平和乃至日支善隣の確立にあつて、中華民國を滅亡させやうとするものでもなく、國體の改變を要求したり、内政に干渉したりするものでもないことは今更言ふ迄もない。

元來國旗は一國の内政問題であり、日支善隣の基調に立つ新中央政府がその國內問題として青天白日旗を適當とし、これを採用せんとする限りは大乗の精神からこれを更生支那の國旗として再確認し新中央政府の發展に協力すべきである。

然しながら事變は今なほ繼續中であり、殘存抗日勢力は青天白日旗を掲げて交戦しつゝある今日において

は我方としては事變中なる限り、作戰警備の必要上より新中央政府の國旗と、交戦する敵のそれとを截然區別せねばならぬ。これがため新中央政府側では國旗、軍旗、黨旗の如何を問はず苟も青天白日を用ふる旗には當分の間和平反建國の意義宣揚のため黃地三角旗の標識を付し以て敵性ある青天白日旗と區別することゝなつたが、これはもとより當然のことであり、作戰繼續中においては絶対に必要なことである。新中央政府が國旗として青天白日旗を採用することに對し、日本がこれを善意に諒解するといふ精神は、日支双方によく理解されることが大切であると共に、目下の狀況において敵と味方を區別するため中央政府が自發的に標識を付けることにした趣旨を認識しなければならない。

なほこの青天白日滿地紅旗の歴史及び意義に就ては新政府の宣傳部長林柏生氏が次の如く説明してゐる。

青天白日旗は國民黨の先輩陸皓東氏の創成にかゝるものであるが、孫總理及び同志一同はこの旗を革命軍の旗幟とした。

光緒卅二年（明治三十九年）東京で開かれた同盟會の大會に於て孫文は青天白日滿地紅旗の紅、青、白三色の意義をのべたがそれによると、紅の第一義は熱烈敢行の表徴であり、支那民族の自由生存を獲得せんとする流血の色である。第二義は人類の皮膚の色は違ふが血は同じく紅であるから紅は人類平等の表徴である。滿地紅旗の意義は第一に中華民族の解放であり、これは民族主義の目的である。青は天空又は冷靜の色であり、公明正大で初めて平等たり得るものである。平等あつて眞の民意を得るものであ

り、これ民權主義の目的である。白は、清潔、光明の色であり、民族の血が清潔無垢であれば、民族は大同につき、全民政治がはじめて行はれる。これ民生主義の目的である。

なほ從來臨時、維新兩政府が使用してゐた五色旗は、新民會の旗として引續き使用されることとなつてゐる。

三、新政府の政綱、政策

A、十大政綱

三月三十日、南京に還都した新國民政府は同日朝次の如き十大政綱を發表、新政府の對内外方策を明かにした。

對外策としては先づ善隣友好、共同防共、經濟提携の近衛三原則に基き日支關係を調整すべきことを劈頭に掲げ、第三國との外交方針は和平外交をもつてその友誼を増進し、その資本、技術を歓迎することを述べ、對内策としては和平建國の根本方針に基き經濟、治安、教育など各般の回復に努めんとするの方策を明かにしてゐる。

(國民政府十大政綱)

- 一、善隣友好の方針に基づき和平建國をもつて中國の主權、行政の獨立完整を求めもつて東亞永久の和平及新秩序の責任を分擔す。
- 二、友邦各國の正當なる權益を尊重し、並にその關係を調整しもつて友誼を増進す。
- 三、友邦各國と連結し、共に國際共產主義の陰謀及びその他總て平和擾亂の活動を防遏す。
- 四、和平建國を擁護する軍隊及び各地遊撃隊に對してはそれらこれを收容安定せしめ、且つ國防軍を建設し軍政、軍令兩大權を明瞭に區分し、もつて軍事獨裁制を打破す。
- 五、各級民意機關を設立し、各界の人材を網羅して全國の公意を集中せしめ、もつて民主政治を助成す。
- 六、國民大會を招集し憲法を定め憲政を實施す。
- 七、友邦各國の資本及び技術的合作を歓迎し、もつて戦後經濟の回復と産業の發展を圖る。
- 八、對外貿易を振興し國際收支均衡を圖り、並に中央銀行を再建し幣制を統一せしめもつて社會金融を確立す。
- 九、税制を整理し人民の負擔を軽減し、農村を復興し難民を救済し各その生業に安んぜしむ。
- 十、反共和建國をもつて教育の方針となし、かつ科學教育の向上を圖り浮華妄動の惡風を一掃す。

す。

右政綱發表と同時に汪精衛氏は各國記者團と會見、右政綱を敷衍して次の如く説明してゐる。

和平、反共、建國とはこれを詳しく述べれば次の如くである。

和平とは中日關係を調整することであり過去の紛糾を一掃して努めて現在及び將來の親善を圖ることである。政治上に於てはおの／＼の獨立自由を尊重し經濟上に於ては互惠平等の原則を實行することである。

これは近衛聲明の善隣友好、經濟提携と相一致するものである。

反共とは國際共產主義の攪亂陰謀を防遏し近衛聲明の共同防共と相一致するものである。

建國とは現代國家の建設を完成することである。中國は必ず國家主權の獨立自由を保持してはじめて善隣友好、共同防共、經濟提携の三原則を實行する能力を備へて東亞新秩序の建設を分擔する能力を有するものである。

國民政府の對第三國及び第三國人態度に關しては固より平等互惠と相互尊重の原則に基き友邦國の正當なる權益を尊重するものである。しかしながら國民政府の南京還都後は既に局部的な一地方政權に轉落した重慶政權に對し友邦國がこの和平攪亂政策に對し再び支援せざるやう希望する。

改組還都後の國民政府は現在既に和平統一の基礎を確立し、重慶政權をして結局固執の見解を棄て時局の難苦を共にせんことを強ふるを必要としてゐるものと信ず。

外人についてはその中國内政に干渉することを許さぬ。

東亞の恒久的和平を阻害することなき幣制安定こそは國民政府施政方針の一つであり、これに關する仔細

なる方法は正に財政部が研究中であるが國民政府は全力を盡して人民が通貨の下落と幣制の攪亂による損失を受けざるやう萬全の策を講ぜねばならぬ。目下中國國民間に流通させ得る通貨と國際貿易の需要に適應し得る幣制を計畫中である。

國民政府の法理論は實行に重きを置き空論を重んぜず、その根本精神は現實を正視するにある。眞實の和平を實現し得るや否やについて今なほ疑念を抱くものもあるが、各方面が悉く現實を直視し誠を以て責任を負ふならば眞正和平は必ず實現し得るものと斷言出来る。

事變以來中日兩國の犠牲は甚だ大なるものがあるが、この大なる犠牲の代償は何を以てするか、即ち中日兩國がこれによつて共存共榮の途に踏み込むことが出来たのである。今この大道には光明ある前途が輝いてゐる和平運動の急速なる進展に當り吾人は今後更に努力して孫先生の創設された中華民國をして三民主義に據る現代國家を完成せしめると共に、孫先生の熱心に唱道された大亞細亞主義の完全なる實現を期して努力せんとするものである。和平統一は既にその基礎を確立するに至り全國の各黨各派は團結して國是を計ることも諸君の知つてゐる通りで、中日兩國は今後一致相協力して東亞の新世纪を副成せしめなければならぬ。

B、對外政策

新政府の對外政策を一言にして言へば、日本に對しては「親日」であり、コミンテルンに對しては「防共」であり英米その他の第三國に對してはこれと協調するといふに盡きるが、以下これ

を三項に分つて少しく詳細に述べる。

イ、對日政策

新政府の使命が日支間に永遠の平和を齎らし、進んで東亞新秩序の建設に協力せんとすることにあらざることには本書の冒頭に述べた如くである。然らば、新政府が先づ何を措いてもその實現に努力せねばならぬ重大政策が日支間の國交調整であり、日支和平の眞の目的を達する爲に必要な對重慶方策であることは自ら明かである。

三月二十日の中央政治會議第一日に於て「日支新關係調整方針を如何に決定すべきかの案」を討議した結果、これは汪精衛氏に授權し責任を以て處理せしむることに全會一致可決された。

もとより汪氏が日本の諒解の下に新政府の首班たることを決意するには、近衛聲明によつて日支國交調整に關する見透しと自信を得、日本の望むところが中國を亡ぼすものに非ざることを確信したからであるが、更に愈々新政府樹立に關する具體的工作を開始するに先立つて、日本を訪れたのは更にこれを確認せんためであり、又昨年十二月三十日我が出先機關との間に行はれた下交渉に於て、日支双方に於て意見の交換が行はれた結果、細目に亘つて或る程度の諒解が成立したと見るべきである。然し一面より見ればこれ等は何れも準備工作に過ぎず、眞の日支國交調整は今後の問題であり、新軍事行動や重慶抗日政權の動向とも一脈の關聯を有する點を見逃しては

ならぬ。

日本側よりは前首相の阿部信行大將が特命全權大使として派遣され、交渉の任に當つてゐるが近く條約の調印を見る筈で、その時は同時に日本が新政府を承認した時でもある譯である。

ロ、對重慶方策

新政府の對重慶方策が、日支間に眞の和平をもたらす爲に是非共成し遂げられなければならない重要な政策であることは前章の終りの「如何にして和平を達成するか」の項で述べた通りである。

新政府と日本との間に如何に立派な條約が出来ても五百萬の兵力を擁して抗日を呼號する重慶政府がその儘存在してゐては何時になつても日支間に平和は訪れないのである。

さればこそ三月二十二日の中央政治會議の最終日には特にこの對重慶方策及びその最後問題を議題として取上げ、検討した結果

- 一、國民政府還都後は重慶方面の對内對外各種政令、條約、協定、契約等はすべて無効とす
 - 二、一切の軍隊は速かに停戦し政府の命令を待つべし
 - 三、一切の公務人員は最短期間内に南京に還り届出をなすべし
- との重大決議を行つたのである。

新國民政府は右の決議に従ひ、四月六日附國民政府命令として主席代理汪精衛氏の名を以て

國民政府は既に南京に還都した。重慶方面の發布する對内法令及び締結するところの對外條約協定、契約などは一切無効である。右は行政院より外交部を通じて各國に通告する。

との布告を發し、同時にこれを列國に通告する手續きをとつた。

更に同日附を以て軍事委員會を通じ、全國各地の軍隊に對し、次の如き即時停戦の命令を發した。

和平の實現は國民政府還都後の大方針である。故に各地軍隊は速かに戦争を停止して命令を待つべし。軍事委員會は各地軍隊に通告してこの命令を遵守せしめその處理の結果を報告すべし又官公吏に對し「國民政府は去る三月三十日還都したから、總ての公務員は最短期間内に證明書を携帶し南京に歸還原任機關に出頭命を待つべし」といふ國民政府命令を發した。これは新政府が、重慶側の軍隊でもこの命令を容れ、速かに停戦するならば、すべて新國民政府の軍隊として認めるといふ、重慶内和平派に對する一種の呼掛けとしてなされた重要な對重慶方策の現はれである。

重慶政府内の和平派に對するこの種の働き掛けは、今後も各種の方法を以て行はれるであらうし、一方新政府の内政工作が漸次民衆の間に徹底して、その治下の民衆生活が安定して來れば自ら新政府に對する一般民衆の信頼が昂まり、前記重慶部内の抗戦派さへ、何のために日本と戦は

ねばならないのか理由の發見に苦しむやうになるであらう。かくて和平派の勢力が次第に強くなつて、茲に重慶と新政府との合作。——といふ可能性も出てくる譯である。

ハ、一般外交方針

新政府の第三國に對する外交方針に關しては三月三十日、南京還都に際し發せられた「還都宣言」に於て『：同時に一切の友邦に對しても亦この和平外交の方針に基き信義を講じ睦誼を收め、以てその友好關係を増進すべきなり』と宣言し同日發表された十大政綱の第二項及び第七項に於て

『友邦各國の正當なる權益を尊重し並びにその關係を調整し以て友誼を増進す』

『友邦各國の資本及び技術的合作を以て戦後經濟の回復と産業の發展を圖る』

と第三國に對する協調方針を闡明してゐるが特に共產主義に關しては第三項に於て

『友邦各國と連結共に國際共產主義の陰謀及び其他總て平和攪亂の活動を防遏す』

と斷乎たる方針を示し、防共國家たるの旗幟を鮮明にしてゐる。

新政府の行政院副院長兼外交部長たる褚民誼氏は新政府の國際關係について次のやうに語つてゐる。

國際關係の調整は總て公平を本として處理して行くべきであることは、我々が一再ならず聲明

して來たところであり、中日合作は第三國の利益に對して何等妨害になるものでないことも、再三闡明して來たところである。言葉を換へて言へば中日親善の下に初めて第三國との合作が存立し得るのである

外債の支拂ひもその正當なるものは當然繼承してゆかし既存條約も承認する。改善の必要あるものは正當な外交手段によつてこれを行ふ豫定である。但し從來中國外交の弊であつた媚態外交を根本的に排除し對等の立場において我を遇するものには我またこれに厚く酬いんとするのみ。

新政府成立後になされた重慶と第三國の條約を承認し得ない事はさきの聲明通りである。

今後の復興建設には多くの外資の導入を必要とするが、これまた政治的な意味を持つものは斷乎拒否しなければならない。

新政府の對外政策の根本方針として、國際金融資本の帝國主義的支配を排撃することはもとよりである。

ニ、九ヶ國條約に對する見解

新政府の英米佛等に對する外交方針が國交を調整し友誼を増進するにあることは前述の如くであるが、たゞこれ等諸國殊に米國がその對支政策の基調とする九ヶ國條約に關しては、重慶政府

がこれを支持するに對し新政府は全く反對的な見解を有するもので、新政府がこれ等諸國の植民地的羈絆から脱せんとする以上蓋し當然の歸結といはねばならない。

新政府がこの九ヶ國條約問題に關して抱持する見解を公けに發表したものは、汪精衛氏の機關雜誌『ザ・ビーブルス・トリビューン』第二輯に『九ヶ國條約のための戦ひ』と題して掲載された論文がある。

「高潔なる精神」の名の下に粉飾された九ヶ國條約の支那に對する侵略性を痛烈に暴露し、中國の兵士は蔣政權に驅り立てられて九ヶ國條約のために、……その提唱國たる西歐諸國殊に米國の中國に於ける權益のために、戦はされてゐる」と喝破してゐるが、新政府の九ヶ國條約に對する見解を示したものと見て注目される論文であるから左にその要旨を摘記する。

◆ワシントン會議當時の支那の政情——◆

四川省政府主席蔣介石下の外交部長王寵惠は九月二十八日の聲明に於て素直に、中國（重慶政府を指す）は九ヶ國條約の違反に對して、抗戦してをり、之がためには最後迄闘ふものである。而してこの九ヶ國條約は中國が一九二二年ワシントンに於て調印したものである、と述べてゐる。

重慶政府はこれまで屢々之と類似の聲明を發してゐるが、今茲に重慶政府が何の爲に、又誰の爲に關つて居るかといふことに關して更に證言を得た譯である。殊にこの證言は、ワシントン會議の當時、廣東に樹立せられてゐた正式の中國政府が會議に列席するやう招聘せられなかつたといふ事實、従つて右廣東政

府が九ヶ國條約に調印しなかつたといふ事實、及び大總統孫逸仙が明白に、廣東政府はワシントン會議に於ける決議中、中國に關するものは何等の效力なきものと認めると宣言した事實に鑑みる時、まことに興味深いものがある。

ワシントン會議開催に當つて米國務長官ヒューズ氏が中國の正式の政府を招聘しなかつたのは單なる偶然ではなく、熟議の上決したことである。一九一九年のヴェルサイユ會議には中國から廣東、北京兩政府の聯合代表が派遣された。廣東の立憲政府と列強の保護下にある掠奪的軍閥の北京政府とは互に相容れなかつたにも拘らず、兩者は中國の權益を出來得る限り擁護するためヴェルサイユに於ては提携協力するに決したのであつた。當時多くの中國人はヴェルサイユに於て米國の友誼的支持を受け得るものと確信してゐた。然るに米國大統領ウィルソン氏はこれを裏切り、山東省を日本に與へんとする聯合國側の發意に同意せんとし、廣東政府代表の拒否にあつたのである。ヒューズ氏がワシントン會議に廣東政府を無視したのは、このヴェルサイユ會議のことを想起したからである。

かくてワシントン會議に列席した中國の正式代表は破産した直隸政府の代表であつて、彼等の唯一の目的は、その政府の承認と列強よりの財政援助懇請であつた。

當時北京政府は混亂の絶頂にあり、同會議開催中、二度も政權の變動があつた。即ち張作霖と吳佩孚の對立抗争である。

◆ワシントン會議と米國の意圖◆

九ヶ國條約を生み出したワシントン會議の目的は何であつたらうか、我々は米國が同會議を通じて増進せんと圖つた帝國主義的な廣大な目的には觸れぬが、唯我々は世界大戰により著しくその國力を増強した米

國が太平洋に於ける制覇を志してその戦備を強化しつゝあつた時のことであることを想起すれば充分である。

帝國主義的米國は同會議によつて極東にその特権を擴張し、その勢力を確保せんと欲したので、中國はその最も大いなる犠牲となつたのである。

●中國の主權、獨立の尊重●

九ヶ國條約の第一條には「中國が自ら確固たる實力ある政府を維持し得る様凡ゆる機會を提供し全く障礙を除くことに努める」といふ約束をしてゐる。然るにこの誓約は條約の書かれたインクの乾かぬ中にさへ既に破られてゐる。

北京政府が諸外國の實權を握つてゐる税關及び鹽稅機關から更に金を得るといふことが可能であつたらうか。如何なる「確固たる實力ある」政府たりとも國家の主要財源を列國に押へられて、全支那にその權威を及ぼすことは不可能である。當時「認められざる代表」たる廣東政府代表は、會議に列席せる各國代表に對し、列國の中國財源に對する支配は拋棄さるべき旨を提案したが勿論これは考慮されなかつたのである。これこそ同會議の決定せる中國の「主權」「獨立」の文句及び「中國の確固たる實力ある政府樹立の支援」が如何に虚偽であるかを立證するものである。

更に北京政府が提案した關稅決定の自主權承認さへ拒否されたのである。列國の對中國輸出は自由に行はれ、關稅收入は列國自らの所得となるもの以外には殆ど認めなかつたのである。

かくて會議の前後を通じて、列國は中國の主權、獨立に對しては何等尊敬の意を示さなかつた。主權、獨立なくして領土の保全は中國の國民主義には何の意味をなさぬのである。中國側の關稅率決定自主權の承

認要求、治外法權撤廢（假令一部分なりと）外國軍隊の中國領土よりの撤退（何等の條約上の權利なしに重要地區に駐屯せる部隊の）等の諸要求は勿論あつさり拒否された。

●機會均等●

上述の高尙なる宣言に次いで列國はもつと現實的な宣言をなした。列國は「中國全土に於ける各國商工業の機會均等の原則を實質的に設立し、これを維持するために種々力を盡さん」とを約束した。この機會均等の中には中國の商人、工業家、銀行家が含まれてゐないことは注目を要する。外國の商人、工業家、銀行家は中國に於て中國の商人、企業者が支拂はねばならぬ租稅を免ぜられ又中國の法律から全く自由に解放されて仕事が出来るのである。

外國が中國に實施してゐる低率の稅關率は外國の商工業者には機會均等であるが、かゝる商品を生産し取扱ふ中國の商工業者には重大な妨害となるのである。かゝる機會均等は明白に中國には何の關係もない種類のもので、中國はその受惠國の中に含まれてゐないのである。

更にこのことは九ヶ國條約の次の一節について見る時一層明白となる。即ち列國は「中國に於ける情勢を利用して友邦國臣民又は市民の權益を縮小するが如き特殊權益を求むるが如きことを慎み、又友邦國の安全を損ふが如き利己的行爲を慎むこと」と規定しながら、一方に於て米國の主唱によつてこれ等諸國が結成した借款團は公然と中國の「臣民乃至市民の權益を縮小する」が如き「特別權益」を求めてゐたのである。「特別の利益と權益」とは治外法權、稅關及び鹽稅機關の掌握、首都北京及び海岸より北京までの地區の軍事的支配、割讓乃至不法占領せる地區、租界、特別居住地、中國領土に於ける外國軍隊の駐屯、中國關稅率の統御、中國内河に於ける外國船舶の有する特權等々であるが、これは中國の權限を大いに縮小

したのみならず、むしろその安全に對する大いなる脅威となつたのである。

◆盜賊間の協定◆

以上の如く九ヶ國條約は、本質的には列強が平等に中國掠奪を行はんとした諒解といふべきもので、いはば「盜賊間の協定」である。

それにも拘らず蔣介石は一九三七年、上海附近に戦争が勃發した直後、次の如き聲明を行つた。即ち「中國は唯單に自國のための戦闘のみならず、又條約の神聖及び效力に信頼をおき生存してゐる國家、殊に中國に於ける廣大なる商業上の權益が組織的に破壊せられ、且又その代表達が驅逐せられてゐる國家のための戦闘をなしてゐるのである」と。

蔣介石のこの外國援助哀願は蔣の第四夫人宋美齡によつて一層鋭く力強く繰返されたのである。然し一體何故に中國の兵士達は特に亞歐諸國のために戦はねばならぬのであらうか？ 更に又今事變によつて最も直接に影響を蒙つた國である英國が日本との間に『日本軍を妨害し又はその敵軍を利するが如き行爲及原因を除去する』旨の協定を結んだ後に於ても何故中國の兵士は戦ひ続けねばならないのであるか？

又九ヶ國條約を主唱した主要國家はブラッセル會議に於て次の如き重要な決議をなした。即ち「中國は日本以外の九ヶ國條約調印國に満足と與ふるが如き條件に非ざれば日本と和平を締結し得ず」といふのである。これによつて蔣政権は亞歐諸國一殊に米國政府に満足と與ふるが如き條件に非ざれば日本と和平を結ぶ用意のないことが明かとなつたのである。

◆米國のために戦ふ兵士◆

斯る情況に於て始めて何故に王龍惠が米國の調停を懇願したかが完全に理解されるのである。然し茲に聞

題なのは中國の兵士は何故亞歐諸國（更に明確にいへば米國）の中國に於ける權益のために闘はねばならないのかと言ふことであり、又何故中國は九ヶ國條約の提唱國たる亞歐諸國を満足せしむるが如き條件でなければ日本と和平を講じ得ないのか？といふことである。

今回の戦争は主として中國の巨額の銀を米國政府に賣つて得た資金によつて戦はれてゐる。そして蔣宋一家はこれによつて三百萬乃至四百萬米弗の財産を得たのである。かくて中國の兵士は九ヶ國條約のために換言すれば米國の中國に於ける特權のために闘はされてゐるのである。これはあまりにも恐ろしい情景であり、それが眞實の姿であることを認めることはあまりにも戦慄すべきことではなからうか。

C、對内政策

イ、三民主義に對する見解

新國民政府が國民黨の法統を繼ぐものである以上その凡ゆる政策の基調が、國民黨の大憲章ともいふべき孫文の三民主義にあることは論をまたない。従つて政治的には「民族主義」の命ずる如く全國統一を期し、「民權主義」の結論として憲政を實施し、社會的、經濟的には「民生主義」に基いて社會改革を行はんとするものである。

然し從來この三民主義の解釋については諸説必ずしも完全に一致せず、殊に民生主義の解釋については國共合作以來、孫文の述べた一節だけを取上げて、「民生主義即共產主義なり」との誤

まつた解釋が行はれるに至り、この點は孫文の遺囑を繼ぐと共に反共を根本政策とする新政府としては看過し得ざる所である。

よつて汪精衛氏はこの點に關し自己の所見を明かにする必要を感じ、昭和十四年十一月二十三日、上海の汪公館に於て、偶々同公館を訪問した我支那派遣軍の軍宣傳主任、幕僚會議出席者を前に『三民主義の理論と實際』と題する講演を行ひ、始めて公式に自己の見解を表明した。その内容は三民主義と國家主義、社會主義、共產主義との相異を述べ、更に三民主義と中國革命との關係その實行の具體的方法、から大亞細亞主義との關係に及び近衛三原則と三民主義が決して相容れぬものでない所以を説明したもので、新政府の三民主義に對する公式解釋とも稱し得べく、興味が深いので次にその全文を掲げる。

三民主義の本質と社會主義、共產主義等との關係

孫先生の三民主義は博く歐米の諸學説を取入れてゐるが、その本質に至つては寧ろ中國固有の思想に基いたものであつて、歐米の諸學説と全然同一でない。例へば民族主義は歐米の國家主義と同じものではなく、國家主義は狹隘且排外的のものであるが、民族主義は中國固有の平和思想から生じたもので根本的に排外的な意味を持つてゐないのである。

民權主義は歐米の天賦人權論と異り、社會民主主義とも異つてゐる。天賦人權論の主張するところは個人の自由であり、民權主義の主張するところは全體の自由であつて個人の自由ではない。また社會民主主

義は經濟の着想であるが、民權主義は政治上の着想であつて、換言すれば民權主義の目的は全民政治である。

次に民生主義は社會主義、共產主義と同じではない。孫先生が民生主義第一講において「民生主義は社會主義であり又共產主義とも名付け即ち大同主義である」と説かれたが、それは廣く一般社會主義或は共產主義が貧富の懸隔を消除し社會不安を除かんとする窮極目的も民生主義には十分實現されるものであるといふ意味であつて、決して民生主義がマルクスの共產主義と同じであると云つたのではない。孫先生はこの言葉の直ぐ後に續いて「この主義を明かにせんと欲するならば、斷じて數語の定義位ではつきり説明し得られるものではない。民生主義の講義を初めから終りまで讀んで初めてはつきり諒解出来るのである」

と述べてなられ、孫先生は第一講以下に於ては民生主義とマルクス共產主義の不同の要點を極めて詳細に示してゐる。マルクス主義は階級闘争を主張してゐるが、孫先生の民生主義は階級合作を主張してゐる一は暴力的方法を用ひ一は平和的方法を用ひるもので、この點完全に異つてゐるのである。又マルクス主義は絶対に私有財産を認めないが、孫先生の民生主義は計畫經濟の下に一面國家資本を發達させながら、一面個人資本を保護せんとするもので、この點完全に異つてゐる。

かくして孫先生の三民主義即ち民族主義、民權主義、民生主義は自らその特質を有し歐米の國家主義、社會民主主義、共產主義とは全く異つてゐるのである。

三民主義は救國主義なり

孫先生は「三民主義は救國主義である」と言はれてゐる。つまり孫先生の三民主義は救國を以て目的と

なし、救國の立場から出發してゐるのである。中國は百年來歐米植民主義のために、侵略され壓迫せられて、その獨立生存と自由平等を不能ならしめてゐるのであるが、三民主義は即ち全中國の民衆に呼びかけて、歐米の植民主義的侵略と壓迫に反抗し、中國の獨立生存と自由平等とを、奪取せんとするものであつて、孫先生は革命を提唱して以來畢生の精力をこれに注がれたのである。

民國十三年以後、孫先生は歐米の植民主義の外に共產主義なるもの現はれて世に禍するを見、そこで民生主義を著述し、共產主義をして中國を毒する能はざらしめ、東亞を毒する能はざらしめんと努力されたのである。民生主義は民國十三年に講演されたものであるが、惜しい哉その完了を見ずして先生は長逝されたのである。民國十三年と云へば正に聯露容共の時代である。しかし孫先生は當時ソ聯に對しては友邦と認めながらも、共產主義に對しては終始國家社會の禍亂の源と認めてゐたのである。

容共の本意は共產黨をしてその組織を抛棄せしめ、中國々民黨の指導に服従し、共產主義を抛棄し、三民主義を信奉せしめるにあつた。しかるに民國十六年共產黨は信義に背き叛逆の跡明らかになつたので、中國々民黨は清黨を決し共產黨員を排除し且つ進んでこれを剿滅するに至つたのである。この決心こそは正しく中國々民黨が終始三民主義を護り共產主義と闘ふものなることを表現するものである。

しかるに蔣介石は西安事變のため、民國二十五年十二月二十五日共產黨と密約を結び、孫先生の遺教に背き、全黨の公意を無視して秘かに容共を行つたのである。今日蔣介石を除くほかに苟くも中國國民黨の忠實なる同志たる限り、一人として永遠に三民主義を堅守し共產主義と闘はんことを欲しないものは無い。

如何に實行すべきか

三民主義の目的は救國にあり、そして救國の第一の要訣は中國をして歐米の經濟侵略と經濟壓迫から解

放せしむるにある。これに對して孫先生は二つの方案を定められた。第一は中國人が努力することであり第二は先進國たる日本と協同協力することである。孫先生の中日關係に對する根本觀念は終始變らなかつた。孫先生の遺教の中には「中國存亡問題」と謂ふのがある。これは民國六年の著作であつて、その當時聯合國側は中國に對し歐洲大戰參加方を勸誘したが、孫先生は堅く反對してこの著作を發表した。その中の重要な一節にはかう云つてゐる。

「中國が今日友邦を求めんと欲するならば之を日米以外に求めることは出来ない。日本と中國との關係は存亡、安危二つながら相關聯してゐる。日本なければ即ち中國なく、中國なければ又日本なく、兩國百年の安泰を計るためには、必ずその間にいささかの障礙をも存せしむべきでない。これに次いで米國である。中國の日本に於けるや種族を以て言へば兄弟の國であり、その米國に於けるや政治を以て論ずれば師弟の國である。故に中國は日米を調和するの地位にあり、且その義務を有するものである。それ中國と日本とがアジア主義を以て太平洋以西の富源を開發し、米國がそのモンロー主義を以て太平洋以東の勢力を統合し、各々其の成長を遂ぐるならば衝突の恐れなし」と。

民國十二年、孫先生は上海に於てヨッフエと聯合宣言を發表し、中國國民黨を改組したがこれが聯露容共の初めである。十三年の冬孫先生は天津に赴く途中、特に神戸に立寄り十一月二十八日午後三時神戸高等女學校において「大亞細亞主義」を講演され「日本は正に中國を扶けて不平等條約を排除すべし」との講演をされたが、既に聯露政策を執つてゐながら何故日本に對して大亞細亞主義を説いたのであらうか、即ち孫先生は常に中日合作を以て前提とすべしと云ふ一個の信念を抱いてゐたからである。中國は今日ただ日本と東亞の責任を分擔しなければならぬばかりでなく、この責任を分擔する力を持たねばならぬ。明

治維新に際し日本は發奮して自強を計り、先驅者となつたが中國は如何？ 今なほ民國の確立を闘ひ取るための苦闘の最中なのである。中國は中國自身のためにも、東亞の責任を分擔するためにも、當然努力して國家の自由平等を求めねばならぬ。

中國が國家の自由平等に達するため努力する途は、第一に百年來の歐米植民主義の壓迫を打破することである。是れ即ち民族主義である。第二は強力なる政治機構を以て政治を改造し、一箇の現代的國家となることである。これ即ち民権主義である。第三は健全なる經濟制度を以て民力を發達せしめ國力を充實せしめ、以て歐米の植民主義的經濟侵略に抵抗する事である。これ即ち民生主義であり、併せて言へば即ち三民主義であつて、その精神は一つのもので分割すべからざるものである。

三民主義に基いて進めば中國は固より自由平等を得ることとなるが、同時に又日本と共に東亞安定、東亞建設の責任を分擔する力が出てくるのである。それ故に中國の立場からいへば三民主義は救國主義であり、東亞の立場からいへば三民主義は即ち大亞細亞主義である。

三民主義と近衛三原則

義に近衛首相の聲明發表により、中日關係は、はじめて一轉機に際會した。近衛聲明には、三個の原則が提出されてある。一つは善隣友好、一つは協同防共、一つは經濟提携である。其の第一原則の善隣友好は、正に大亞細亞主義の理想であり、又三民主義の根本精神でもある。第二原則の協同防共は、第三インターナショナルの策動陰謀を防止し、共產主義をしてその害毒を中國に及ぼす能はざらしめるものであつて、即ち大亞細亞主義の理想であり、同時に又三民主義の根本精神である。第三原則の經濟提携は、中日兩國の協力により、兩國の經濟力を發展せしめて、植民主義的經濟侵略と經濟壓迫に、抵抗するものであ

つて、これ亦大亞細亞主義の理想であり、同時に三民主義の根本精神である。換言すれば目前の中日和平運動の基本原則と三民主義の根本精神とは一致し吻合してゐるのである。私は今回の和平運動こそは中日兩國が根本上から遣り直して、中日關係のため一新時代を劃し、東亞のため一新局面を創造すべく共同合作の精神に基き、兩國一致の外交方針と國防方針を確立する事を深く、希望するものである。方針が一致すれば即ち善隣友好も出來、協同防共も出來、經濟提携も亦容易に出來るのである。

尙經濟提携に就いては悲觀論を抱く人もあるが、私個人としては中日兩國が眞に誠意を以て相處し平等を以て相待つならば、經濟提携には必ず樂觀的前途ありと考へる。中國側に於ては今後の經濟建設は民生主義を以て中心となし、民生主義の具體的實行は孫先生の實業計畫を以て根據とすべきもので、その最大の目的は、一は中國の民族資本を發達せしめ、一は買辦資本の歐米依存を排除するにある。中日關係から云へば經濟提携は日本の協力により、中國の民族資本を發達せしめ買辦資本の歐米依存を排除し、同時に中日兩國をして經濟上に於て平等合作自由發展の機會あらしめようとするものである。

我々は東亞が歐米資本勢力の支配下にある限り、兩國の經濟力を結合するに非ざれば決してこれと對抗することが出來ぬといふことを知らねばならぬ。かくして中國に有利であり、日本に有利であり、東亞全體に有利であるのである。

ロ、憲政實施問題

憲政實施の問題は新政府にとつて最も重要な政策の一である。新政府が國民黨の法統を繼いでゐるにも拘らず、未だ訓政時期を脱せざる以前に各黨各派を以て政府を組織するといふ一種の矛盾

盾を敢てしたのも憲政實施への熱意を示し、民主政治への一步前進を遂げん爲である。

南京還都と同時に發表した十大政綱中にも、その第五項に「各級民意機關を設立し各界の人材を網羅して全國の公意を集中せしめ以て民主政治を助成する」とあり、又第六項に「國民大會を招集し憲法を定め憲政を實施す」と明確にその方針を掲げてゐる。

又汪氏はその還都宣言中に於て「所謂憲政の實施については中國國民黨第五次及び第六次全國代表大會の宣言中に既に明確に規定せられ、全國賢能の士また夙に一致賛同せるところなり。今や戦後各般の施設悉く廢絶しこれが復興を待つ秋。偏へに舉國同胞、物心兩面の力を集中し、勇往邁進し、以て現代國家の建設を完成せざるべからず」と言つてゐる。更に新政府は還都當日に開催した第一回中央政治委員會に於て「憲政の實施を國府還都後の施政方針となし、行政院長は立法、司法、監察、考試各院長及び内政部長と協議の上憲政實施委員會條例を審議し、練達之士を招聘、人材を登用して事業を達成す」と議決した。

次いで五月十六日の第七次中央政治委員會に於て、次の如き憲政實施委員會組織大綱を可決した。

【憲政實施委員會組織大綱】

第一條 國民政府は憲政實施を促進するため憲政實施委員會（以下本會と略稱）を設置す

第二條 本會の職權左の如し

一、憲政草案再審議事項

二、國民大會組織法及び國民代表選舉法の再審議事項

三、國民參政會の設置準備事項

四、各種地方民意機關の設置準備事項其他憲政實施に關する事項

第三條 本會に委員長一名を、常務委員五名乃至九名、委員若干名を設け中央政治委員會之を推薦す

第四條 本會に秘書長一名を設け委員これを兼任す

第五條 本會に必要ある場合には専門委員若干名を設くることを得

第六條 本會に秘書官、辨事員各若干名を置く

第七條 本大綱は中央政治委員會の決議を経國民政府之を公布施行す

今日世界に於ける立憲政治の衰勢を見る者はこの新政府の憲政實施に對し多大の疑問を持つかもしれないが、これは支那の現状と憲政の實施が有する政治的統一への効果を知らぬものである。支那は辛亥革命以來今日に至るまで一度も憲政を経験したことがない。舊國民黨の政治は一黨專制であり、蔣の個人的獨裁であつて、支那民衆は未だ憲政の何たるかを知らないのである。

元來憲政の實施は、我が明治維新の場合もさうであつたが、人材の登用と言語洞貫の二作用を通じて國家の建設に協力せんとするもので、新政府の如く外は國家の獨立、内は財政經濟の建設

に上下一致、協心協力の実を擧げる必要のある際には特に必要とする政治體制である。

ハ、財政經濟政策

新政府はその十大政綱中の第七、八、九の三項に亘つて財政、經濟政策を掲げ

「友邦各國の資本及び技術的合作を以て戦後經濟の回復と産業の發展を圖る」

「對外貿易を振興し國際收支の均衡を計り並に中央銀行を再建し幣制を統一せしめ以て社會金融の基礎を確立す」

「税制を整理し人民の負擔を軽減し農村を復興し難民を救済して各その生業に安んぜしむ」

とその大方針を明かにしたが、更に財政部長周佛海氏は三月三十一日附を以て左の如き談話を發表、新政府の財政政策に關し八項目に亘る要綱を明示した。

◇：國民政府の還都に當り財政部の責任は非常に重大であるが、政府の施政方針に照し、財政の實施に慎重を期し國家財政の充實民衆生活の福利を圖ることが急務であるが、その實施要綱は次の通りである。

(一)金融の安定 貨幣價値の暴落及び物價の騰貴は國家及び人民の共に悩むところであり、政府は全人民の利益を思ひ慎重に對策に従事するものである。現在國中に流通してゐる各種の通貨もひとしく通用し、人民が重大なる損失を受けぬやうにはかり、しかる後漸次改革統一を期し、必ず通貨の健全と金融安定を定めんとするものである。

(二)内外債務の履行 民國以來發行した内外債は非常に多いが、財政部は右債務を履行し責任を負ふもの

である。國民政府の還都以前の外債も當然承認するものであるが、その關係によりその性質を明らかにした上で、それ／＼妥當な償還の標準を決定する。内債は國家財政、民衆生活に重大關係があるので全面和平を実現した後、政府が適當な措置を講じ償還を決議して國家の信用を明らかにし民心の安定をはかる。

(三)國稅の整理 關稅、鹽稅、統稅は國家收入の大宗であるが、事件發生後關稅整理が紊亂してゐるので財政部は法を設けて整理し國家の財源を豊かにする。鹽稅もまた紊亂してゐるので運輸販賣を振興し、鹽の生産を整理し民衆生活を救済す。統稅は國稅收入の一つであり財政部はこれを嚴正に制定して弊害を取締り、統稅は細大洩さず國の收入として國を豊かにせんとする。

(四)負擔の軽減 戰爭開始以來各省地方ともに戦費その他のため、各種零細な税金を課し商業を妨害し、人民を苦しめる状態にあるに鑑み財政部は實情を調査し、政府に乞ひそれ／＼これらの税を遞減または廢止し民衆の負擔を軽減する。例へば田賦租のごとき比較的重税を課せられてゐる地方は省政府から報告があれば、當然これを減少或は免するものである。

(五)遊資の誘導 支那事變は上海の一部に支那各銀行が撤退し、避難者は市に蟄集し遊資が偏在し、人民は投機氣分に満ち正當なる事業は却つて省みられず、本を棄て末を追ふといふ現象で射倖心を起すのみでなく全國生産界の重大な打撃となつてゐる。よつて法によつて資本を導き、財産あるものに正當な投資をさせ財産なきものには生活の安定を得せしめる。

(六)貿易の調整 わが國は資源が極めて豊富だが實業振はず、對外貿易は常に入超の状態である。財政部は關係各部と計り便法を設け資金の流出を防止して國民經濟の振興を圖る。

(七)民生の調節 戦火は十余省に廣まり、工業は阻まれ商賣は杜絶し、各地物價はすでに平衡を失つてゐる

る。財政部は關係各部と計つて調節を圖り、戦後の物價と民衆生活の更生を期す。

(八)生産の補助 生産事業はもとゞ多いが原料は主として農村生産によつてゐる。しかるに戦禍のため農村は疲弊し、農民は非常に困窮してゐる。よつて財政部は關係各部と救済辦法を講じ、農民の融資をはかり農村設備を改善し農民に安居樂業せしむ。

以上八項はその大なるもので非常に打撃を受けてゐるので、早急に救國救民の策は立てねばならない。財政部は萬難を排して實行せんとしてゐる。その他の改革振興を計るべきものはまづ國民民福を計る。この財政部の決心は誠心誠意民衆に宣告するもので民衆はその意を諒解すべきである。

新政府が重慶政府に對抗して健全な發達を遂げ、遂にはこれを壓倒するやうになるためには何といつても支那四億の民衆の支持を得ることが絶対に必要である。

民衆の支持を得るためには、その生活を安定向上せしめ、彼等が蔣政權の治下にあつた當時より幸福となり、新政府の治政を謳歌するやうにせねばならぬ。従つて新政府の財政經濟政策の目標が先づこの一點に集中されるのは當然である。

前記の周財政部長の談話によつても、その財政經濟政策の重點が税制や物價の動向によつて打撃を蒙りつゝある人民の負擔を軽減し民衆生活を更生せしむることが肯けるのである。たゞこれを実行して行く上にはその前途に多大の困難があり、日本の絶大な援助を必要とすることは言ふまでもない。

日支經濟提携

日支經濟の提携は日支國交調整に關する基本要綱の一であり、新政府の經濟政策の根幹である。

然らば、日支經濟の提携とは具體的には如何にして行はれるのか？ 新政府の工商部長梅思平

氏は新政府成立前の三月二十六日、日支經濟提携の基本條件と題して、

一、二個の國家が經濟的に提携するためには、その二國家自體がそれ／＼經濟上の自主獨立を有しなければならぬ。即ち日支經濟提携の前提として先づ支那は獨立の經濟行政、經濟政策を有し、自主的國際貿易を行ひ得ることを必要とすること。

二、兩國の民族資本を充分に發展せしむることが必要である。日本の資本の援助は必要であるが、それによつて支那の民族資本が壓迫されるやうでは、從來列國の支那に對する植民地的經濟侵略と何等異ならないこと。

の二點を強調したが、日支經濟提携に關する支那側の希望と解すべきで、その具體的内容は日支國交調整上の重要項目である。

遊資の誘導

戦争によつて逃避した支那の民族資本は新政府成立當時に於て大體上海に三十億元、香港に二十五億元あり、と言はれた。これ等の遊資は物資や外貨の投機に利用され、それが新政府治下の物價騰貴、外貨喪失の有力な原因となり、更にその或る部分は強制的に重慶政府

によつて奥地に吸引され、抗戦力の強化に役立つやうな始末であつた。

新政府はこれ等の遊資の悪用及び重慶による利用を防止するため、極力これを新政府治下に誘導し、生産資化すべく努めてゐる。

これに關して、三月十八日附西尾支那派遣軍總司令官の名を以て行はれた軍管理工場鑛山の支那側への返還は極めて重大な意義を持つもので、これによつて示された日本側の理解ある態度こそ新政府の民族資本誘引工作に絶大な援助を與へるものである。

財政政策 新政府が南京還都以前の國民政府の内外債に對し責任を負ふことは周部長も言明したところだが、一九三九年六月末に於ける外債の未償還額は關稅、鹽稅その他擔保の分を合せて四七、〇三六、七八六磅、九六、三一一、〇五〇米弗、五四、四七八、四〇〇金圓、一億法、一億海關金單位の巨額に達してゐる。内債も全面和平の後に於て償還繼續の方法を講ずるが、何れも國信を明かにし、民心安定の見地から決定されたものである。

國稅の整理改革は民生安定の見地から考慮されてゐるが、新政府の財政が舊國民政府と同様、關稅、鹽稅、統稅の三稅の上に樹てられることに變りはない。現在、海關收入の大半は新政府の掌中にあり、關稅剩餘は月額約八百萬元、統稅は約五百萬元、鹽稅は八十萬圓その他四百萬元程度と見積られてゐるので、合計して約千七、八百萬元が新政府の毎月の稅收入となる譯である。

通貨工作

幾多の困難を征服しなければならぬ新政府の財政經濟政策中でも最も困難が豫想され乍ら且つ重要なものは通貨工作である。現在支那には圓系通貨として北支に聯銀券中支に華興券、蒙疆地方に蒙疆銀行券あり、その外に中南支占領地區内に軍票があるがこれ等の圓系通貨は重慶政府の通貨である法幣と全然無關係ではあり得ないので、そこへもつて來て新政府が更に新中央銀行を設立して新たな貨幣を發行しやうといふのであるから餘程慎重にやらぬと豫想外の混亂を惹き起す危険がある。

周財政部長は國家國民の權益の受くべき損失を考慮して、先づ現在流通してゐる各種の通貨を額面通り流通を許して、その後で新統一幣制を實施するといふ漸進主義を採る旨言明してゐる。これによると先づ現存の圓系通貨の強化を計り、然る後にその基礎の上に、その延長として新通貨を實行しやうといふ意圖のやうである。

かくの如く新通貨工作は先づ法幣對策を第一とし、次いで圓系通貨との關係にも充分な考慮が拂はなければならないのであるが、さればとて新中央銀行を設立して新通貨を發行する既定方針に渝りはないので、新政府は五月六日の第二次中央政治委員會で中央銀行籌備委員會章程を審議可決、同月十二日附國民政府令を以て左の如く發表、顧問或ひは專門委員には内外の金融エキスパートを招聘することゝなつた。

【中央銀行籌備委員會章程】

- 第一條 國民政府は中央銀行組織準備のため、中央銀行準備委員會を特設す。
- 第二條 本會委員は九名乃至十一名とし國民政府これを任命し、財政部長を當然委員とす。
- 第三條 本會は主席、副主席各一名を設け主席には、財政部長を任命し副主席は國民政府において委員長より任命する。
- 第四條 本會は中外金融専門家を招聘し顧問或は専門委員となすことを得。
- 第五條 本會の職務は左の如し。
- (一)中央銀行資金の調達(二)中央銀行各種法規草案の起草(三)休業銀行の整理計畫(四)新法幣の發行計畫(五)業務計畫(六)總行、分行の設置及び首腦部の任用(七)政府委託事業の引受
- 第六條 本會は秘書及び幹事、助理幹事若干名を設け、一切の事務處理は委員會主席がこれを命ず。
- 第七條 本會は必要なる時は分組處理せしめることを得。
- 第八條 本章程は公布の日より施行し中央銀行の正式成立とともにこれを廢止す。

二、文化工作

新政府の文化工作としては、その十大政綱の最後に、「反共和平建國をもつて教育の方針となし、且つ科學教育の向上を圖り、浮華妄動の學風を一掃す」といふ教育方針を述べてゐるのみであるが、今次支那事變の原因が、誤まれる民族精神の昂揚と抗日教育に由來する事、而して新政府の使命がこの禍を轉じて福となし、日支間に永遠の平和關係を築かんとするものである以上、

新政府にとり日支抗爭の原因となつたものを除去するための文化工作が如何に重要であるかは自ら明白である。

然し何しろこの精神的工作はその効果を奏する迄に、相當の時日を要するものであり、焦眉の急に應ぜねばならぬ新政府としては、未だ詳細な具體策を決定するまでには行つてゐないやうである。

D、軍事

一九三九年八月、上海で開催した第六次全国代表大會は國民黨政綱の決定に際し、軍事に關し次の如く決定した。

- 一、軍隊を國軍化し以て個人及び地方的系統を消滅する。
- 二、軍事復員會議を招集し軍隊の復員、軍隊の徵募及び軍事建設等の問題を解決する。
- 三、傷死者を撫恤し勳功を優賞し並に徵發せられたる有職壯丁を歸還せしめその復業を助ける。
- 四、遊撃隊を解散しその復業を助け兵役に服することを願ふものは銓衡の上國軍に編入する。
- 五、士官任用法を制定し派別を設けず各方面の軍事人材を登用する。

この政綱に基いて同年十二月九日、上海郊外大場鎮に「中央陸軍軍官訓練團」を新設、汪氏自ら團長となり、舊國民政府の黃埔軍官學校に對し、新政府の陸軍士官學校として若き士官の養成

に着手した。この訓練團は現在三個大隊の學員と、一個大隊の學生を收容してゐる。

學員の方は正規の軍隊教育を受けた現役軍人の中から選抜したもので、中には旅團長、聯隊長の經驗を有するものさへあり、軍人としての訓練は必要がないので、これに對しては専ら和平建國の思想的再訓練を施してをり、訓練期間は急場の必要に應ずるため四ヶ月となつてゐる。

學生の方は訓練期間一年四ヶ月で、これは主として下士を養成することになつてゐる。

又新中央政府成立を告ぐるや、中國軍隊の國軍化を達成するため従來政府部外にあつて蒋介石裁の武器となつてゐた軍事委員會を改組、政府部内に隸屬し五院と併立する新軍事委員會を設置し、參謀本部、軍事參議院、軍事訓練部、政治訓練部を通じて命令が發せられるのである。

なほ臨時政府に直屬してゐた陸軍軍官學校、憲兵學校、維新政府の軍官學校、綏靖軍等の如きものは新政府成立と共にその傘下に收められ、軍事委員會の下に一元化された譯である（但し蒙古聯合自治政府の軍隊は、同政府が防共上の特殊的存在として容認されてゐる關係上これに包含されず、また臨時政府管下にあつた軍隊その他軍關係機關は一應この軍事委員會の傘下に入つたのであるが、臨時政府そのものが大體そのまゝの姿で華北政務委員會として存続するので、これ等の軍關係機關も實質的には多く華北政務委員會に所屬することゝならう）

新政府の軍隊としてはこの外に、黃大偉將軍に率ゐられる和平建國軍や、和平救國同盟軍等が

あり、いづれも新政府の國軍として參加することになつてゐる。

次に海軍であるが、新政府は海軍部を設置し汪精衛氏自ら部長を兼任してゐる。支那の海軍勢力は今時事變により我軍に徹底的に潰滅され、殆ど形骸を貽してをらず、重慶政府でも現在では海軍部を廢止したのであるが、新政府は統一中央政府としての建前からこれを復活したので實勢力としては維新政府の水巡隊を接收繼承したばかりで、艦艇として軍艦「海綏」「海靖」の二隻砲艇として「江綏」「江靖」の二隻を有するに過ぎず、其の後蔣政權の軍艦「永績」が我海軍の手に改装され、名も「海興」と改められて新政府に引渡された。新政府の軍事的勢力は上述の如く、重慶の抗日軍に較べるとまことに微々たるものであるが、これは新政府の使命が、重慶政府に對立して日本と共にこれを潰滅することを主たる目的とするのではなく、飽くまで重慶に呼び掛けて一日も早くその抗日救國政策の過誤を悟らしめ、以て和平を達成するためにある以上當然のことで、その軍備も抗日軍に對抗し得る強大軍備を必要としないのである。（但し共產軍に關する限りは、飽くまでこれが徹底潰滅を期するものであることは言ふまでもない。）

新政府が三月六日附を以て各地軍隊に對し、「即時戰鬥行爲を中止して、命令を待つべし」と通告したのもすべてこの見地に基いたものである。

E、華僑對策

イ、華僑の淵源

華僑の元祖については、唐の僖宗の時代に黃巢に脅かされた廣東人が逃れた集團移住民だといひ、又蓬萊に不老不死の仙藥を求めて紀伊の熊野に漂着した徐福なりといふ説、元の成祖が布哇南征の時敗残した同志の一部が漂着したものだといふ説等々色々の説があるが、何れにしても漢民族特有の強い生活力が永い間に今日の大をなしたものと思はれる。

ロ、華僑の經濟力

現在南太平洋一帯に強固な地盤を持つ南洋華僑は近代國家の軍需ならびに基礎産業資源として不可欠の石油、鐵、錫、ゴム等に關する産業機構を掌握し、零細な小賣部門まで牛耳つてゐる。この程廣東市公署僑務局が調査した結果によると、南洋華僑の總投資額は四十億六千四百萬圓に上り、更に動産、不動産を含めるとその資力は恐らく百億に近いものと推定されてをり、まことに世界移民史上の一大驚異である。世界の五十二ヶ國に亘り、海波あるところ華僑あり、といはれる華僑の總數は七百八十三萬八千人、その八割近くが南洋を舞臺に活躍してゐる。

英領マレーでは世界第一の産額を誇る錫とゴム、蘭印では砂糖、フィリッピンでは砂糖、マニ

ラ麻、椰子油、佛印及び泰國では米、その他コーヒ、煙草等の生産から配給部門に至るまで彼等の演ずる役割は大きい。その職業分野は大體、農業一七パーセント、鑛工業二三パーセント、商業五二パーセントといふ割合になつてをり、商業上の發展が目立つ、残り八パーセントは下層勞働者である。南洋華僑の出身地は地理的關係もあつて大部分が廣東、福建兩省であるが、それだけに柔順で商才に富む福建人と精悍で志士的な廣東人としての特長をそれ々に持つてゐる。

ハ、本國送金と支那經濟への貢獻

中國銀行調査による最近三ヶ年間の本國への華僑送金額は、一九三五年—二億八千萬圓、一九三六年—三億二千萬元、一九三七年—四億五千萬圓で事變後は正確な數字が發表されないが、E・カン氏の調査によると、三八年には六億元の新記録を樹立したといひ、重慶政府は三九年も六億臺を割らないと稱してゐる。

一方支那の對外貿易は過去二十年の統計によると毎年平均二億五千萬圓づつの入超を續けてゐるので、前記華僑の送金は貿易外收入として、本國の國際收支に偉大なる貢獻をなし來つた譯である。

更にこれ等の本國送金は同時に中南支の産業開發上の基本的財源となつてゐる。たとへば汕頭を起點とする潮汕鐵道、厦門の對岸の漳厦鐵道、仙漳鐵道等の敷設、厦門、鼓浪嶼の都市建設か

ら汕頭に於ける水道、電力、更に鑛山、金融等にまで進出してをり、又一九三五年には蔣介石の
中支開發に協力して、上海に近代工場五十を新設する等華僑投資の本國經濟への協力進出は實に
目覚ましいものがある。

二、華僑の利用と重慶側の對策

上記の如く今日偉大なる財力を持つ華僑はもと／＼何等國家的な目的を持つた移民ではなかつ
たが、最初にこれに着目して、これを政治的に利用したのは孫文で、ホノルルに興中會を組織し
て、南洋華僑の經濟的援助を求めた結果、一億五千萬以上に上る軍資金を得たといはれる。孫文の
革命運動を繼承した蔣介石も華僑對策を重視し、これが懐柔に努めた結果或る程度の成功をおさ
め、事變勃發後一時南洋は排日、排日貨運動が猖獗を極め、賑災金の醸出、救國公債の募集等お
定りの抗日運動から遂には本國に對する救傷隊や災難民救助隊の派遣となり、地元南洋に於ては
日系鑛山に働く華工のストライキと迄發展した。

事變の進展につれ、重慶政府はこれ等華僑の送金が、淪陷區たる廣東、汕頭、廈門、海口へ
流入することを極度に恐れ、重慶系の中國銀行をして佛印に進出せしめる等、西南開發資金、抗
戰力培養資金の獲得に躍起となり、最近では福建沿岸の移民村を江西省近くの奥地閩西、閩北、
寧化方面に分散移住せしめることに決定した。これは在郷家族の生命財産を保護するといふ一種

の懐柔策で、その他華僑青年は歸國後二ヶ年徵兵を猶豫し、又希望に應じて保安警察部に無試験
で採用するとか、在郷家族には税金を軽減延期するとか新らしい移民村に投産事業を行ふ等種々
の方策を講じ、又一方では新政府に好意を寄せる者に對して、藍衣社によるテロ政策によつてこ
れが阻止に努めてゐる。

ホ、新政府の對策

新政府も華僑對策は極めてこれを重視して、行政院に僑務委員會を新設、廣く海外に呼び掛け
てゐる。

先づ廣東、汕頭、廈門等の市政府乃至市公署の僑務局を復活、僑務委員會の指揮下に系統的な
活動を開始し、一方民間の新華僑團體としても、廣東、汕頭、海口に華僑聯歡會、華僑聯合會、
華僑協會、廈門では華僑公會、華僑招待所、華僑クラブ等の結成を見、又既設蔣系金融機關に對
抗して廈門勸業銀行が誕生し、早くも百萬元近くの預金を吸収してゐる。更にXOJF廈門廣播
電臺では對華僑プロを編成、ニュースに、娛樂放送に、大いに南洋華僑に呼び掛けてをり、又善
隣協會でも宣傳の新聞や繪葉書を發送してゐる。

かゝる諸工作は漸次效を奏して、汪氏の和平救國運動に理解を持つと共に進んで新政府に協力
せんとする者も次第に増加し來り、本年三月中の淪陷區への送金額について見ても、汕頭宛五百

萬元、廣東宛百萬元、海口宛六十萬元となつてをり、これを一ケ年に換算して事變直前の一九三六年に於ける内譯、福州一千萬元、廈門九千萬元、汕頭一億三千萬元、香港六千萬元、廣東及び海口三千萬元に比較すると、廣東、汕頭、海口は約半額で他も漸次平常に復しつゝある。

これに反して重慶政權の西南開發計畫は重慶政權の國家資本、蔣系銀行、浙江財閥、華僑資本を動員する老大な計畫であるが、最近までの状況ではこれに参加した華僑資本は當初の見積り豫定額の五分の一、一千萬元程度にしか達してゐない。香港に於ける華僑数は逃避中のものを合し百四十萬に上つてをり、未だに蔣の抗日指令に踊らされてゐるが、これも次第に日本商品を取扱ひ始めてをり、最近では華僑中の大立物建源が新政府の經濟建設に協力的態度を示し、各方面に大きな反響を及ぼしてゐる。

四、華北政務委員會

三月二十二日の中央政治會議第三日に於て、臨時政府の解消に伴ふ華北政務委員會設置に關する件が可決され、同時に次の如き同委員會組織條例の通過を見た。

華北政務委員會組織條例

第一條 國民政府は河北、山東、山西三省及び北京、天津、青島三市管内における防共、治安、經濟、その

他國民政府より委任せられたる各項の政務を處理せしめ、且つ管下各省市政府を監督せしむるため華北政務委員會を設置す。

第二條 本會に委員十七名乃至廿一名を設け、中一名を指定して委員長となし、五名乃至九名を指定して常務委員となす、その人選は行政院長より中央政治委員會に提議し、通過後國民政府これを任命す。

第三條 委員長は本會の會務を總理し、外に對して本會を代表し、且つ本會の職員を指揮監督す。

第四條 常務委員は委員長を輔佐し本會の會務を處理す。

第五條 本會々議規則は別にこれを定む。

第六條 本會に左記總署及び廳を設く。

(一)内政總署(二)財務總署(三)治安總署(四)教育總署(五)實業總署(六)建設總署(七)政務廳(八)秘書廳

第七條 本會の各總署に督辦一名を設け委員をしてこれを兼任せしめ、各廳には簡任たる廳長一名を設けそれれ各總署、各廳の事務を掌理せしむ。各總署及び廳の組織及び辦事細則は別にこれを定む。

第八條 本會に顧問、參議、諮議、專員、調査員各若干名を置くことを得。

第九條 本會はその管下各機關における薦任官以下の公務員を銓衡任免することを得。

第十條 本會は防共及び治安に關する事項を處理するため、中央法令の規定する範圍内において便宜の處置をなすことを得。

第十一條 本會に北支の治安を維持するため綏靖軍を設置し、且つこれを指揮することを得、北支の綏靖軍は總司令一名を設け治安總署督辦としてこれを兼任せしむ。

第十二條 本會は北支の資源開發のため、中央法令の規定する範圍内において便宜の處置をなすことを得。

第十三條 本會は北支の經濟及び内外物資の需給關係を調整するため、中央法令の規定する範圍内において便宜の處置をなすことを得。

第十四條 本會は國民政府の委任を受け國有財産を管理することを得。

第十五條 本會は國民政府の委任を受け、地方的涉外事項を處理することを得。

第十六條 本會はその職權の範圍内において、管下各省市政府を指揮監督することを得。

第十七條 本會は中央法令の範圍内において、命令及び單行法規を發布することを得。

第十八條 本會の經費は國民政府において統籌してこれを交付す。

第十九條 本會はこれを北京に置く。

第二十條 本條例は必要ある場合國民政府に申請し、これを修正することを得。

第二十一條 本條例は公布の日よりこれを施行す。

中支の維新政府が全く發展的解消を遂げて新政府の中に吸収されたのに對し、北支に於てのみ臨時政府に代つて、新たに華北政務委員會がその業務の大部分を繼承し、河北、山東、山西三省及び北京、天津、青島三特別市の政務を處理することになつたのは、同地方が滿洲國の接壤地帯として有する日本との特殊緊密なる關係が考慮されたもので、所謂、「北支の有する防共上、經濟上の特殊性」に基いたものである。

次に従前の臨時政府とその業務を繼承して新たに設置された華北政務委員會との組織、權限

の相違であるが、前掲の組織條例によれば臨時政府の從來の主權はこれを中央に返上して華北政務委員會は五院並びに軍事委員會と同列に國民政府に包含され、中央政府直轄の地方行政機關になつたのである。従つて中央的な例へば稅收、外交、軍事、司法、人事の權限は中央の行ふところであらう。たゞ華北政務委員會は中央法令によつて委任された範圍内では北支の行政を管掌するといふ建前になつてゐる。次にその機構、權限について更に詳細に述べると

(機構)臨時政府が六部二廳の行政機構であつたのに對し、同委員會は内政、財政、治安、教育實業、建設の六總署と政務秘書の二廳を以て構成され、形式に於て臨時政府當時と殆ど變りがない。又その内容に於ても中央政府との關係上法部が廢止され、その代り北支の建設工作を重視して建設總署が他の各總署と同列に昇格しただけで、さしたる變更はない。

(主權)司法、行政等の全國的權限は中央に移管され、華北政務委員會は中央法令によつて定められた範圍内で北支の地方行政を管掌する。詰り治安維持、經濟建設、防共工作等に關しては疑ひなく委員會に委任され、その他の稅收、外交、人事等は中央の權限に移される。然し現實の必要に即して或種の留保がなされてゐる。即ち稅收のうち中央移管となるのは關稅、鹽稅、統稅であるが、關稅は五十パーセント、鹽稅は三十パーセントを控除した殘額、統稅は全額が委員會に交付されることになつてゐる。

外交關係は、第三國關係のものは中央が實現し、日滿の地方的政務に限つて委員會の權限に委されてゐる。

人事はすべて中央の任命するところであるが奏任官以下はこの限りでない。

(統治區域) 河北、山東、山西の三省、北は内長城線以南の區域で、從來の河南、江蘇の一部は中央に移管する。

(軍事機構) 北支に於ける治安乃至軍事機構としては、華北政務委員會治安總署及び中央機構としての、華北綏靖總司令部(在北京)が設立され齊燮元大將が督辦及び總司令を兼任してゐる。

この二機構管下の治安、軍事勢力は

- | | | |
|------------|-----|-----|
| 華北政務委員會治安軍 | 總司令 | 齊燮元 |
| 剿共第一路軍 | 司令 | 李英 |
| 剿共第二路軍 | 司令 | 蔡培德 |
| 剿共第三路軍 | 司令 | 曹正格 |
| 華北政務委員會警防隊 | 司令 | 王鐵相 |
| 縣警備隊、警察隊 | | |

この外、治安軍幹部養成機關として陸軍軍官學校(在精華鎮)がある。

なほ通貨としての聯銀券、鐵道關係として隴海線、京漢線、行政區として河南、江蘇の一部は何れも當分現狀を續けるであらうが、日支間の國交調整交渉の發展によつて、或る程度の變更を見るかもしれない。

(華北政務委員會の人事)

- | | | | | | | | |
|------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 委員長 | 王揖唐 | 內務總署督辦 | 王揖唐 | 財務總署督辦 | 汪時璟 | 治安總署督辦 | 齊燮元 |
| 元 | 教育總署督辦 | 湯爾和 | 實業總署督辦 | 王蔭泰 | 建設總署督辦 | 殷同 | 政務廳長 |
| 朱深 | 秘書長(未定) | | | | | | |
| 綏靖軍總司令(兼任) | 齊燮元 | | | | | | |

五、新政府要人列傳

汪精衛、昭和十四年六月十二日、汪氏が「抗戰の真相」と題して發表した聲明の中に次のやうな一節がある。

余が重慶に居た時は、小さな家ではあるが適當な護衛を附けて貰ひ、一身上の安全について心を勞する必要は少しもなかつた。日本の飛行機が空襲に來れば自分の家の防空壕に隠れさへすればよかつた。又政府

が南京、漢口の如く更に重慶から遷都するならば自分もこれに従へばよかつたのである。國民黨の副總裁國防委員會の副議長だつた自分には實際の権力はなかつたが、それだけに自分の説が容れられればそれでよし、又假令容れられなくても差支へなかつた。抗戦が失敗したら自分が出馬して時局收拾の任に當るといふ手もあつたからだ。

かくの如く自分は無理をしなくても生きては安樂な生活を送り、死しては歴史に譽を遺すことが出来たのである。かういふ都合な地位にあつた余が敢て重慶を去つたのは何故か？

一身念頭になし、余は三十年前積極的革命家として起つて以來余一身のこと、個人の幸福を念頭に置いたことはない。今や余は齡五十を越え、又余の愛する國は滅亡の浮沈に臨んでゐる。かゝる時に個人の人氣等を事新らしく考慮する理由は決してない……

蓋し、汪氏現在の心境を最も端的に吐露した切々の文字である。

汪氏は現在五十七歳である。然しその若々しいことは、天性の美貌の然らしむるばかりではない。實に彼の心中に燃える救國の情熱が然らしむるものといふべく、彼こそはまことに永遠の革命家である。次に記す彼の經歷が物語るやうに彼の半生は全く革命に終始してゐる。

【略歴】廣東省番禺縣人、一八八五年生れ、日本法政大學を卒業、日本留學中孫文の門に入り中國同盟會の機關紙「民報」の記者として革命思想の宣傳に努む。一九一一年清朝の攝政王載灃の暗殺を企て失敗に終り一九一三年第二革命失敗後佛國に赴き社會學及び文學を研究す。一九一六年歸國、爾來廣東政府に在りて孫文を輔佐し一九二二年廣東軍政府最高顧問、二二年任總參議、二四年任國民黨中央執行委員、孫文の死後は胡漢民、廖仲愷と共に國民黨の中心となり一九二五年國民政府政治委員長及び宣傳部長であつたが、一九二

六年國民黨左右兩派の軋轢激化し、蔣介石の共產黨に對するクーデター斷行を見るや、蔣と意見を異にし廣東を去り外遊した。

一九二七年國民政府武漢進出後漢口に於ける中央全體會議の決議により迎へられて歸國し上海に於て武漢派、蔣派の軋轢に關し陳獨秀と共同聲明を發した。依然蔣と意見合はず武漢に去り共產黨分離後の武漢政府の首腦者となり、蔣下野するや、南京、武漢兩政府を合體して統一政府を樹立したが中央全體會議の開催に失敗し下野す。間もなく武漢、南京、西山三派會議の結果中央特別委員會成立するや同委員及び國民政府委員、軍事委員會出席團委員、外交委員會委員、中央黨部組織部主任に擧げられた。

蔣介石が日本から歸國すると共にこれと提携して國民黨第二次中央第四回全體會議準備會を開催したが廣東に共產黨事件が起りその責任を問はれたので、政界引退を聲明して佛國に去つた。

一九二九年冬秘かに歸國、香港に於て廣西軍及び張發奎軍を指導して反蔣運動に従事す。一九三〇年秋北方に於ける閻錫山、馮玉祥一派の反蔣派と聯絡し西山派を加へて北平に國民黨中央擴大會議を召集し新に國民政府を組織し反蔣派の大團結を策したが閻、馮軍敗れ北軍政府が瓦壞したので一時太原、天津に逃れ後香港に赴いた。次いで蔣介石、胡漢民の抗争により廣東國民政府が樹立されるに及び迎へられて同政府の組織に參與し、北支の反蔣派と策應して蔣の下野を要求同年末蔣の國民政府主席及陸海空軍總司令辭職により南京と妥協し、一九三一年孫科辭任の後を承けて行政院長となり鐵道部長を兼ね、軍事を蔣に委ねて自ら政務に當り、所謂蔣、汪合作政府を組織した。ところが數ヶ月後張學良が滿洲回復に何等の努力をせざるため張に辭職を勸告すると共に自らも一切の官職を辭して上海に去つた。が蔣介石が種々慰留に努めた結果、國民政府からは退くが國民黨中央執行委員會常務委員として黨務に當り、外から政府を助けるといふ事になつた。

一九三三年再び行政院長となり、羅文幹が外交部長を辭した後は外交部長を兼務したが、一九三五年末國民黨四期六中全会に於て對日軟弱外交を憤慨した刺客に襲はれて負傷し、職を辭して翌年二月外遊、歸國後一九三八年四月國民黨總裁制施行により同黨副總裁となつたが、その間再三蔣に對して和平救國を進言したが容れられず遂に同年十二月重慶を脱出、和平運動の實行に乗出した。(本名は兆銘、精衛はあざなである)

●陳璧君、廣東省禺縣人、一八九八年生れ、汪氏夫人として、以外にその政治的手腕は高く評價され、一九二六年國民黨の第二次中央監察委員に任ぜられた。又一九二七年武漢南京合體後中央黨部婦女部委員、一九三一年國民黨第四次中央監察委員會監察委員、一九三五年國民黨第五期中央監察委員に任ぜられた。今次新政府樹立に際しても汪氏の有力な片腕となつて、縱横に活躍してをり部内に於て有力な發言權を持つてゐる。

●陳公博、新政府部内にあつては、汪氏と共に唯一の前大臣の經歷を持つ大物である。周佛海氏と同じく一時共產黨に投じたことのある所謂轉向者の一人。昭和十三年末、汪氏に續いて成都から河内に脱出し、汪氏の例の第一次和平通電を懐ろにして秘かに香港に渡り、南華日報社長たる林柏生氏に手渡し、かの歴史的聲明が發せられたのである。

酒、煙草共に大いに嗜む方で、アメリカ仕込みのスタイル・マンである。

廣東省惠州の人五十一歳、北京大學卒業後一九二〇年中國共產黨に入り、翌二一年の共產黨第一次大會に廣東代表として出席した。廣東群報を經營し、傍ら香港の華字日報及び循環日報の記者をしてゐたが間もなく共產黨から除名された。陳炯明廣東都督となるに及んで、督軍署秘書に任ぜられたが陳が失脚したので渡米、コロンビヤ大學を卒業。歸國後國民黨に入り、孫文の下に於て三民主義の宣傳に努力した。一九二六年蔣介石が北伐軍を起すやこれに従つて國民革命軍總司令政治訓練部主任となり、一九二七年武漢政府に入り

工人部長となる。又同年武漢中央黨部政治部主任に任ぜられた。爾來汪兆銘氏と連絡し反蔣運動をつゞけ、一九二八年上海で「革命詳論」を發刊して改組派の宣傳を行つてゐたが、一九三二年廣東南京兩政府の妥協成立するや第四次中央執行委員に就任。一九三一年より三六年まで實業部長の職にあり。又三二年四月中央黨部民衆訓練部々長に就任。三五年第五期中央執行委員、中央政治委員會委員となり、三七年八月軍事委員會の初代宣傳部長、同年十月遣歐米親善使節として歐米に赴き三八年一月歸國、同年末汪氏と共に重慶を脱出、和平救國運動に参加した。立法院長。

●褚民誼、醫學博士の肩書を持つてゐるかと思ふと、崑曲(支那劇曲の一種で清初隆盛を極めたが、現在は一部の文人が講習する程度である)を好み詩を作る風流入であり、人に接しては、好々爺然たる持味でこれを引きつける社交性も持つてゐる。大久保彦左衛門を思はせる老秘書長である。浙江省吳興縣に生れ五十七歳、日本大學及び佛國ストラスブール大學出身の醫學博士、フランス留學中蔡元培、李石曾等と革命思想の昂揚に努め國民革命を援助、北伐當時は總司令部軍醫處長として従軍、一九三一年行政院秘書長になり、第二期以來四期までの中央執行候補委員、第五期中央監察委員で國民黨の元老である。太極操(唐手術の一種)の創始者で、汪氏とは義兄弟に當る。現中央黨部秘書長、中央執行委員會常務委員、還都籌備委員會委員長、中央政治會議秘書處長、行政院副院長兼外交部長。

●陳群、晝間から酒を呑み、美女を侍らせて書を讀むといふ。酒と女ばかりではない、非常な讀書家であると共に武技もやる。洋服が嫌ひでいつも五分刈頭に垢じみた支那服をまといつてゐる。大の共產黨嫌ひで上海の特別軍法處長をやつてゐた頃は共產黨の大弾壓をやつてその方面から恐れられた人物。福建省閩侯縣の生れて本年五十一歳、我が明治大學、東洋大學に學び歸國後廣東政府に入り、白崇禧麾下の逸材とし北伐に従

軍、上海軍法處長となつた。國民政府成立後は黨執行委員會上海辦事處主任、第二十六軍政治部主任を歴任後、一九三三年黃郛の下に内政次長に就任したが、同年末國府に嫌らず辭任、爾來上海に辯護士を開業した。支那事變に當つては早くから上海の治安維持に努め、維新政府成るや國民黨員の身を成て參加した。現内政部長、遷都籌備委員會副委員長。

●周佛海、三民主義の理論體系の祖述者として、むしろ蒋介石直系の理論家であり、事變後は宣傳部長の要職にあつた。今回の和平運動から新政府の成立までの裏面になつて汪氏の懐刀として主として日本側との折衝に當つて來た功勞者である。

大正七年七高文科に在學中は社會主義を研究、同十年歸省した時は毛澤東と共に共產黨中國代表會議に出席したことがある。七高卒業後、河上肇博士を慕つて京大に入學、卒業歸國後は一時中國共產黨の副委員長として重きをなしたことがあつたが、後感するところあつて轉向、昭和四年には國府の訓練總監部政治訓練所長となつた。湖南省の出身で本年四十四歳の働き盛り、七高を経て京大經濟學部在學中中國共產黨に入黨したが間もなく轉向、廣東大學教授、中央軍官學校政治訓練處主任、江蘇省政府委員兼教育廳長を歴任、一九三五年第五期中央執行委員、中央黨部民衆訓練部長となり、蔣の信任厚くブレイントラストの一人、事變當時は國民黨宣傳部長の要職にあつた。事變の翌年三月頃から汪精衛氏を擁して梅思平氏等と和平運動を開始、昨年五月上海に到着以來新國民黨工作、對日和平折衝等に活躍し來つた汪派の總參謀長格、和平抗戰兩陣營を通じ三民主義の理論的解釋の第一人者である。現中央執行委員會常務委員、財政部長。

●梅思平、元南京中央大學教授として、憲法、行政法等の公法學者、汪派陣營の知的性格を形作る重要な組成分子である。浙江人、四十三歳、北京大學法律科の出身で南京中央大學、中央政治學校教授を歴任後、江

寧自治縣々長として實績を挙げ、當時模範縣長の名譽を喧傳された。和平運動開始後は上海、香港、重慶間を往復スリルに富んだ同志の聯絡に當つた。六全大會秘書長、現に中央黨部組織部長、中央執行委員會常務委員、工商部長。

●林染生、廣東人、本年丁度四十歳、廣東のミツションスクール、嶺南大學並にモスコイ中山大學卒業、早くから新聞界に活躍、舊中華日報編輯長時代から反蔣筆陣を張り、一昨年香港南華日報を舞臺に重慶攻撃の鋭筆痛烈を極め、重慶側テロ團に襲撃され重傷を負つた事がある。現在中央黨部宣傳部長代理、中央執行委員會常務委員、宣傳部長。

●梁鴻志、福建省長樂縣人、五十九歳、前清京師大學堂を卒業、段祺瑞の幕下に入り、北京政府法制局參事等を経て一九一八年參議院議員秘書長となつたが、一九二〇年安福派失脚後安福八禍首の一人として逮捕令を發せられ、北京日本公使館に逃がれた。一九二四年段祺瑞臨時執政となるや執政秘書長となつたが、翌年段の失脚と共に天津に通れ、爾來政界を引退し上海に寓居し詩歌を友としてゐたが、事變勃發するや戰禍の中に敢然起つて維新政府を組織し行政院長として、又一昨年九月以來中華民國政府聯合委員會委員として重責を果しつゝあつた。現監察院長。

●王揖唐、安徽省合肥縣人、六十三歳、日本陸軍士官學校、法政大學に學び、歸國後徐世昌の知遇を得て東三省總督軍參議となり、後ドイツに留學軍事學を研究歸國後、第一革命を経て袁世凱の幕僚となつた。一九一六年袁の死後北京に國民大學、中華大學を創設、後進の養成に努め翌一九一七年再び政界に入り段祺瑞派の領袖となり、北伐完成前北京政府に安福派の首領として活躍したが、同派失脚後日本に亡命間もなく天津に歸り、その後東北政務委員會委員となり冀察政權に委員として參加、陸軍の組織について歐米に赴いたこ

ともあり、軍政通て臨時政府組織されるや王克敏氏の懇請により常務委員に就任したが、間もなく王克敏氏圓滿辭職の後を襲つて委員長に就任した。

●温宗堯 廣東省台山縣人、六十五歳、香港皇仁學院卒業後支那最初のアメリカ留學生として渡米、一九〇三年歸國、英支西藏通商條約締結のためインドに派遣せられ、駐藏參贊大臣としてラサに駐在した。第一革命勃發と共に革命派に加はり、一九二二年南京に假政府組織せらるゝや國民黨に加はり副會長となる。その後廣東軍政府外交部長、廣東軍政府總裁となり、一九二〇年上海における南北和平會議には南方代表たりしがのち上海に隱棲、維新政府組織されるや立法院長を買つて出て、東亞新秩序の建設に獻身的努力を捧げ、洗練された温厚篤實の人望高く司法院長として最適の人である。司法院長。

●丁默邨 上海の闇の夜を支配してゐた青帮やC・C團の親分連も事變後は一時蔭をひそめてゐたが、最近重慶は再びこの方面の利権者である戴笠や吳開先を潜入せしめて新政府破壊工作に従事せしめてゐる。これに對抗して目には目、齒には齒を酬ゆべく目覺ましい活躍振りをを見せてゐるのが泣く子も黙る丁默邨とその配下である。丁默邨を新政府の社會部長として起用されたのはたしかに汪氏のヒットといふべきである。C・C團の領袖とし又戴笠、康澤と並んで蔣政權軍事委員會第三廳の特務三人男と諷はれたが、驕然汪派に轉向後は御得意の特務工作に縦横の活躍を續けてゐる。本年四十歳、病身だが全身火の如き情熱の持主、現中央黨部社會部長兼中央特工總部主任、還都籌備委員會交通股主任の任にある。社會部長。

●李聖五 山東泰安縣人、五十二歳、北京大學卒、我が東大大学院、オックスフォード大學等で法學を修む、暨南大學、復旦大學教授、上海商務印書館編輯、行政院參事等を歴任、一九三三年外交部總務局長兼中央政治會議特務秘書に任ぜられ、一九三六年外交部顧問となり、脱出前は國民參政會員、著書「國際公法論」

その他がある。現中央執行委員會常務委員。司法行政部長。

●諸青來 上海銀行週報編輯者として知られ有数の經濟學者である。上海大夏大學、持志大學、光華大學等の教授を歴任、本年五十九歳、交通部長。

●趙誠松 貴州省黎平縣人本年四十二歳、中國青年黨中央政治行動委員會委員長、新中國日報總主筆、前討賊聯軍總司令部參事川康甘青邊境政治委員を歴任した、農礦部長。

●趙正平 江蘇省費山縣出身六十四歳、早大卒業、國立暨南學校々長、北平特別市政府社會局長、青島特別市政府教育局長等を歴任、在野の名流で文化界を代表する。教育部長。

●傅式説 浙江省樂清縣人、四十九歳、東京帝國大學工學部卒業、廈門大學、上海大學教授を勤めた技術家出身の學者肌の人で漢冶萍煤礦公司技師、江蘇煤油特稅局長などを歴任し、日本には十數年居た事のある日本通である。汪派陣營の經濟部門を擔當、事業界でも重きを示してゐる。鐵道部長。

●朱履齋 浙江省華興縣人、一八八四年生れ、元國民政府の外交部司長、司法部次長等を経て司法院秘書長代理兼司法行政部政務次長となり、一九三〇年司法行政部長代理兼立法院立法委員となる。司法副院長。

●江亢虎 江西省上饒縣人、一八八三年生れ、第一革命後中國社會黨を組織し、反袁世凱運動に狂奔したが成功せず、一九一五年米國に亡命、歸國後一九二四年再び中國社會黨を組織した。上海南方大學の創設者、學者としても名聲あり、考試副院長。

●顧忠琛 前國民政府文官處參事、監學副院長。

●林彪 廣東省中山縣人、一八八九年生れ、元廣東軍政府大元帥府秘書、後上海臨時法院判事、國民政府司法院秘書等の要職を経て一九二九年江蘇高等法院長となる、司法行政法院長。

●鮑文樞 奉天省遼城縣人、一八八九年生れ、元張學良麾下であつて東三省保安總司令部參議東省特別區警務署長等を経て一九三〇年蔣介石、張學良合作したる後一時參謀次長に就任、辭して國民政府軍事委員會分會委員となり、その後軍事委員會辦公廳主任となる、中央政治委員、軍事專門委員會主任。

●任援道 江蘇省宜興縣出身、五十歳、保定軍官學校卒業後第十五混成旅長、平漢路警備司令を歴任、一九三五年冀察政權外交委員となる。維新政府綏靖部長として活躍、陸軍中將、今回は還都警備委員會經營股主任となり、新政府の軍事參議院長代理、蘇浙皖三省綏靖軍總司令等軍事の要職にある。軍事參議院長代理。

●劉郁芬 河北省清苑縣の出身で六十一歳、保定陸軍速成學校步兵科卒業後馮玉祥の麾下に入り、國民革命軍第二集團軍第二軍長兼軍事委員會委員、第七方面軍總指揮、甘肅省政府委員主席等を歴任、新政府の下、開封綏靖主任。

●葉蓬 湖北省黃陂縣の出身で保定軍官學校卒業の陸軍中將、本年四十七歳、一九三〇年以來武漢地方治安維持に當り、事變前は武漢警備司令であつた。現在は汪氏を團長に戴く中央軍官訓練團教育長の要職にあり、新政府軍部の中樞人物である。武漢綏靖主任。

●齊燮元 河北省人、六十二歳、北京陸大卒業後直隸派に屬し、一九二二年陸軍上將、蘇皖贛巡閱使となり第二次奉直戰の際上海を占領中支に覇を稱へたが、張宗昌に破れ日本に亡命以來直隸派復活に努めたが、失敗に終り、天津に隱棲後冀察政權常務委員に擧げられた。治安部總長兼陸軍軍官學校長。華北綏靖軍總司令。華北政務委員會常務委員兼綏靖總署督辦の任にあつた、華北綏靖軍總司令。

第四章 既成政權の足跡

一、蒙古聯合自治政府

A、蒙疆地區の特殊使命

蒙古聯合自治政府治下の蒙疆地區は面積五十萬七千平方キロ、我國の本州九州四國と朝鮮とを合せた面積と大體同じである。しかして同地區は北部に於てソ聯の傀儡赤色政權たる外蒙自治共和國と國境を接し、西部に於ては、寧夏を距て、現在既に事實上のソ聯領と化してゐる新疆省に接してゐる。翻つてその東部は防共國滿洲國であり、西部は特殊地域たる北支に連なつてゐる。以上の地理的事實に鑑みる時、蒙疆地區の有する特殊性、即ち防共上の重大使命も自ら明らかとなる。試みに地圖を開いて見ると、同地區の存在はまさに廣漠たる赤化の野に防共の刃を突き刺した感である。

新政府の成立に際し、蒙古聯合自治政府が欣然これに参加しその傘下に入ることはなつたが、

實質的には極めて高度の自治を許容されてゐる所以もそこにある譯である。

B、蒙古聯合自治政府

昭和十二年七月七日、支那事變が勃發、皇軍一齊に起つて暴支膺懲の帥を進めた際、關東軍は南口より忽ち蒙疆地區に進出した。かくして先づ九月四日には舊察哈爾省西部十縣を管區とする「察南自治政府」が誕生し、次いで十月十五日には舊山西省の北部即ち雁北十三縣を管區とする「晋北自治政府」が大同に、又同月二十七日には永年に互る南京政府の壓政から脱却した蒙古軍が皇軍の協力を得て、綏遠に入城、舊察哈爾省の大部と綏遠省を含む内蒙全般を管區とする「蒙古聯盟自治政府」を樹立した。

相次いで成立した以上三政權は相互の共通利害に關し連絡統制を圖る目的を以て同年十一月二十二日、「蒙疆聯合委員會」を組織、同委員會は蒙疆の治安確立に伴ひ翌十三年八月一日委員會制を廢して部制とし、總務、産業、財政、交通、民生、保安の六部を設置した。然るに蒙古七百萬の民衆は察南、晋北、蒙古聯盟の三自治政府を打つて一丸とする蒙疆新中央政權の樹立を要望するに至つたので、蒙疆聯合委員會は前記三自治政府と協議の上、昭和十四年九月一日張家口に統一政權たる「蒙古聯合自治政府」を樹立、蒙疆聯合委員會總務委員長徳王が新政府の主席に就

任、夏晋北、于察南兩自治政府最高委員が副主席となり、夫々推舉、就任の式を終つて (一)蒙古聯合自治政府暫行組織法 (一)參議府、政務院、地方政廳各官制を制定。次いで (一)首都を張家口に定む (一)紀元年號を成吉思汗紀元とす (一)新政府旗の制定、等を議了、公布した。徳王は主席就任の宣誓に於て「新政府組織の精神を體し誠實に組織法及び諸法令を遵守し境内民族の慶福安寧を圖り、もつて東亞新秩序建設に邁進し、光輝ある新政府の丕基を永遠に鞏固ならしむ」と宣誓した。

新政府の憲法ともいふべき暫行組織法の全文次の如し。

第一章 總 則

第一條 蒙古聯合自治政府は東亞の道義を昂揚し民族協和を鞏固にし人民の福祉厚生を圖り且共產主義を剔除することを以て施政の理念とす

第二條 蒙古聯合自治政府は民意を以て政治の大本となす

第二章 主席及び副主席

第三條 主席は蒙古聯合自治政府を代表し本法の條規に依り政權を總掌す

第四條 主席事故ある時は法律の定むるところにより副主席之を代理す

第五條 主席及び副主席は民意に基きて就任す、主席の任期は三年とす

第六條 主席は法律を裁決し其の公布及び執行を命ず

第四章 既成政權の足跡

第七條 主席は法律により法院として司法権を行はしむ

第八條 主席は官制を定め官吏を任免し其の俸給を定む、但し本法は本律に特例を掲げたるものは各其の事項に依る

第九條 主席は軍を統率す

第十條 主席は恩赦を命ずるの権を有す、恩赦の要件及び效力は法律を以て之を定む

第三章 參議府

第十一條 參議府は參議を以て之を組織す

第十二條 參議府は官制の定むるところにより重要政務に關し主席の諮問に應ふ

第四章 政務院

第十三條 政務院は諸般の行政を掌理す

第十四條 政務院に政務院長及び各部長を置く

第十五條 政務院長は主席を弼け政務に付其の責に任す

第十六條 政務に關する教書、法律及び豫算は政務院長主管部長と俱に之に副署す

第五章 法院

第十七條 法院は法律により民事及び刑事の訴訟を審判す、但し行政訴訟及び其の他の特別訴訟に關しては法律を以て別に之を定む

第十八條 法院の對審判決は之を公開す、但し安寧秩序又は風俗を害する虞れあるときは法律により又は法院の決議を以て公開を停止することを得

第六章 人民の保障

第十九條 蒙古聯合自治政府治下の人民たるの資格は法律の定むるところによる。

第二十條 蒙古聯合自治政府治下の人民は其の民族、宗教の如何を問はず政府の平等なる保護を享く

第二十一條 蒙古聯合自治政府治下の人民は身體の自由を侵さるゝことなし、公の權力による制限は法律の定むるところによる

第二十二條 蒙古聯合自治政府治下の人民は財産権を侵さるゝことなし、公益上の必要に由る制限は法律の定むるところによる

第二十三條 蒙古聯合自治政府治下の人民は法律の定むるところにより公務に參與する權利を有す

第二十四條 蒙古聯合自治政府治下の人民は法律に定めたる法官の裁判を受くるの權利を有す

第二十五條 蒙古聯合自治政府治下の人民は政府又は地方團體の公費による各種の施設を享用するの權利を有す

附 則

第二十六條 本法は成吉思汗紀元七百三十四年九月一日より之を施行す

第二十七條 従前の法令は其の名稱の如何を問はず總て其の效力を有す、但し新政府組織の精神及び法令に牴觸するものは此の限に在らず

なほ我國の内閣に相當する政務院には同じく我國の各省に當るものとして、總務、民政、治安司法、財政、産業、交通の七部を置き、總務は法制、人事、豫算、拂外事項を管掌し治安部は軍

政、警察の双方を掌理することになつてゐる。
尙從前の晋北、察南兩自治政府はそれ／＼晋北政廳及察南政廳に改組され、地方行政機關として新政府の指揮監督を受けることゝなつた。

蒙古聯合自治政府首腦部の顔觸れ次の如し。

主席	德 王								
副主席	千品卿、夏恭								
政務院長	卓特巴札普								
政 民政部長	松津旺楚克								
總務	關口 保								
治安	丁 其 昌								
府 司法	陶 克 陶	(察南政廳)	長官	陳 玉 銘					
財政	馬 永 魁		次長	竹 內 之 平					
産業	杜 運 宇	(晋北政廳)	長官	田 汝 弼					
交通	金 永 昌		次長	前 島 昇					
軍 蒙古軍總司令	李 守 信								
參 謀	吳 鶴 齡								
最高顧問	金 井 章 二								

問 顧 問 日比野 襄
同 滿尾 君亮

C、治績の概要

蒙疆に於ける戦後經營の實績は新政權の成立以來二年有半にして驚異的な好成績を示し、新興蒙疆建設の第一期は既に完成したといふべく、目下第二期の建設工作が着々として進行しつつある。

第一期は主として戦後非常時局の克服による政治的統制力及び經濟的生産力の復活乃至創造を目的とした基礎工作で、第二期に於てはこの基礎の上に新らたなる建設が開始されてをり、以下少しく既往の治績の概況を記す。

1、財 政

新政權成立當初は一時舊政權時代の税率を一應踏襲したが、徵稅機構は根本的に改組して財政の完全な中央統制を圖り、政府收入を確保した結果、第一年度に於て既に舊政權時代の水準に到達した。

蒙疆聯合委員會では北支を通過する輸入品に對する統稅(貨物の通過税ともいふべき支那の國

内關稅)が臨時政府に於て一旦徴收された上更に二重の課税となつてゐるので、これを是正するため、昭和十四年三月臨時政府と折衝の結果、蒙疆向け物資に對し臨時政府が賦課した統稅は全部蒙疆政府に拂戻すことに決定した。

支那の統稅はビール、燐寸、煙草、麥粉、綿絲、セメント、アルコールの七種品目に課せられるものであるが、これ等の中、蒙疆に於てはアルコールの一部分が生産される外は殆ど全部北支經由輸入してをり、その稅額は年四百萬圓に達するので、差當り臨時政府は三百萬圓を概算見積りによる分として聯合委員會に拂ひ戻すことゝなつた。蒙疆政府としては年額四百萬圓の統稅が確保されたに過ぎないが、これによつて稅制確立の第一歩を踏み出した意義は沒却されない。

なほ重要産業の開發に關してはこれを民間資本にのみ委してゐては所期の目的を達し難いといふので、一般會計とは別個に投資特別會計制度を設置して、特殊重要産業の資本構成に参加し、統制ある産業開發を促進することになつてゐる。

ロ、金 融

蒙疆政府の金融通貨工作は特に目覺しい實績を挙げ各方面の賞讃的となつた。

事變前察南には察哈爾商業錢局、厚和には綏遠平市官錢局及び豐業銀行があり、何れも發券銀行として通貨を發行してをり、又晋北地方には山西票、察北地方には滿洲國幣が流通してゐた。

又支那の舊法幣は各地に交錯して流通してをり、同地域に於ける通貨の流通状態は實に雜然たるものであつた。更に事變發生と共に察哈爾商業錢局は逸早く現金、未發行券、諸帳簿を持つて逃亡したため通貨事情は極めて危険な状態にあつた。

これに對し新政權は至急諸對策を講ずると共に昭和十二年九月二十七日資本金百萬圓の察南銀行を新設、同年十月一日開業と同時に滿洲東三省官銀號紙幣を改造した新通貨を發行して舊通貨の回收に當り、又綏遠平市官錢局及び豐業銀行を漸次接收して晋北、綏遠地方の舊紙幣整理に當つたのである。

次いで同年十一月二十二日、蒙疆聯合委員會が設置せらるゝと共に察南銀行を改組擴充して、新たに蒙古聯盟、察南、晋北の各自治政府が四百萬圓宛を出資して資本金千二百萬圓の蒙疆銀行が設立され、名實共に蒙疆地域の中蒙銀行として同年十二月一日業務を開始し、蒙疆銀行貨を發行したのである。

補助貨は蒙疆銀行の鑄貨發行までの間滿洲中央銀行の鑄貨を充當することゝし、又蒙疆銀行は同行條例に基いて、紙幣の發行に對する正貨準備として發行高の四分の一以上の金銀塊、蒙疆銀行券以外の確實なる通貨又は外國銀行に對する預金を保有すべきことゝした。現在蒙疆銀行が發行してゐる紙幣は百圓、十圓、五圓、一圓の四種である。